

省工ネ法の手引き

工場・事業場編

－令和5年度改訂版－



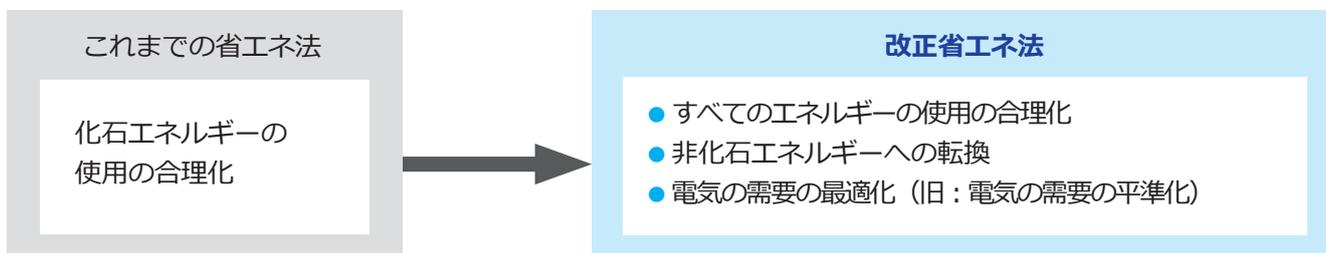
経済産業省
資源エネルギー庁

工場・事業場分野における省エネ政策の最新

省エネ法の改正について

「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」（旧：エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法））は、一定規模以上（原油換算1,500kl/年以上使用する）の事業者には、エネルギーの使用状況等について定期的に報告いただき、省エネ取組の見直しや計画の策定等を行っていただく法律です。

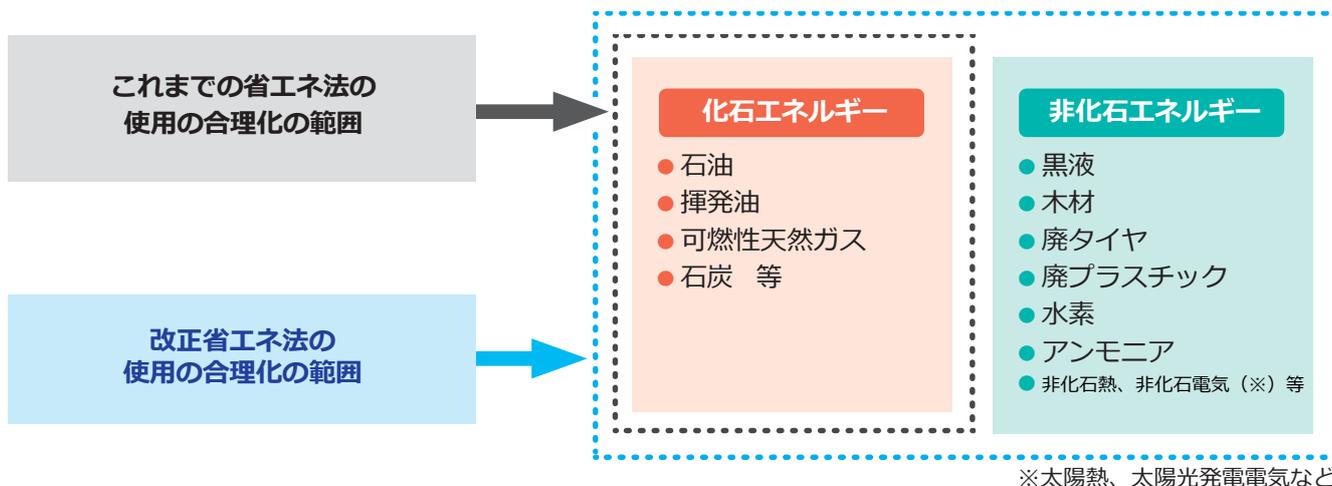
2050年カーボンニュートラル目標や2030年の野心的な温室効果ガス削減目標の達成に向けては、引き続き徹底した省エネに努めるとともに、非化石エネルギーの導入拡大を進める必要があります。また、太陽光発電等の非化石電気の導入が増える中で、供給側の変動に応じて、電気の需要の最適化（デマンドリスポンス [DR]）を行うことが求められています。このため、省エネ法ではこれまで化石エネルギーの使用の合理化等を求めてきましたが、今後は非化石エネルギーも含めたすべてのエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換を求めるとともに、電気の需要の最適化を促す法律に変わります。



改正の概要

1. エネルギーの使用の合理化

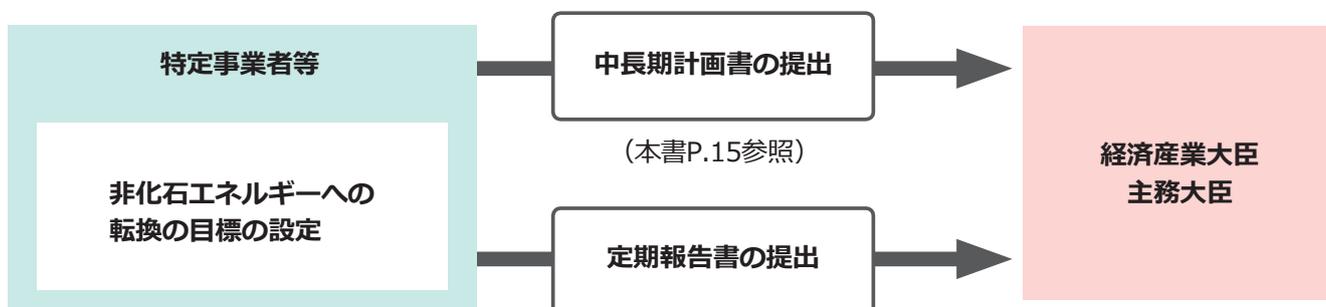
改正省エネ法では、非化石エネルギーを含む全てのエネルギーの合理化が求められます。これに伴い、非化石エネルギーが報告対象に加わります（詳細は本書 P.11参照）。



すべてのエネルギーの使用の合理化が求められます。

2. 非化石エネルギーへの転換

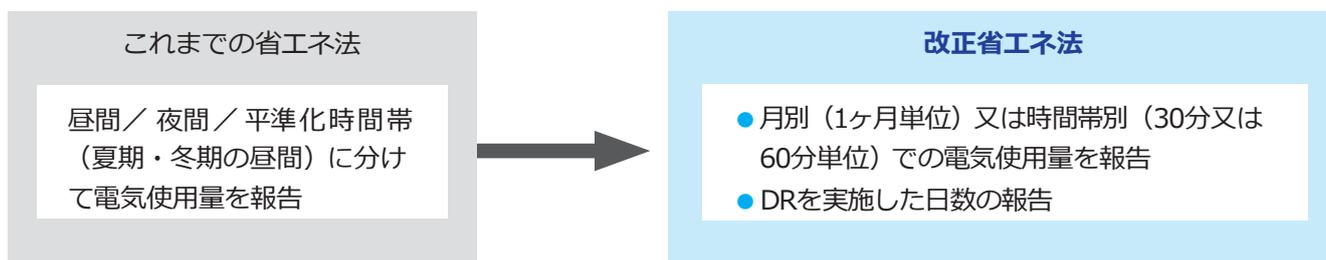
特定事業者等は、非化石エネルギーへの転換の目標に関する中長期計画の作成及び非化石エネルギーの使用状況等の定期報告を行うことが求められます。非化石エネルギーへの転換の目標については、国が定める目安の有無によって、何を設定するかが異なります（詳細は本書 P.12参照）。



非化石エネルギーへの転換に関する中長期計画書等の提出が必要になります。

3. 電気の需要の最適化（旧：電気の需要の平準化）

再エネ出力制御時への電力の需要シフトや、電力の需給逼迫時の電力の需要減少を促すため、特定事業者等は、電力の需給状況に応じた「上げ DR（再エネ余剰時等に電力需要を増加させる）」・「下げ DR（電力需給逼迫時に電力需要を抑制させる）」の実績報告を行うことが求められます（詳細は本書 P.14参照）。



新たに「DRを実施した日数の報告」が必要になります。

その他の改正事項

● ベンチマーク制度の対象業種の追加・目標値の見直しについて【本書 P.16参照】

■ ベンチマーク制度は、業種・分野別に目指すべきエネルギー消費効率の水準を定め、その達成を求めることで事業者の省エネ取組を促すものです。2022年度より石炭火力供給業、データセンター業と圧縮ガス・液化ガス製造業がベンチマーク制度の対象業種に追加され、ソーダ工業において目標が見直されました。（2023年度より報告）

区分	事業	ベンチマーク指標	目指すべき水準
2B	石炭火力 電力供給業	当該事業を行っている工場の石炭火力発電の効率	43.00% 以上
16	データ センター業	当該事業を行っている事業所におけるエネルギー使用量（データセンター業の用に供する施設に係るものに限る。単位 kWh）を当該事業を行っている事業所における IT 機器のエネルギー使用量（データセンター業の用に供する施設に係るものに限る。単位 kWh）にて除した値	1.4 以下
17	圧縮ガス・液 化ガス製造業	製造品種の違いを補正した深冷分離方法による圧縮ガス・液化ガス生産量当たりのエネルギー使用量	LNG 冷熱利用事業者： 0.077kJ/ 千 Nm ³ 以下 その他の事業者： 0.157kJ/ 千 Nm ³ 以下
6B	ソーダ工業	電解工程の電解槽払出力セイソーダ重量当たりのエネルギー使用量と濃縮工程の液体カセイソーダ重量当たりの蒸気使用熱量の和	3.00GJ / t 以下

目次

①はじめに	2
①-① 省エネ法とは	2
①-② 省エネ法におけるエネルギー	2
①-③ 省エネ法が規制する分野	2
②工場等に係る措置	3
②-① 規制の対象となる事業者	3
②-② 事業者の義務	
(1) 事業者の義務の内容	4
(2) 提出書類及び提出期限一覧	5
(3) 各種届出等のフロー	6
(4) エネルギー管理統括者等の選任・資格要件及び選任数	7
②-③ 事業者が遵守すべき判断基準・指針	
(1) 判断基準	8
(2) 工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準	8
(3) 工場等における非化石エネルギーへの転換に関する事業者の判断の基準	9
(4) 工場等における電気の需要の最適化に資する措置に関する指針	10
②-④ 改正省エネ法における3つの評価軸	
(1) エネルギーの使用の合理化	11
(2) 非化石エネルギーへの転換	12
(3) 電気の需要の最適化	14
②-⑤ 計画と報告	
(1) 中長期計画書	15
(2) 定期報告書	15
②-⑥ その他制度	
(1) 産業トップランナー制度（ベンチマーク制度）	16
(2) 連携省エネルギー計画の認定制度	17
(3) 共同省エネルギー事業	18
(4) 認定管理統括事業者の認定制度	18
(5) 登録調査機関による確認調査制度	19
(6) 定期報告書の任意開示制度	20
(7) 開示制度への参画方法	21
(8) 事業者クラス分け評価制度	21
③各種提出書類記入例	22
④省エネポータルサイト 事業者向け省エネ関連情報について	63
⑤定期報告書及び中長期計画書の電子申請	64
⑥各種支援策	65
⑦よくある質問と回答	66

1

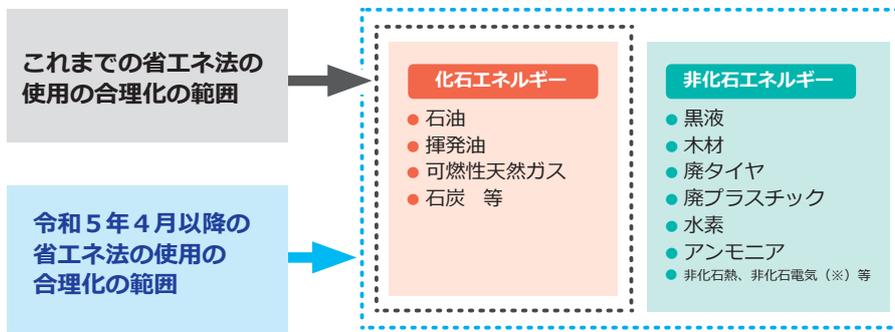
はじめに

① - ① 省エネ法とは

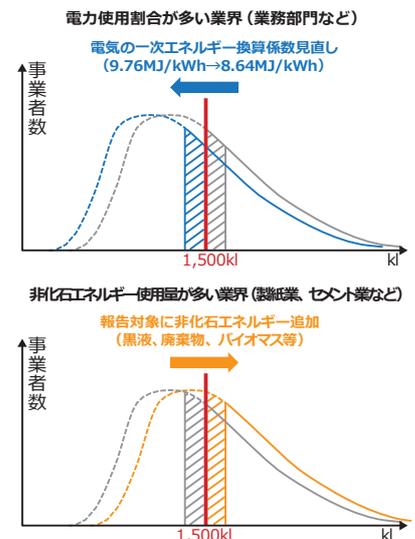
エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（以下「省エネ法」という。）は、一定規模以上（原油換算で1,500kl/年以上のエネルギーを使用する）の事業者には、エネルギーの使用状況等について定期的に報告いただき、省エネや非化石転換等に関する取組の見直しや計画の策定等を行っていただく法律です。

① - ② 省エネ法におけるエネルギー

省エネ法におけるエネルギーとは、以下の青枠に示す燃料、熱、電気を対象としています。令和5年4月から新たに非化石エネルギーが報告対象に加わり、それに伴い業態ごとに右図のようなエネルギー使用量の変動が想定されます。

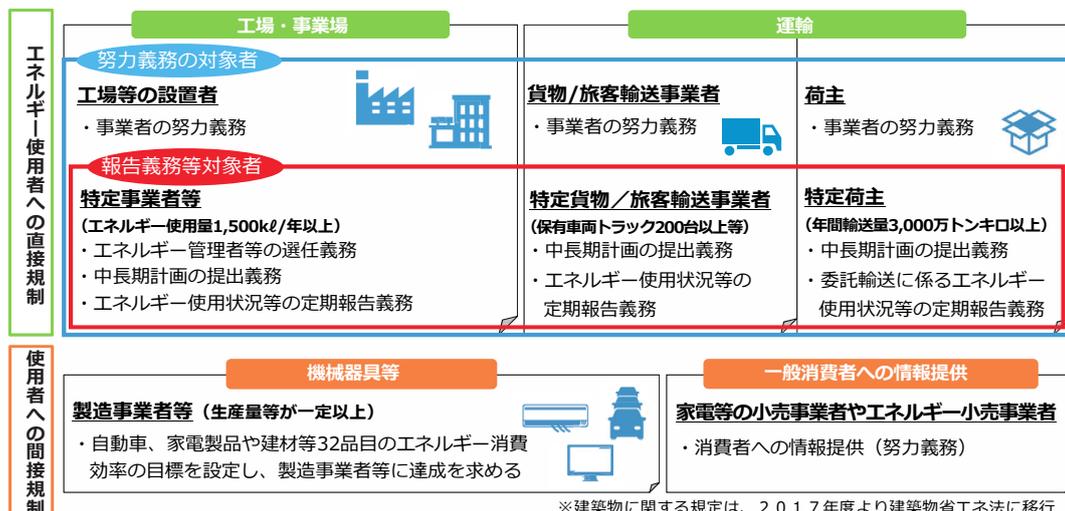


すべてのエネルギーの使用の合理化が求められます。



① - ③ 省エネ法が規制する分野

省エネ法がエネルギー使用者へ直接規制する事業分野としては、工場・事業場及び運輸分野があります。工場等（工場又は事務所その他の事業場）の設置者や輸送事業者・荷主に対し、省エネ取組を実施する際の目安となるべき判断基準を示すとともに、一定規模以上の事業者にはエネルギー使用状況等を報告させ、取組が不十分な場合には指導・助言や合理化計画の作成指示等を行うこととしています。また、エネルギー使用者への間接規制として、機械器具等（自動車、家電製品や建材等）の製造又は輸入事業者を対象とし、機械器具等のエネルギー消費効率の目標を示して達成を求めるとともに、効率向上が不十分な場合には勧告等を行っています。



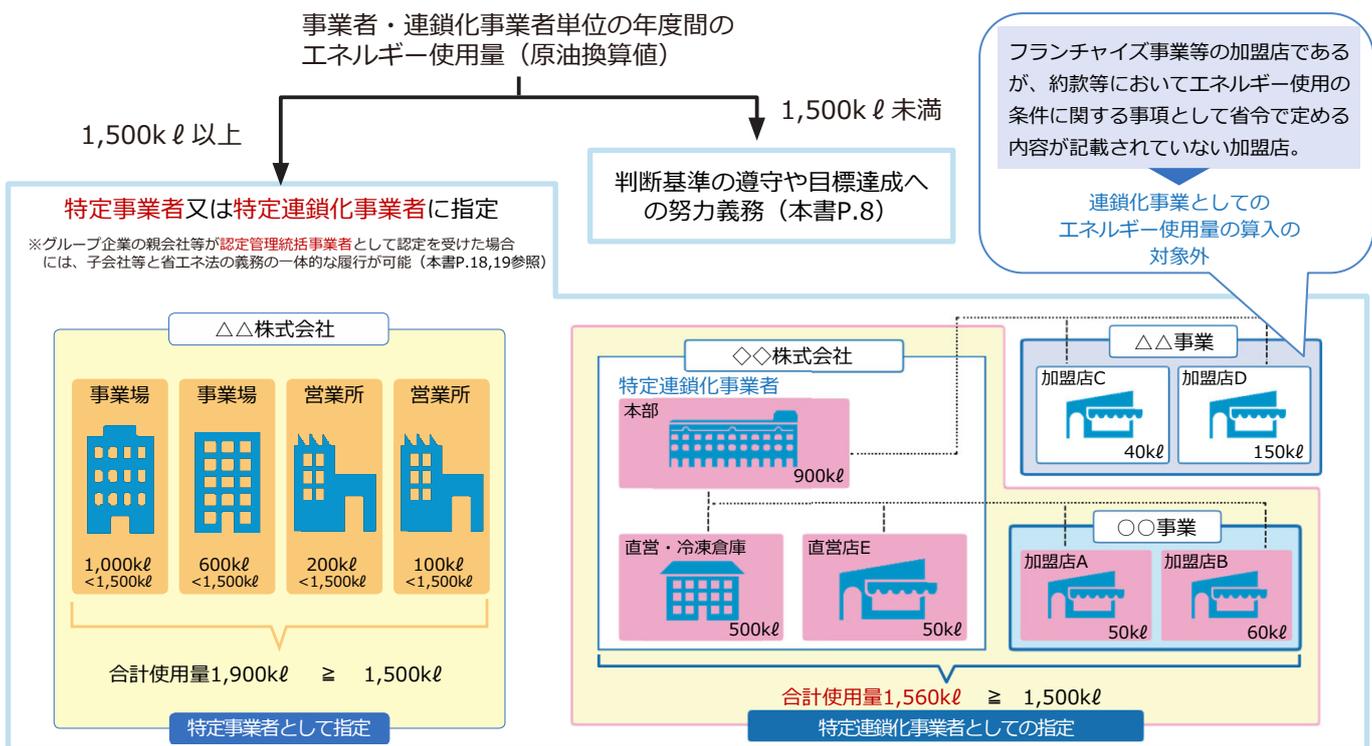
2 工場等に係る措置

②-① 規制の対象となる事業者

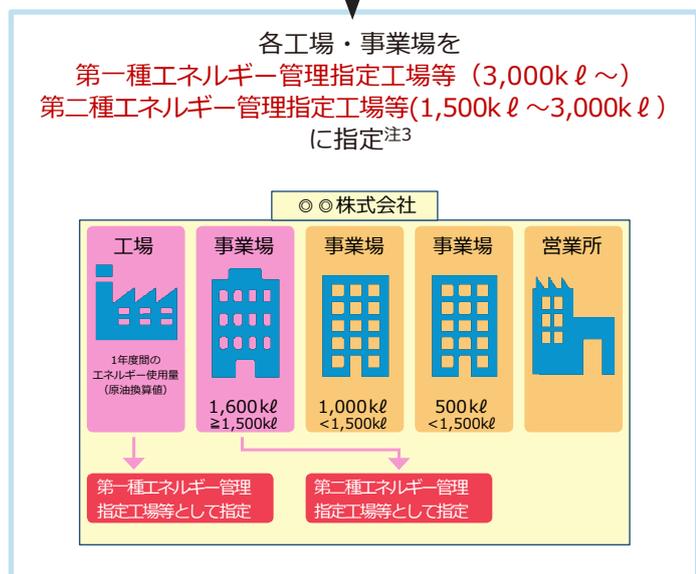
事業者^{注1} 全体のエネルギー使用量（原油換算値）が合計して1,500kℓ/年度以上である場合は、そのエネルギー使用量を国に届け出て、特定事業者の指定を受ける必要があります。

フランチャイズチェーン事業等の本部とその加盟店との間の約款等の内容が、経済産業省令で定める条件に該当する場合は、その本部が連鎖化事業者^{注2} となり、加盟店を含む事業全体のエネルギー使用量（原油換算値）が合計して1,500kℓ/年度以上の場合には、その使用量を本部が国に届け出て、本部が特定連鎖化事業者の指定を受ける必要があります。

また、個別の工場や事業場等の単位でエネルギー使用量が1,500kℓ/年度以上である場合は、各々がエネルギー管理指定工場等の指定を受ける必要があります。



さらに工場・事業場単位で年度間のエネルギー使用量が1,500kℓ以上の場合



注1：事業者の範囲

事業者の範囲は、法人格が基本となります。したがって、子会社、関連会社、協力会社、特殊会社等はいずれも別法人であるため、別事業者として扱われます。

注2：連鎖化事業者

定型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業を行っており、次の（1）及び（2）の両方の事項を加盟店との約款等※で満たしている事業者をいいます（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第39条）。

- 本部が加盟店に対し、加盟店のエネルギーの使用の状況に関する報告をさせることができること。
- 加盟店の設備に関し、以下のいずれかを指定していること。
 - 空気調和設備の機種、性能又は使用方法
 - 冷凍機器又は冷蔵機器の機種、性能又は使用方法
 - 照明器具の機種、性能又は使用方法
 - 調理用機器又は加熱用機器の機種、性能又は使用方法

※本部が定めた方針又は行動規範、マニュアル等を遵守するといった定めが約款等に規定されている場合において、当該方針、行動規範又はマニュアル等に（1）及び（2）の条件が規定されている場合についても同様に連鎖化事業者として扱われます。

②-② 事業者の義務

(1) 事業者の義務内容

事業者全体のエネルギー使用量（原油換算値）が1,500kℓ/年度以上であり、特定事業者又は特定連鎖化事業者に指定並びに認定管理統括事業者に認定された事業者は、以下の義務、目標が課せられます。

また、エネルギー管理指定工場等に指定された工場・事業場等については、個別に下記の義務が課せられます。

●事業者全体としての義務

年度間エネルギー使用量 (原油換算値 kℓ)	1,500kℓ / 年度以上	1,500kℓ / 年度 未滿
事業者の区分	特定事業者、特定連鎖化事業者 又は認定管理統括事業者（管理関係事業者を含む）	—
事業者の義務	選任すべき者	エネルギー管理統括者及びエネルギー管理企画推進者
	提出すべき書類	エネルギー使用状況届出書（指定時のみ） エネルギー管理統括者等の選解任届出書（選解任時のみ） 定期報告書（毎年度）及び中長期計画書（原則毎年度）
	取り組むべき事項	判断基準に定めた措置の実践（管理標準の設定、省エネ措置の実施等）（本書P.8,9参照） 指針に定めた措置の実践（燃料転換、稼働時間の変更等）（本書P.10参照）
事業者の目標	中長期的にみて年平均1%以上のエネルギー消費原単位 又は電気需要最適化評価原単位の低減（本書P.8,10参照）	
行政によるチェック	指導・助言、報告徴収・立入検査、合理化計画の作成指示への対応 (指示に従わない場合、公表・命令)等（本書P.21参照）	指導・助言への対応

●エネルギー管理指定工場等ごとの義務

年度間エネルギー使用量 (原油換算値 kℓ)	3,000kℓ / 年度以上	1,500kℓ / 年度以上 ～3,000kℓ / 年度未滿	1,500kℓ / 年度 未滿
指定区分	第一種 エネルギー管理指定工場等 ^{注3}	第二種 エネルギー管理指定工場等 ^{注3}	指定なし
事業者の区分	第一種特定事業者 ^{注3}	第二種特定事業者 ^{注3}	—
業種	製造業等5業種 (鉱業、製造業、電気供給業、 ガス供給業、熱供給業) ※事務所を除く	第一種指定事業者 ^{注3} 左記業種の事務所 左記以外の業種 (ホテル、病院、学校等)	全ての業種
選任すべき者	エネルギー管理者	エネルギー管理員	エネルギー管理員
提出すべき書類	定期報告書（指定表の提出が必要）		—

注3：指定区分・事業者区分の名称

「エネルギー管理指定工場等ごとの義務」の表のうち、指定区分・事業者の区分に記載されている用語は、特定連鎖化事業者、認定管理統括事業者及び管理関係事業者においては下表のとおり読み替える。

特定事業者	第一種（第二種）エネルギー管理指定工場等	第一種（第二種）特定事業者	第一種指定事業者
特定連鎖化事業者	第一種（第二種）連鎖化エネルギー管理指定工場等	第一種（第二種）特定連鎖化事業者	第一種指定連鎖化事業者
認定管理統括事業者	第一種（第二種）管理統括エネルギー管理指定工場等	第一種（第二種）認定管理統括事業者	第一種指定管理統括事業者
管理関係事業者	第一種（第二種）管理関係エネルギー管理指定工場等	第一種（第二種）管理関係事業者	第一種指定管理関係事業者

(2) 提出書類及び提出期限一覧

特定事業者、特定連鎖化事業者及び認定管理統括事業者及び管理関係事業者★が提出すべき各種提出書類と提出期限をまとめると以下のとおりです。

● 提出書類及び提出期限

様式名称		摘要	提出期限※
エネルギー使用状況届出書	様式第1	事業者の前年度のエネルギー使用量が原油換算で1,500kℓ以上である場合に提出(既に指定されている事業者は提出不要)	5月末日
特定事業者(特定連鎖化事業者)指定取消申出書	様式第2	事業者が事業を行わなくなった場合、又は年度のエネルギー使用量が1,500kℓ未満となることが明らかである場合に提出	随時
第一種(第二種)★ エネルギー管理指定工場等 ^{注3} 指定取消申出書	様式第5	エネルギー管理指定工場等が事業を行わなくなった場合(廃止、移転、譲渡、分社等)、又は年度のエネルギー使用量が3,000kℓ(第一種)又は1,500kℓ(第二種)未満となることが明らかである場合に提出	随時
エネルギー管理統括者(企画推進者)選任・解任届出書	様式第4	エネルギー管理統括者(企画推進者)を選任・解任した場合に提出	事由が生じた日以降の7月末日
エネルギー管理者(管理員)★ 選任・解任届出書	様式第7	エネルギー管理者(管理員)を選任・解任した場合、事業者がとりまとめて提出(選任・解任数が多い場合一覧表を添付することも可)	事由が生じた日以降の7月末日
中長期計画書	様式第8	事業者全体の省エネ取組及び非化石転換に関する計画を取りまとめて提出 一定の条件で提出が免除される(詳細は本書P.15参照)	原則毎年度7月末日
定期報告書	様式第9	事業者全体及びエネルギー管理指定工場等のエネルギー使用量等の情報を記載し提出	毎年度7月末日

※「行政機関の休日に関する法律」に基づき、提出期限が行政機関の休日にあたる場合、行政機関の休日の翌日を期限とみなします。

★は管理関係事業者も提出が必要な書類

● 各種書類の提出方法

上記の書類は、書面によるほか、省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム等を通じたオンライン申請等により提出することができます。オンライン申請は、複数の提出先に対する印刷や郵送が不要であり、システムを介した不備是正も可能です。可能な限りオンライン申請の活用を御検討ください。以下の書類の事前提出が必要となります。

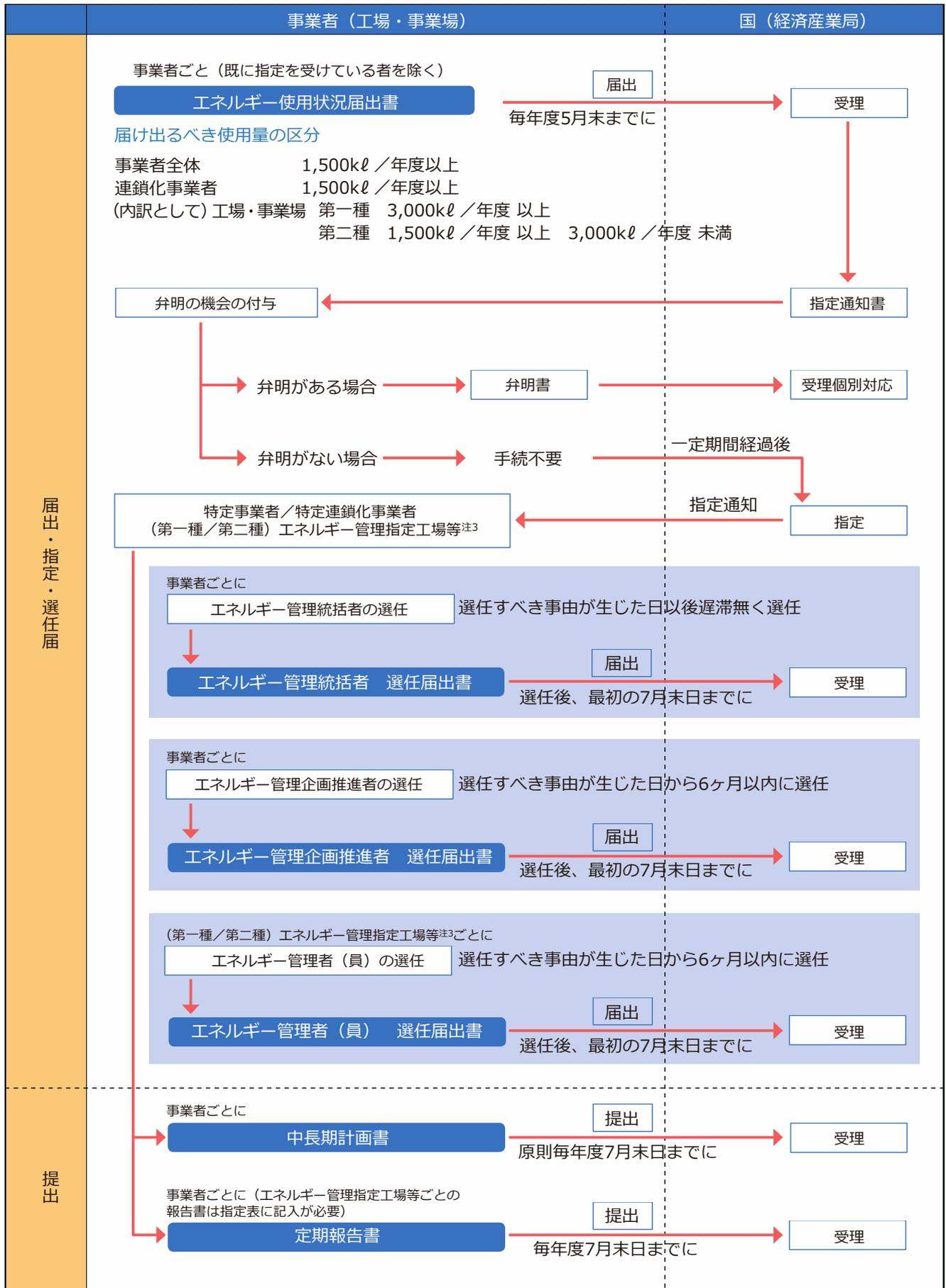
名称		摘要	備考
電子情報処理組織使用届	様式第43	オンライン申請を利用しようとする場合(初回のみ)	受理後、ID・パスワードを付与

省エネ法・温対法・フロン法電子報告システムの利用方法はこちらをご覧ください。

<https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/system>

省エネポータルサイト(本書P.63参照)『定期報告書、中長期計画書の作成とベンチマーク制度』、『様式ダウンロード』を参照

(3) 各種届出等のフロー



※認定管理統括事業者の場合にも上記フローに準ずる。

(4) エネルギー管理統括者等の選任・資格要件及び選任数

●エネルギー管理統括者等の役割、選任・資格要件、選任時期

選任すべき者	役割		選任・資格要件	選任時期
	事業者単位のエネルギー管理	工場等単位のエネルギー管理		
エネルギー管理統括者	①経営的視点を踏まえた取組の推進 ②中長期計画のとりまとめ ③現場管理に係る企画立案、実務の統制	—	事業経営の一環として、事業者全体の鳥瞰的なエネルギー管理を行い得る者 (役員クラスを想定)	選任すべき事由が生じた日以後遅滞なく選任
エネルギー管理企画推進者	エネルギー管理統括者を実務面から補佐	—	エネルギー管理士 ^{注4} 又はエネルギー管理講習修了者 ^{注5}	
エネルギー管理者	—	第一種エネルギー管理指定工場等に係る現場管理(第一種指定事業者を除く)	エネルギー管理士 ^{注4}	選任すべき事由が生じた日から6ヶ月以内に選任
エネルギー管理員	—	第一種エネルギー管理指定工場等に係る現場管理(第一種指定事業者の場合) 第二種エネルギー管理指定工場等に係る現場管理	エネルギー管理士 ^{注4} 又はエネルギー管理講習修了者 ^{注5}	

●エネルギー管理統括者等の選任数

選任すべき者	事業者の区分	選任数	
エネルギー管理統括者	特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者	1人	
エネルギー管理企画推進者	特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者	1人	
エネルギー管理者	注3) 第一種(第一種指定工場等(製造5業種)エネルギー管理指定事業者を除く)	①コークス製造業、電気供給業、ガス供給業、熱供給業の場合 10万kl/年度以上	2人
		10万kl/年度未満	1人
		②製造業(コークス製造業を除く)、鋳業の場合 10万kl/年度以上	4人
		5万kl/年度以上10万kl/年度未満	3人
		2万kl/年度以上5万kl/年度未満	2人
		2万kl/年度未満	1人
エネルギー管理員	第一種指定事業者(第一種エネルギー管理指定工場等(製造5業種以外)) ^{注3}	1人	
	第二種指定事業者(第二種エネルギー管理指定工場等) ^{注3}	1人	

エネルギー管理統括者等は、一定の条件を満たす場合に限り、兼任、外部委託を認めています。
省エネポータルサイト(本書P.63参照)『特定事業者向け情報』を参照

注3：指定区分・事業者区分の名称(再掲)

「エネルギー管理指定工場等ごとの義務」の表のうち、指定区分・事業者の区分に記載されている用語は、特定連鎖化事業者、認定管理統括事業者及び管理関係事業者においては下表のとおり読み替える。

特定事業者	第一種(第二種)エネルギー管理指定工場等	第一種(第二種)特定事業者	第一種指定事業者
特定連鎖化事業者	第一種(第二種)連鎖化エネルギー管理指定工場等	第一種(第二種)特定連鎖化事業者	第一種指定連鎖化事業者
認定管理統括事業者	第一種(第二種)管理統括エネルギー管理指定工場等	第一種(第二種)認定管理統括事業者	第一種指定管理統括事業者
管理関係事業者	第一種(第二種)管理関係エネルギー管理指定工場等	第一種(第二種)管理関係事業者	第一種指定管理関係事業者

注4：エネルギー管理士の免状を取得するためには、エネルギー管理士試験に合格するかエネルギー管理研修を修了することが必要です。

- エネルギー管理士免状の所有者をエネルギー管理士といい、エネルギー管理者等に選任することができます。
- エネルギー管理士免状は、以下のいずれかに該当する者が、免状交付申請を行うことにより交付を受けられます。
 - ①指定試験機関が実施する「エネルギー管理士試験」に合格し、1年以上の実務経験がある者
 - ②実務経験3年以上の者で登録研修機関が実施する「エネルギー管理研修」を修了した者

注5：エネルギー管理講習の修了者は、エネルギー管理企画推進者、エネルギー管理員に選任することができます。

- 指定講習機関が実施するエネルギー管理講習の修了者は、エネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理員として選任することができます。
- エネルギー管理講習は、受講資格に制限がなく、誰でも受講できます。
- 事業者は、エネルギー管理講習修了者の中からエネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理員を選任している場合には、当該者に定期的*に資質向上講習を受講させなければなりません(*講習を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して3年。ただし、講習を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して2年を超えた日以降に選任した場合は、選任した日の属する年度の翌年度)。

② - ③ 事業者が遵守すべき判断基準・指針

(1) 判断基準

判断基準とは、全ての事業者が、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換を適切かつ有効に実施するために必要な判断の基準となるべき事項を告示として公表したものです。

各事業者はこの判断基準に基づき、エネルギー消費設備ごとの管理標準の策定や非化石転換に関する目標の設定等を行うことで、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換に努めなければなりません。判断基準は基準部分、目標部分、調和規定で構成されています。概要は以下のとおりです。

(2) 工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準

I 基準部分	I-1 全ての事業者が取り組むべき事項： 特定事業者等が工場全体を俯瞰して取り組むべき事項として以下の(1)～(9)までの9項目を規定 (1) 取組方針(目標、設備の運用・新設・更新)の策定 (4) 省エネに必要な資金・人材の確保 (2) 管理体制の整備 (5) 従業員に対する取組方針の周知、省エネ教育の実施 (3) 責任者等の配置等 (6) 取組方針の遵守状況を確認・評価・改善指示 ①責任者の責務 (7) 取組方針及び遵守状況の評価手法の定期的な精査・変更 ②責任者を補佐する者の責務 (8) 取組方針や管理体制等の文書管理による状況把握 ③現場実務を管理する者の責務 (9) エネルギーの使用の合理化に資する取組に関する情報の開示
	I-2 1 工場単位、設備単位での基本的実施事項： (1) 生産性向上を通じたエネルギーの使用の合理化 (4) 既存設備の老朽化の状況の把握・分析等 (2) エネルギー管理に係る計量器等の設備 (5) エネルギー効率の高い機器の導入と余裕度の最適化 (3) エネルギー多消費設備の廃熱等の把握 (6) エネルギー使用の最小化
	I-2 2 エネルギー消費設備等に関する事項 2-1 事務所：主要な設備について、その管理、計測・記録、保守・点検、新設・更新に当たっての措置の基準を規定 (1) 空気調和設備、換気設備 (5) 発電専用設備、コージェネレーション設備、太陽光発電設備等 (2) ボイラー設備、給湯設備、太陽熱利用機器等 (6) 事務用機器、民生用機器 (3) 照明設備、昇降機、動力設備 (7) 業務用機器 (4) 受変電設備、BEMS (8) その他
	2-2 工場等：エネルギーの使用に係る各過程について、その管理、計測・記録、保守・点検、新設・更新に当たっての措置の基準を規定 (1) 燃料の燃焼の合理化 (4) 熱の動力等への変換の合理化 (2) 加熱及び冷却並びに伝熱の合理化 (5) 放射、伝導、抵抗等によるエネルギーの損失の防止 (3) 廃熱の回収利用 (6) 電気の動力、熱等への変換の合理化
II 目標部分	〈前段〉 ●特定事業者等が中長期的に努力し、計画的に取り組むべき事項について規定 ・設置している工場全体として又は工場等ごとに、エネルギー消費原単位又は電気需要最適化評価原単位を中長期的にみて年平均1%以上低減の努力 ・ベンチマーク達成に向けての努力 ・ISO50001の活用の検討 等
	1-1 事務所：主要な設備について、事業者として検討、実施すべき事項を規定 (1) 空気調和設備 (5) 照明設備 (6) 昇降機 (2) 換気設備 (7) BEMS (3) ボイラー設備 (8) コージェネレーション設備 (4) 給湯設備 (9) 電気使用設備
	1-2 工場等：主要な設備について、事業者として検討、実施すべき事項を規定 (1) 燃料設備 (5) 電気使用設備 (2) 自然界に存する熱(※)及び廃熱等の活用 (6) 空気調和設備、給湯設備、換気設備、昇降機 (3) 廃熱回収措置 (7) 照明設備 (4) コージェネレーション設備 (8) FEMS (※)太陽熱、地熱、温泉熱、雪氷熱を除く。
	2. その他エネルギーの使用の合理化に関する事項 (1) 熱エネルギーの効率的利用のための検討 (4) エネルギーサービス事業者の活用 (2) 未利用エネルギー・再生可能エネルギー等の活用 (5) IoT・AI等の活用 (3) 連携省エネルギーの取組 (6) エネルギーの使用の合理化に関するツールや手段の活用
III 調和規定	非化石エネルギーへの転換に関する措置が、エネルギーの使用の合理化に関する措置の効果を著しく妨げることのないように留意すべき点について規定

『工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準(平成21年経済産業省告示第66号)』の詳細は省エネポータルサイト(本書P.63参照)『省エネ法の概要』の中の『省エネ法関連法令』を参照

(3) 工場等における非化石エネルギーへの転換に関する事業者の判断の基準

I 基準部分	<p>I-1 全ての事業者が取り組むべき事項： 特定事業者等が工場等全体を俯瞰して取り組むべき事項として以下の(1)～(7)までの7項目を規定</p> <p>(1) 取組方針(目標、取組事項)の策定 (2) 管理体制の整備 (3) 非化石転換に必要な資金・人材の確保 (4) 取組方針の遵守状況を確認・評価・改善指示</p> <p>(5) 取組方針及び遵守状況の評価手法の定期的な精査・変更 (6) 取組方針や管理体制等の文書管理による状況把握 (7) 非化石エネルギーへの転換に資する取組に関する情報の開示</p>
	<p>I-2 工場等において取り組むべき事項：</p> <p>(1) 事務所：燃料・熱・電気等に関して取り組むべき基本的実施事項</p> <p>1-1 燃料に関する事項：非化石燃料の使用に対応した設備の選定、非化石燃料の使用割合向上 1-2 熱に関する事項：非化石熱の使用に対応した設備の選定、非化石熱の使用割合向上、非化石比率の高い熱の調達、熱証書等の活用 1-3 電気に関する事項：非化石電気の使用に対応した設備の選定、非化石比率の高い電気の調達、電力証書等の活用 1-4 その他に関する事項：非化石エネルギーへの転換に資する技術開発及び実証実験</p> <p>(2) 工場等：燃料・熱・電気等に関して取り組むべき基本的実施事項</p> <p>1-1 燃料に関する事項：非化石燃料の使用に対応した設備の選定、非化石燃料の使用割合向上 1-2 熱に関する事項：非化石熱の使用に対応した設備の選定、非化石熱の使用割合向上、非化石比率の高い熱の調達、熱証書等の活用 1-3 電気に関する事項：非化石電気の使用に対応した設備の選定、非化石比率の高い電気の調達、電力証書等の活用 1-4 その他に関する事項：非化石エネルギーへの転換に資する技術開発及び実証実験</p>
II 目標部分	<p>●特定事業者等が中長期的に努力し、計画的に取り組むべき事項について規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 他人から供給された電気及び自家発電による電気の使用量に占める非化石エネルギーの割合に関する目標の設定 ● 国が目安となる水準を定める指標に関する目標の設定 ● その他業態特性や固有の事情等を考慮した指標に関する目標の設定(備考) <ol style="list-style-type: none"> 1 非化石エネルギー量の算出方法(詳細は本書P.12参照) 2 活用できる証書等の種別等(詳細は本書P.60参照)
III 調和規定	<p>非化石エネルギーへの転換に関する措置が、エネルギーの使用の合理化に関する措置の効果を著しく妨げることのないように留意すべき点について規定</p>

詳細は省エネポータルサイト(本書P.63参照)『省エネ法の概要』の中の『省エネ法関連法令』を参照

(4) 工場等における電気の需要の最適化に資する措置に関する指針

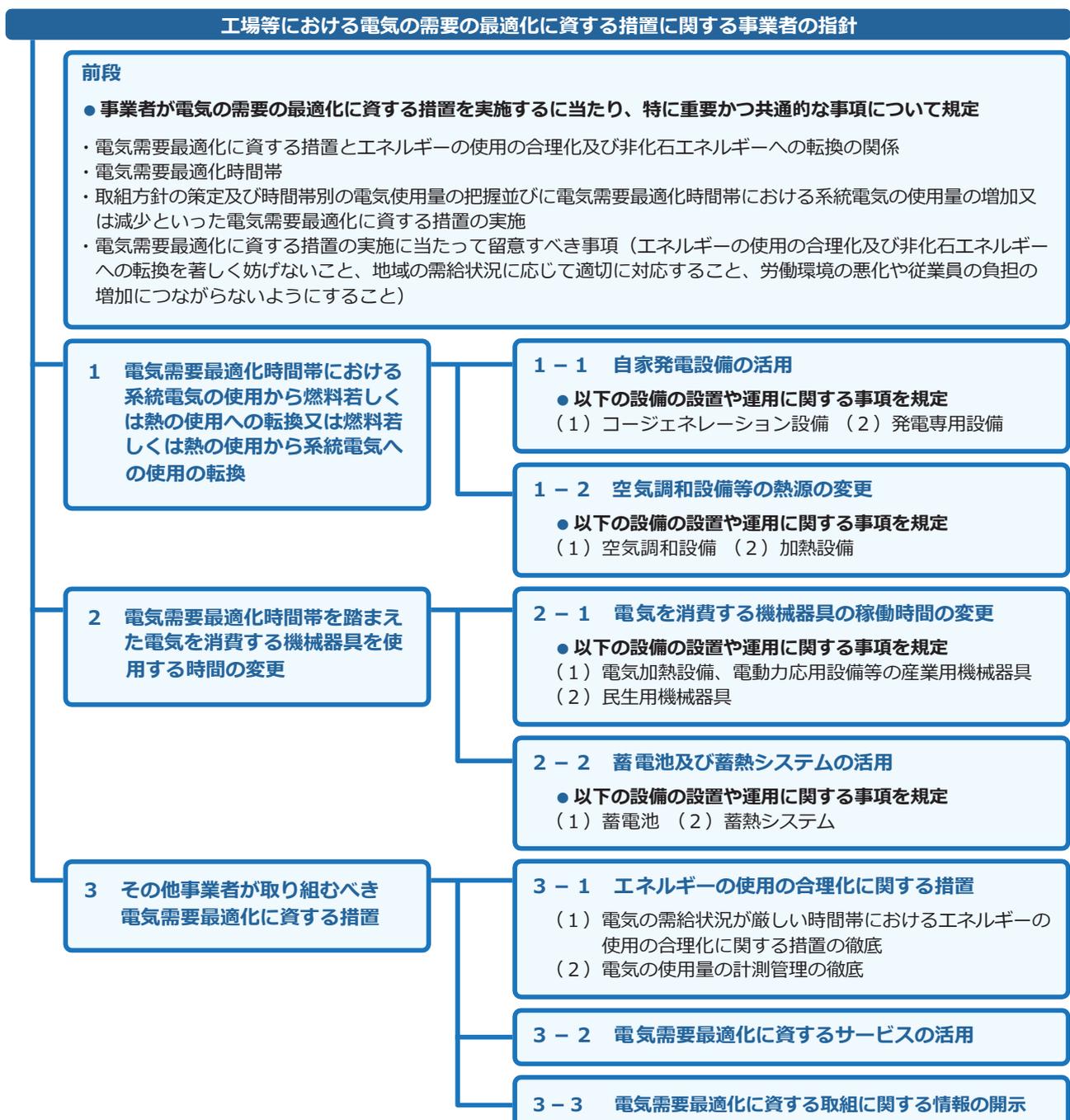
●工場等における指針とは

工場等における電気の需要の最適化に資する措置に関する事業者の指針（以下「指針」という。）とは、電気を使用して事業を行う事業者が、電気の需要の最適化に資する措置を適切かつ有効に実施するために取り組むべき措置を告示として公表したものです。

指針において、電気の需要の最適化を推進する必要があると認められる時間帯を、事業者の工場が存するエリアにおいて、再生可能エネルギーの出力制御が行われている時間帯（以下「出力制御時」という。）及び電気の需給状況が厳しい時間帯（広域エリアの予備率が5%未満。以下「需給逼迫時」という。）とし、卸電力価格が低価格又は高価格になる時間帯を電気の需用量を増加又は減少させることに適した時間帯（以下「デマンドリスパンスの実施に適した時間帯」という。）と定めています。

各事業者はこの指針に基づき、出力制御時、需給逼迫時及びデマンドリスパンスの実施に適した時間帯（以下「電気需要最適化時間帯」という。）における系統電気の使用から燃料若しくは熱の使用への転換又は燃料若しくは熱の使用から系統電気への使用の転換などの電気の需要の最適化に資する取組に努めなければなりません。

●指針の構成



② - ④ 改正省エネ法における3つの評価軸

(1) エネルギーの使用の合理化

- 改正省エネ法では、**非化石エネルギーも含めたエネルギー全体の使用の合理化**を図る必要があります。
- エネルギーの使用の合理化に関する取組は**エネルギー消費原単位**により評価を行います。エネルギー消費原単位の算出に当たっては、**非化石燃料の使用量に乘じる補正係数**等を考慮する必要があります（下式参照）。

$$\text{エネルギー消費原単位} = \frac{(A' - B - B')}{C}$$

- A : エネルギー使用量（燃料、熱、電気の使用量）
 A' : Aの非化石燃料に対して補正係数0.8を乗じて再計算した全エネルギー使用量
 B : 販売した副生エネルギー量
 B' : 購入した未利用熱量
 C : エネルギーの使用量と密接な関係を持つ値
 （生産数量、売上高、建物床面積、入場者数、外来者数、ベッド数×稼働率等）

● 5年度間平均エネルギー消費原単位の算定における、法改正に伴う経過措置について

改正省エネ法では、エネルギーの定義や一次エネルギー換算係数が見直されるため、事業者が算定するエネルギー消費原単位も変わります。省エネ取組の継続性を確保するため、5年度間平均エネルギー消費原単位の算定に当たっては、以下のとおり経過措置を設けます。

- 改正前の省エネ法に基づく数値は（ ）内に、改正後の省エネ法に基づく値は（ ）外に記載する。

■ 2024年度定期報告（2023年度実績）

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	5年度間平均原単位変化
エネルギー消費原単位	(95.92)	(94.96)	(92.97)	(91.11)	(91.11) 90	98.7
対前年度比 (%)		99.0	97.9	98.0	100.0	

■ 2025年度定期報告（2024年度実績）

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	5年度間平均原単位変化
エネルギー消費原単位	(94.96)	(92.97)	(91.11)	(91.11) 90	88.2	98.5
対前年度比 (%)		97.9	98.0	100.0	98.0	

改正前の省エネ法に基づく原単位変化

■ 2026年度定期報告（2025年度実績）

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	5年度間平均原単位変化
エネルギー消費原単位	(92.97)	(91.11)	(91.11) 90	88.2	88.2	99.0
対前年度比 (%)		98.0	100.0	98.0	100.0	

改正後の省エネ法に基づく原単位変化

■ 2027年度定期報告（2026年度実績）

	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	5年度間平均原単位変化
エネルギー消費原単位	(91.11)	(91.11) 90	88.2	88.2	87.32	99.3
対前年度比 (%)		100.0	98.0	100.0	99.0	

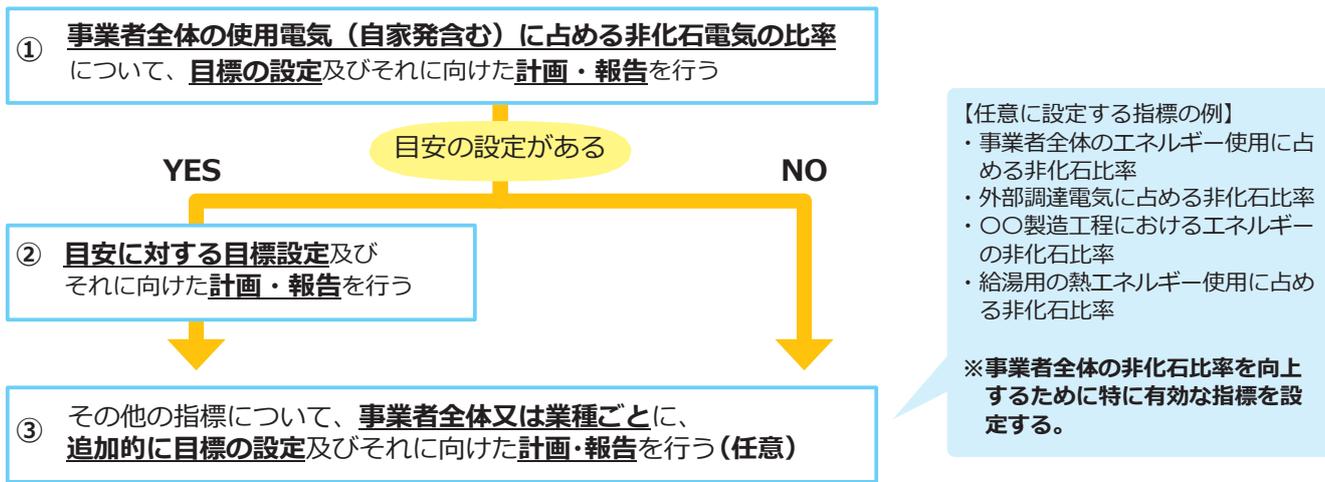
(2) 非化石エネルギーへの転換

- 改正省エネ法では、エネルギーの使用の合理化に加え、**非化石エネルギーへの転換に関する取組の評価**を行います。
- **全事業者**は、**使用した電気全体に占める非化石電気の比率**について、目標の設定、それに向けた計画の策定、実績値の報告を行います。→①
- また、**目安の設定がある業種**（5業種8分野※）は、その目安に対する目標の設定、計画策定、実績報告を行います。→②
- その他、**任意の指標**に対する目標設定、計画、報告を行うことができます。→③

※目安設定業種（5業種8分野）

鉄鋼業（高炉・電炉）、セメント製造業、製紙業（洋紙・板紙）、石油化学業（石油化学系基礎製品製造業・ソーダ工業）、自動車製造業

目標の設定 / 計画 → 中長期計画書 (P.25)
報告 → 定期報告書 (P.28)



非化石エネルギーの使用状況の算出に当たっては、**以下3点を考慮**する必要があります。

I 「重み付け非化石」に該当する電気の使用量を1.2倍する

自家発太陽光やオフサイト型 PPA (FIT/FIP非認定)、その他「重み付け非化石」に相当する電気は、非化石エネルギー使用状況の算出の際、その使用量を1.2倍して計算を行う。

※ただし、燃料を投じるものを除く再生自家発電（太陽光発電、風力発電、地熱発電等）については、以下のとおり熱量換算係数を8.64（全電源平均係数）として再計算した上で1.2倍する。

$$\text{非化石エネルギー使用状況の算出時における再生自家発電電気の使用量} = \underbrace{\text{発電量 [kWh]} \times 3.6[\text{GJ/千kWh}]}_{\text{通常のエネルギー使用量}} \times \underbrace{8.64/3.6}_{\text{全電源平均係数で再計算}} \times 1.2$$

II 証書等の非化石エネルギー量を分子に加算する（詳細は本書P.60,61参照）

非化石エネルギー使用状況の算出の際、J-クレジット等の非化石価値相当分のエネルギー使用量を分子に加算する。

III 他社に供給する熱・電気を発生させるために使用した燃料の使用量を分母・分子から除く

非化石エネルギー使用状況の算出の際、熱・電気供給の用に供するエネルギーを発生させるために使用した燃料の使用量は、分母・分子から除く。

$$\text{非化石エネルギーの使用状況} = \frac{\text{非化石エネルギーの使用量（重み付け非化石 1.2 倍）} + \text{II} - \text{III}}{\text{全エネルギー使用量（重み付け非化石 1.2 倍）} - \text{III}}$$

● 定量目標の目安となる水準

区分	事業	指標	目安となる水準
1 A	高炉による製鉄業 (※ 1)	水素、廃プラスチック又はバイオマスの導入等の非化石エネルギーへの転換に向けた取組による、2030年度における2013年度比石炭の使用量に係る原単位（石炭の使用量を粗鋼の生産量で除して得た値をいう。）削減割合	2%以上
1 B	電炉による製鉄業 (※ 2)	2030年度における外部調達する電気及び自家発電による電気の使用量に占める非化石エネルギーの割合	59%以上
2	セメント製造業 (※ 3)	2030年度における焼成工程（原料を高温で焼成し中間製品であるクリンカーを製造する工程）における化石燃料及び非化石燃料の使用量に占める非化石燃料の使用量の割合	28%以上
3 A	洋紙製造業（※ 4）	①主燃料を石炭とするボイラーを有する者 2030年度における2013年度比石炭の使用量の削減割合 ②主燃料を石炭とするボイラーを有しない者 2030年度における外部調達する電気の使用量に占める非化石エネルギーの割合	① 30%以上 ② 59%以上
3 B	板紙製造業（※ 5）	①主燃料を石炭とするボイラーを有する者 2030年度における2013年度比石炭の使用量の削減割合 ②主燃料を石炭とするボイラーを有しない者 2030年度における外部調達する電気の使用量に占める非化石エネルギーの割合	① 30%以上 ② 59%以上
4 A	石油化学系基礎製品製造業（※ 6）	①主燃料を石炭とするボイラーを有する者 2030年度における2013年度比石炭の使用量の削減割合 ②主燃料を石炭とするボイラーを有しない者 2030年度における外部調達する電気の使用量に占める非化石エネルギーの割合	① 30%以上 ② 59%以上
4 B	ソーダ工業	①主燃料を石炭とするボイラーを有する者 2030年度における2013年度比石炭の使用量の削減割合 ②主燃料を石炭とするボイラーを有しない者 2030年度における外部調達する電気の使用量に占める非化石エネルギーの割合	① 30%以上 ② 59%以上
5	自動車製造業	2030年度における外部調達する電気及び自家発電による電気の使用量に占める非化石エネルギーの割合	59%以上

※熱量換算の詳細については定期報告書の記入要領で示す。

● 定性目標の目安となる水準

区分	事業	目指すべき水準
1 A	高炉による製鉄業 (※ 1)	1 燃料に関する事項 (1) 高炉を用いた水素還元製鉄設備の導入を目指し、研究開発及び実証実験を進めること。 (2) 水素による直接還元製鉄設備の導入を目指し、研究開発及び実証実験を進めること。 (3) 製造工程において発生する二酸化炭素を活用した合成燃料等の非化石燃料の使用割合を向上すること。 2 電気に関する事項 (1) 高級鋼材の製造に対応した大型電炉の実用化を進めるとともに、非化石電気の使用割合を向上すること。
1 B	電炉による製鉄業 (※ 2)	1 燃料に関する事項 (1) 電気炉において、バイオコークス等の非化石燃料の使用割合を向上すること。 (2) 電気炉において、通常燃料としての利用が困難である廃タイヤ、廃プラスチック及びアルミドロス等の非化石燃料の使用割合を向上すること。 (3) 加熱炉等において、水素バーナー及びアンモニアバーナー等の非化石燃料を使用するバーナーの導入を進めること。 2 電気に関する事項 (1) 加熱炉等において、電気により加熱を行う設備の導入を進めるとともに、非化石電気の使用割合を向上すること。
2	セメント製造業 (※ 3)	1 燃料に関する事項 (1) 焼成工程において、バイオマス、廃棄物、水素及びアンモニア等の非化石燃料の使用割合を向上すること。 (2) 焼成残渣も原料の一部として活用できる特徴を生かし、通常燃料としての利用が困難である廃棄物等の非化石燃料の使用を目指し、利用技術の研究開発及び実証実験を進め、非化石燃料の使用割合を向上すること。 (3) 製造工程において発生する二酸化炭素を活用した合成メタンの使用を目指し、研究開発及び実証実験を進めること。
3 A	洋紙製造業（※ 4）	1 燃料に関する事項 (1) 所有森林の活用等による供給網の確保により、バイオマス燃料の使用割合を向上すること。 (2) ホワイトペレット及びブラックペレット等の木質ペレットの製造や混焼に関する技術開発及び実証実験を進めること。 (3) 黒液の燃焼を行うボイラーで発生する蒸気を高温高圧化することにより、製造工程で発生する黒液を最大限に利用すること。
3 B	板紙製造業（※ 5）	1 燃料に関する事項 (1) 所有森林の活用等による供給網の確保により、バイオマス燃料の使用割合を向上すること。 (2) ホワイトペレット及びブラックペレット等の木質ペレットの製造や混焼に関する技術開発及び実証実験を進めること。
4 A	石油化学系基礎製品製造業（※ 6）	1 燃料に関する事項 (1) ナフサ分解によるエチレン等の製造設備において、アンモニア等の非化石燃料の使用割合を向上すること。 (2) 燃料により加熱を行うエチレン等の製造設備（ナフサ分解によるエチレン等の製造設備を除く。）の導入を進めるとともに、非化石燃料の使用割合を向上すること。 2 電気に関する事項 (1) 電気により加熱を行うエチレン等の製造設備の導入を進めるとともに、非化石電気の使用割合を向上すること。
4 B	ソーダ工業	1 燃料に関する事項 (1) 苛性ソーダ製造過程で生じる水素の活用を進め、非化石燃料の使用割合を向上すること。 (2) 発電設備におけるバイオマスの混焼率を向上させる研究開発及び実証実験を進めること。
5	自動車製造業	1 燃料に関する事項 (1) 製造工程において、水素バーナーの導入を目指し、他の事業者と連携して実証実験を進めること。 (2) 固体酸化物燃料電池及びバイオマス発電設備等の発電設備の導入により、非化石燃料の使用割合を向上すること。 2 電気に関する事項 (1) 太陽光発電設備及び風力発電設備等の発電設備の導入にあわせて、自動車に搭載されていた蓄電池等を導入することで、発電する非化石電気を最大限に使用すること。

(※ 1) 高炉により鉄鋼を製造し、製品を製造する事業

(※ 2) 電気炉により粗鋼を製造し、圧延鋼材を製造する事業又は特殊鋼製品（特殊鋼圧延鋼材、特殊鋼熱間鋼管、冷間鋼管、特殊鋼冷間仕上鋼材、特殊鋼鍛鋼品、特殊鋼鋳鋼品）を製造する事業（高炉による製鉄業を除く）

(※ 3) ポルトランドセメント（JIS R 5210）、高炉セメント（JIS R 5211）、シリカセメント（JIS R 5212）、フライアッシュセメント（JIS R 5213）を製造する事業

(※ 4) 主として木材パルプ、古紙その他の繊維から洋紙（印刷用紙、塗工印刷用紙及び微塗工印刷用紙を含み、薄葉印刷用紙を除く）、情報用紙、包装用紙及び新聞用紙）を製造する事業（雑種紙等の特殊紙及び衛生用紙を製造する事業を除く）

(※ 5) 主として木材パルプ、古紙その他の繊維から板紙（段ボール原紙（ライナー及び中しん紙））及び紙器用板紙（白板紙、黄板紙、色板紙及びチップボールを含む）を製造する事業（建材原紙、電気絶縁紙、食品用原紙その他の特殊紙を製造する事業を除く）

(※ 6) 一貫して生産される誘導品を含む

(3) 電気の需要の最適化

- 電気の需要の最適化に関する取組は、
① **DR 実績 (DR 実施日数)** と ② **電気需要最適化評価原単位** により評価を行います。
- 電気需要最適化評価原単位の算出に当たっては、
月別または時間帯別の電気需要最適化係数を用いて電気の使用量を補正する必要があります。

① DR 実績 (DR 実施日数の報告)

定期報告書における DR 実施回数 (日数) の記載

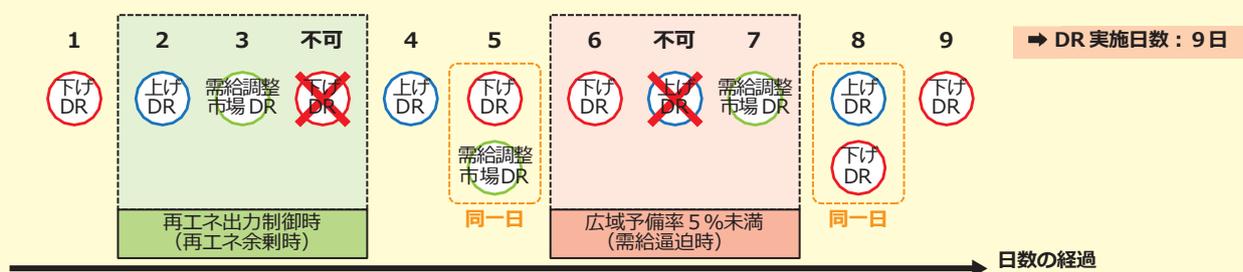
1 - 3 電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数

電気の重要な最適化に資する措置を実施した日数	日
------------------------	---

DR 実施日数のカウント方法

(様々な DR があるが、種類を区別せず) **DR を実施した「日数」** をカウント
需給逼迫時の上げ DR (需要増加) や再エネ余剰時の下げ DR (需要抑制) はカウント不可

DR 実施日数のカウントイメージ



② 電気需要最適化評価原単位

$$\text{電気需要最適化評価原単位} = \frac{(A' - B - B')}{C}$$

- A : エネルギー使用量 (燃料、熱、電気の使用量)
- A' : A のうち、非化石燃料の使用量に 0.8 を乗じ、電気需要最適化係数を考慮した使用量
- B : 販売した副生エネルギー量
- B' : 購入した未利用熱量
- C : エネルギーの使用量と密接な関係を持つ値
(生産数量、売上高、建物床面積、入場者数、外来者数、ベッド数×稼働率 等)

電気需要最適化係数を考慮した使用量の算出方法

- ・ 系統電気 (自己託送を除く) を、時間帯別電気需要最適化係数または月別電気需要最適化係数で換算 (事業者が、時間帯別電気需要最適化係数による換算、または月別電気需要最適化係数による換算のいずれかを選択)
- ・ 系統電気 (自己託送を除く) 以外の電気については、エネルギーの使用の合理化の措置と同様の一次換算係数で換算

時間帯別電気需要最適化係数

30 分又は 60 分単位で計測した系統電気の使用量を一次エネルギー換算する際に用いる係数

時間帯別電気需要最適化係数は以下のとおり

- (1) 再エネ出力制御時: **3.60 GJ/千kWh**
(2 日前の時点で出力制御が見込まれる日の 8 時から 16 時)
- (2) 需給状況が厳しい時: **12.2 GJ/千kWh**
(前日の時点で一部の時間帯で広域予備率が 5%未満となることが見込まれる日の 0 時から 24 時)
- (3) その他の時間帯: **9.40 GJ/千kWh**

月別電気需要最適化係数

1 か月単位で計測した系統電気の使用量を一次エネルギー換算する際に用いる係数

月別電気需要最適化係数は以下の時間帯の区分で設定される係数を月ごとに平均した値。
報告対象年度における実績値を基に、エリアごとに設定される。

- (1) 再エネ出力制御時: **3.60 GJ/千kWh**
(出力制御を実施した時間帯)
- (2) 需給状況が厳しい時: **12.2 GJ/千kWh**
(一部の時間帯で広域予備率が 5%未満となった日の 0 時から 24 時)
- (3) その他の時間帯: **9.40 GJ/千kWh**

② - ⑤ 計画と報告

(1) 中長期計画書

特定事業者、特定連鎖化事業者及び認定管理統括事業者は、毎年度、判断基準に基づくエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換に関する目標達成のための中長期的な計画を作成し、毎年度7月末までに事業者の主たる事務所（通常は本社）の所在地を管轄する経済産業省局及び当該事業者が設置している全ての工場等に係る事業の所管省庁に「中長期計画書（本書P.25参照）」を提出する必要があります。

■ 中長期計画の提出免除

【エネルギーの使用の合理化に関する計画】

省エネ取組の優良事業者については、中長期計画の提出頻度が軽減されます。具体的には、直近2年度以上連続でクラス分け評価制度の結果が“S”評価の場合、翌年度以降、最後に提出した中長期計画の計画期間内(5年が上限)は、“S”評価が継続している限りにおいて提出を免除します。

ただし、当該条件を満たしている場合でも、中長期計画書を提出することは可能です。

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
定期報告書の評価	A	S	S	S	S	S
中長期計画書	提出	提出	提出 (免除申請)	免除	免除	提出

← 中長期計画の計画期間3年の場合
(2022年度～2024年度) →

【非化石エネルギーへの転換に関する計画】

非化石エネルギーへの転換に関する計画に関しては、最後に提出した中長期計画書の内容に変更が生じるまでは再提出の必要はありません（ただし5年が上限）。

■ 中長期計画作成指針

エネルギーの使用の合理化に関する中長期計画作成指針は、「専ら事務所」、「製造業」、「鋳業、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業」、「上水道業、下水道業及び廃棄物処理業」の4種類の業種に対して作成・制定されており、中長期計画の作成における具体的な検討対象として、各特定事業者が投資をすべき設備等が掲げられています。

(2) 定期報告書

特定事業者、特定連鎖化事業者及び認定管理統括事業者は、毎年度のエネルギーの使用の状況等について、翌年度7月末日までに事業者の主たる事務所（通常は本社）の所在地を管轄する経済産業局及び当該事業者が設置している全ての工場等に係る事業の所轄省庁に「定期報告書」を提出しなければなりません。

- 定期報告書では、エネルギー使用量、エネルギー消費原単位及び電気需要最適化評価原単位とそれらの推移、エネルギーを消費する設備の状況、判断基準の遵守状況等を報告します（本書P.28～P.57参照）。
- 定期報告書に記入するエネルギー消費原単位を計算する際の分母の変更は、エネルギー消費原単位の分母の変更が必要となる合理的な理由を明記し、原則当該年度を含む過去5年度分の新旧単位による対比表を作成して、管轄の経済産業局と相談してください（特定-第3表、第4表 指定-第4表、第5表、第6表関係）。
- エネルギー消費原単位、電気需要最適化評価原単位の算出に当たっては、非化石エネルギーの使用量を0.8倍して計算する等の考慮事項に注意すること（本書P.11参照）。
- 非化石エネルギーの使用状況の算出に当たっては、証書等の非化石エネルギー量相当分や、一部の非化石電気に対する重み付け等の考慮事項に注意すること（本書P.12参照）。

②-⑥ その他制度

(1) 産業トップランナー制度（ベンチマーク制度）

ベンチマークとは、特定の業種・分野について、当該業種等に属する事業者が、中長期的に達成すべき省エネ基準（ベンチマーク）です。省エネの状況が他社と比較して進んでいるか遅れているかを明確にし、進んでいる事業者を評価するとともに、遅れている事業者には更なる努力を促すため、各業界で全体の約1～2割の事業者のみが満たす水準を、事業者が目指すべき水準として設定しています。

区分	事業	ベンチマーク指標	目指すべき水準
1A	高炉による製鉄業	粗鋼量当たりのエネルギー使用量	0.531 kℓ /t 以下
1B	電炉による普通鋼製造業	炉外製錬工程通過の有無を補正した上工程の原単位（粗鋼量当たりのエネルギー使用量）と製造品種の違いを補正した下工程の原単位（圧延当たりのエネルギー使用量）の和	0.150 kℓ /t 以下
1C	電炉による特殊鋼製造業	炉容量の違いを補正した上工程の原単位（粗鋼量当たりのエネルギー使用量）と一部工程のエネルギー使用量を控除した下工程の原単位（出荷量当たりのエネルギー使用量）の和	0.360 kℓ /t 以下
2A	電力供給業	火力発電効率A指標火力発電効率B指標	A指標：1.00以上 B指標：44.3%以上
2B	石炭火力電力供給業	当該事業を行っている工場の石炭火力発電の効率	43.00%以上
3	セメント製造業	原料工程、焼成工程、仕上げ工程、出荷工程等それぞれの工程における生産量（出荷量）当たりのエネルギー使用量の和	3,739 MJ/t 以下
4A	洋紙製造業	洋紙製造工程の洋紙生産量当たりのエネルギー使用量	再エネ利用率 72%以上： 6,626 MJ/t 以下 再エネ利用率 72%未滿： (-23,664×(再エネ利用率)+23,664) MJ/t以下
4B	板紙製造業	製造品種の違いを補正した板紙製造工程の板紙生産量当たりのエネルギー使用量	4,944 MJ/t 以下
5	石油精製業	石油精製工程の標準エネルギー使用量（当該工程に含まれる装置ごとの通油量に適切であると認められる係数を乗じた値の和）当たりのエネルギー使用量	0.876 以下
6A	石油化学系基礎製品製造業	エチレン等製造設備におけるエチレン等の生産量当たりのエネルギー使用量	11.9 GJ/t 以下
6B	ソーダ工業	電解工程の電解槽出力セイソーダ重量当たりのエネルギー使用量と濃縮工程の液体カセイソーダ重量当たりの蒸気使用熱量の和	3.00 GJ/t 以下
7A	通常コンビニエンスストア業	当該事業を行っている店舗における電気使用量の合計量を当該店舗の売上高の合計にて除した値	707 kWh/ 百万円以下
7B	小型コンビニエンスストア業	当該事業を行っている店舗における電気使用量の合計量を当該店舗の売上高の合計にて除した値	308 kWh/ 百万円以下
8	ホテル業	当該事業を行っているホテルのエネルギー使用量を当該ホテルと同じ規模、サービス、稼働状況のホテルの平均的なエネルギー使用量で除した値	0.723 以下
9	百貨店業	当該事業を行っている百貨店のエネルギー使用量を当該百貨店と同じ規模、売上高の百貨店の平均的なエネルギー使用量で除した値	0.792 以下
10	食料品スーパー業	当該事業を行っている店舗のエネルギー使用量を当該店舗と同じ規模、稼働状況、設備状況の店舗の平均的なエネルギー使用量で除した値	0.799 以下
11	ショッピングセンター業	当該事業を行っている施設におけるエネルギー使用量を延床面積にて除した値	0.0305 kℓ /㎡以下
12	貸事務所業	当該事業を行っている事業所における延床面積当たりのエネルギー使用量を面積区分ごとに定める基準値で除した値	1.00 以下
13	大学	当該事業を行っているキャンパスにおける当該事業のエネルギー使用量を、①と②の合計量にて除した値を、キャンパスごとの当該事業のエネルギー使用量により加重平均した値 ①文系学部とその他学部の面積の合計に0.022を乗じた値 ②理系学部と医系学部の面積の合計に0.047を乗じた値	0.555 以下
14	パチンコホール業	当該事業を行っている店舗におけるエネルギー使用量を①から③の合計量にて除した値を、店舗ごとのエネルギー使用量により加重平均した値 ①延床面積に0.061を乗じた値 ②ぱちんこ遊技機台数に年間営業時間の1/1000を乗じた値に0.061を乗じた値 ③回胴式遊技機台数に年間営業時間の1/1000を乗じた値に0.076を乗じた値	0.695 以下
15	国家公務	当該事業を行っている事業所における当該事業のエネルギー使用量を①から③の合計量にて除した値を、事業所ごとの当該事業のエネルギー使用量により加重平均した値 ①電算室部分の面積に0.2744を乗じ、96.743を加えた値 ②電算室部分以外の面積に0.023を乗じた値 ③職員数に0.191を乗じた値	0.700 以下
16	データセンター業	当該事業を行っている事業所におけるエネルギー使用量（データセンター業の用に供する施設に係るものに限る。単位 kWh）を当該事業を行っている事業所におけるIT機器のエネルギー使用量（データセンター業の用に供する施設に係るものに限る。単位 kWh）にて除した値	1.4 以下
17	圧縮ガス・液化ガス製造業	製造品種の違いを補正した深冷分離方法による圧縮ガス・液化ガス生産量当たりのエネルギー使用量	LNG 冷熱利用事業者： 0.077 kℓ/ 千Nm ³ 以下 その他の事業者： 0.157 kℓ/ 千Nm ³ 以下

産業トップランナー制度（ベンチマーク制度）の最新情報は、省エネポータルサイト（本書P.63参照）『定期報告書、中長期計画の作成とベンチマーク制度』を参照
※橙字は2023年4月1日から運用開始

(2) 連携省エネルギー計画の認定制度

● 制度の概要

連携省エネルギー計画の認定制度とは、複数の事業者が連携して省エネ取組（連携省エネルギー措置）を行う場合に、省エネ法の定期報告書において連携による省エネ量を事業者間で分配して報告することができる制度です。制度を利用するためには、「連携省エネルギー計画」を作成の上、経済産業大臣又は経済産業局長に提出し、認定を受ける必要があります。

制度を利用しない場合

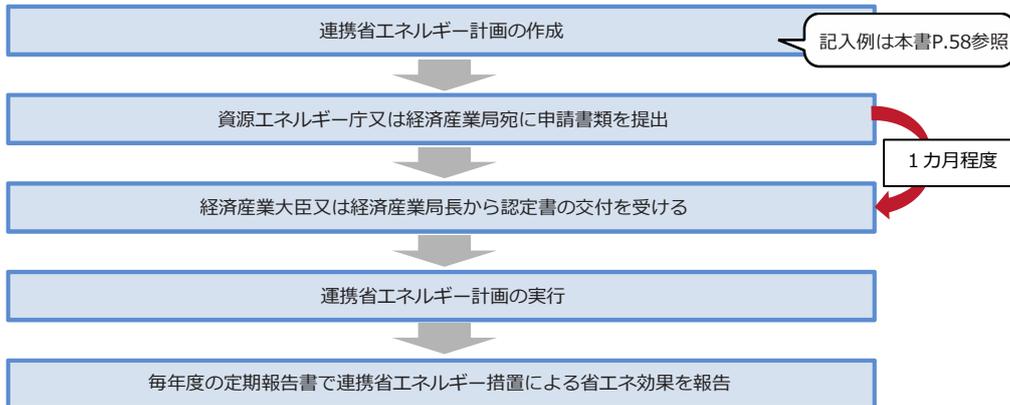
エネルギーの使用の状況等を企業単位で報告するため、連携による省エネ取組を行っても、効果が適切に評価されない。

制度を利用すると…

連携による省エネ量を企業間で分配して報告可能に。



● 制度活用の流れ



※既に行っている連携省エネ取組についても、認定を受けることが可能です。

※計画を変更する場合は、変更の認定を受ける必要があります。ただし、名称や住所等の軽微な変更の場合は、変更の認定は不要です。

● 認定基準

認定を受けるためには、連携省エネルギー計画が「連携省エネルギー計画の作成のための指針」に照らして適切なものでなければなりません。作成指針は、適確な計画の作成のために検討する事項を規定したものです。認定審査では、例えば以下の事項を審査します。

【省エネ目標】

- ・連携省エネルギー措置に係るエネルギー消費原単位が改善するか。

【計画の内容】

- ・連携省エネルギー計画に参加する全ての事業者が、連携省エネルギー措置の目標の達成に直接的に貢献しているか。
- ・連携省エネルギー措置の実施によって連携省エネルギー措置の目標が達成されるか。

【実施期間】

- ・実施期間中、継続的に連携省エネルギー措置が実施されるものであるか。

【省エネの配分方法】

- ・省エネの配分方法が、連携省エネルギー措置を行う事業者それぞれの貢献等の実態に即しているものとなっているか。

【計画の実現性】

- ・必要資金の調達に十分な見通しがついているか。

『連携省エネルギー計画申請の手引き』は省エネポータルサイト（本書P.63参照）『連携省エネルギー参照計画、認定管理統括事業者の認定制度』を参照

(3) 共同省エネルギー事業

● 共同省エネルギー事業について

「共同省エネルギー事業」とは、事業者が他の者と共同でエネルギー使用の合理化を検討し実行することです。この事業の要件は「他の者のエネルギーの使用の合理化の推進に寄与すること」及び「我が国全体のエネルギーの使用の合理化に資すること」に該当することです。

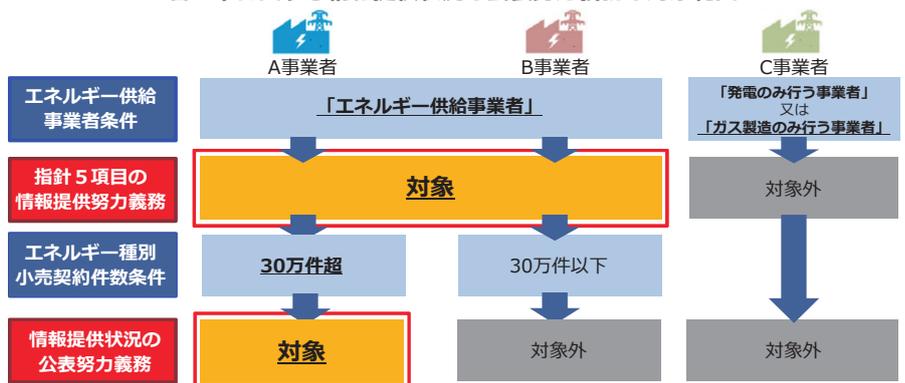
● 共同省エネルギー事業の報告

「共同省エネルギー事業」に該当した場合、事業者は定期報告書にその取組状況に係る書類を添付の上、報告することができます。また、定量化が可能な場合には、中立的な第三者の認証を受けた場合に限り、共同省エネルギー量についても報告することができます。

$$\text{共同省エネルギー量} = \text{当該事業が実施されなかった場合のエネルギー使用量} - \text{当該事業が実施された場合のエネルギー使用量}$$

省エネに資する情報提供状況の公表努力義務の対象範囲

事業者が共同省エネルギー量を報告した際、当該事業者が自らの省エネルギー努力を十分に行っているにもかかわらず、エネルギー消費原単位が年平均1%以上低減できていなかったとしても、報告年度においてエネルギー消費原単位を年平均1%以上低減する際に必要となるエネルギー削減量見合い以上の共同省エネルギー量を報告する場合は、その状況を国として勘案・評価します。J-クレジット制度及び国内クレジット制度により認証を受けたクレジット



(省エネルギー分野のものに限る。)は、共同省エネルギー事業として定期報告書で報告することができます。また、電気・ガスの供給事業者であってエネルギー種別の小売契約件数が30万件を超える事業者は、一般消費者に対する省エネ情報提供の実施状況を公表するよう努めなければならないとしています。公表努力義務の対象事業者であって、特定事業者、特定連鎖事業者又は認定管理統括事業者については、①情報提供の状況、②情報提供の実施状況に関する公表の状況、③エネルギーの使用の合理化の取組状況を表す指標を共同省エネルギー事業として定期報告書で報告を行ってください。なお、公表努力義務の対象外（小売契約件数が30万件を超えない）の電気・ガスの供給事業者であっても同様の報告が可能です。

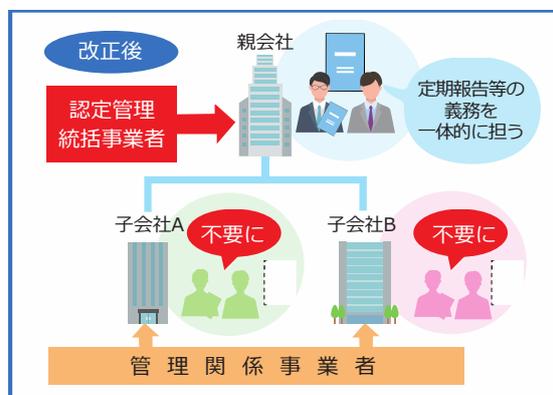
(4) 認定管理統括事業者の認定制度

グループ企業の親会社等が、グループの一体的な省エネ取組を統括管理する者として認定を受けた場合、子会社等も含めて当該親会社等（認定管理統括事業者）による定期報告の提出等の義務の一体的な履行を認めます。

<工場・事業場規制の場合>

	改正前	改正後
定期報告・中長期計画の提出	全ての特定事業者等が報告・提出	認定管理統括事業者が一体的に提出 ※事業者クラス分け評価も一体的に実施
エネルギー管理統括者等の選任	全ての特定事業者等で選任	認定管理統括事業者においてのみ選任

※エネルギー管理者及びエネルギー管理員は引き続きエネルギー管理指定工場等ごとに選任することが必要



：エネルギー管理統括者



：エネルギー管理企画推進者



：定期報告及び中長期計画

● 制度活用の流れ



● 認定要件

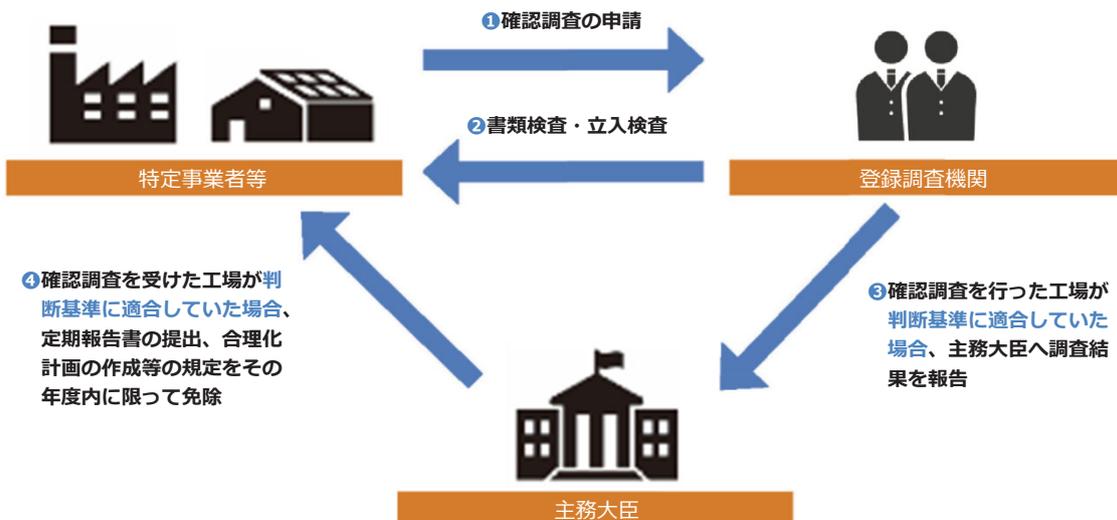
認定要件	具体的な基準
一定の資本関係等（密接性）	「子会社」、「関連会社」及び「これらの会社と同等の関係を有する法人等」といった密接関係者であること
エネルギー管理の一体性	以下の内容のすべてを含む書面化された「取決め」があること ①工場等におけるエネルギーの使用の合理化の取組方針 ②工場等におけるエネルギーの使用の合理化を行うための体制 ③工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関するエネルギー管理の手法
エネルギー使用量	前年度のエネルギー使用量の合計が1,500kl以上

『認定管理統括事業者制度について』の詳細は省エネポータルサイト（本書P.63参照）『連携省エネルギー参照計画、認定管理統括事業者の認定制度』を参照

（5）登録調査機関による確認調査制度

特定事業者、特定連鎖事業者又は認定管理統括事業者（以下「特定事業者等」という。）は、登録調査機関に確認調査申請書を提出し認定を受ければ、定期報告書の提出等が免除されます。

- ① 特定事業者等は、登録調査機関に確認申請を行います。
- ② 申請を受けた登録調査機関は、定期報告と同等の事項を、書類検査及び立入検査により、有料で確認調査します。
- ③ 確認調査の結果、省エネの取組が判断基準に照らして十分である（適合）と認めるときは、その旨の書面を交付し、主務大臣（経済産業大臣と事業所管大臣）に対して確認調査の結果を報告します。
- ④ 書面を交付された特定事業者等については、その年度内に限り、定期報告書の提出や合理化計画の作成指示に関する規定等の適用が免除されます。



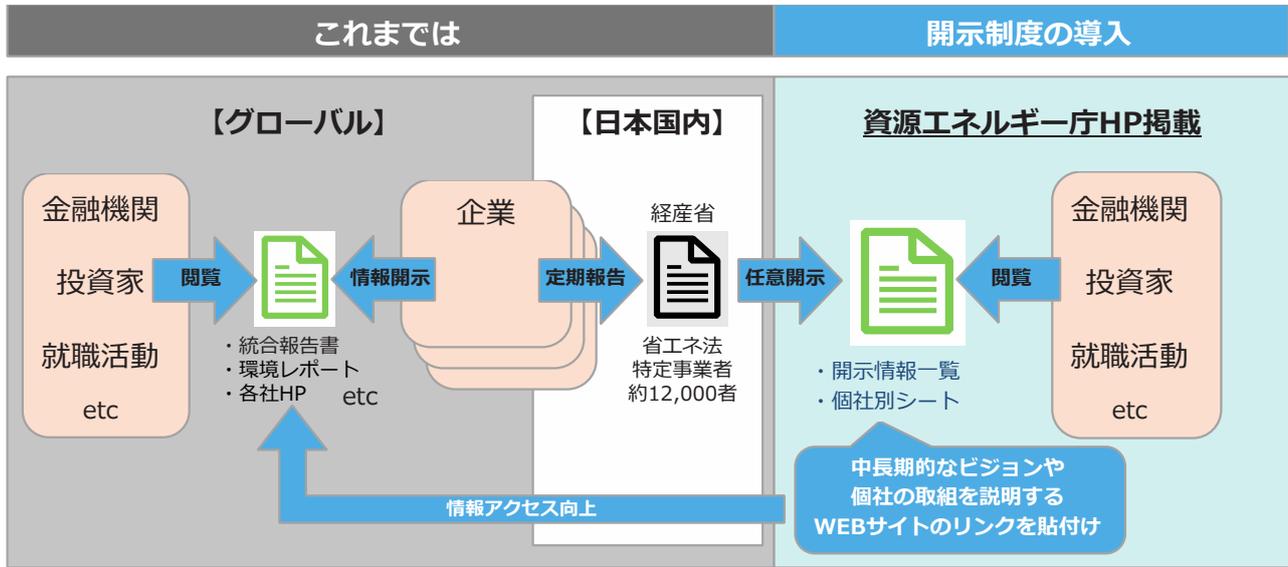
現在登録されている登録調査機関の詳細は以下のURLを参照

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/004/

(6) 省エネ法定期報告情報の開示制度

近年、サステナビリティ投資やその関連情報の開示が進展しているところ、資源エネルギー庁では、まずは工場・事業場を対象に、省エネ法に基づく定期報告書等の情報を、特定事業者等からの同意に基づき開示する制度を創設しました。令和5年度は東証プライム上場企業及びその子会社を対象に試行運用を実施していましたが、令和6年度からは全ての特定事業者等を対象に本格運用を実施します。※令和5年度分は、東証プライム上場企業及びその子会社を対象に試行運用を実施。

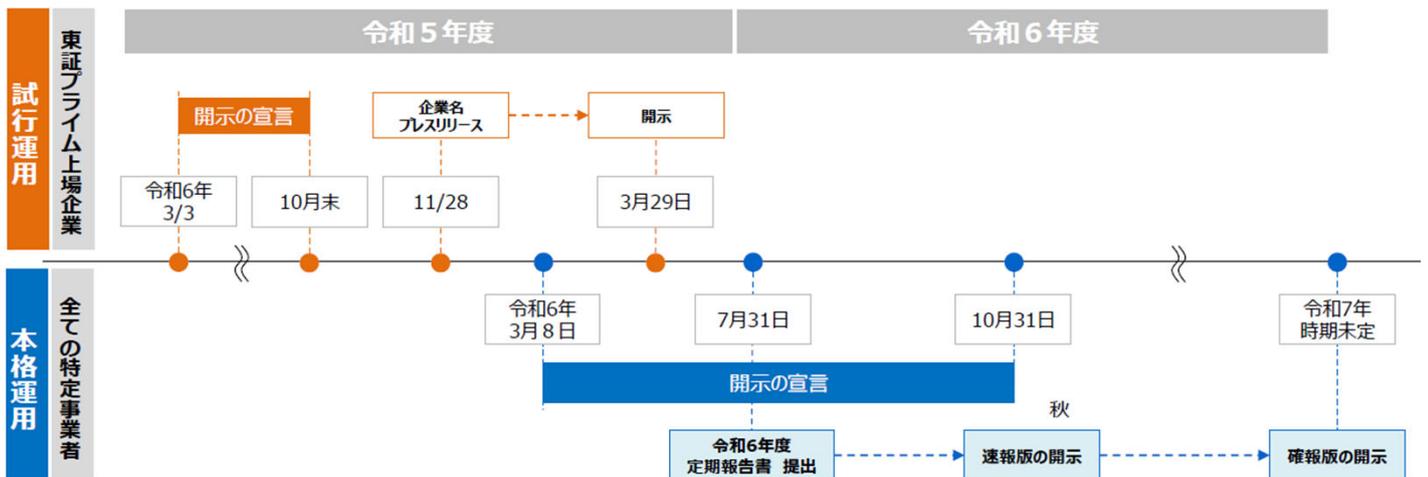
<省エネ法定期報告情報の開示制度本格運用への参加募集を開始します（令和6年3月8日）>
<https://www.meti.go.jp/press/2023/03/20240308002/20240308002.html>



● 開示スケジュール

試行運用の結果は、令和5年度（令和6年）3月末に開示しました。

本格運用は、令和6年10月末まで開示宣言を受け付けています。また、令和6年7月末までに開示宣言した事業者は令和6年の秋に速報版を開示することとし、事業者から提出される定期報告の内容に不備がないかを確認の上、令和7年に確報版を開示します。



● 開示制度への参加方法

開示制度に参加するには、資源エネルギー庁HPに掲載する「開示宣言フォーム」にて登録を行う必要があります。

● 開示宣言フォーム：<https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/shoenerugi/kaiji>

<宣言期間：令和6年3月8日～令和6年10月31日>
※上記宣言期間を過ぎた後に、令和6年度からの本格運用への開示宣言をすることはできません。

○本宣言フォームについて
・令和6年度（令和5年度実績分）の省工ネ法定期報告情報の開示制度に参加宣言いただく専用フォームです。
※令和7年度からはEEGSシステム上での宣言を予定しています。
・特定事業者等（原油換算で1,500kl/年以上のエネルギーを使用する事業者）を対象としたフォームです。
※非特定事業者は対象外となります。
・令和5年度の試行運用に参加いただいた事業者についても参加宣言をしてください。

○特定事業者等※である
※特定事業者のほか、特定選別化事業者、認定管理統括事業者も含む（管理関係事業者は対象外）

1. 令和6年度（令和5年度実績分）から省工ネ法定期報告情報の開示制度 本格運用に参加しますか。
○令和6年度から本格運用に参加する※ ○令和6年度からは参加しない

※参加宣言いただいた事業者は、翌年度以降も、取組の進捗をしない限りは、継続的に開示されます。
※参加宣言いただいた事業者は速報版※を開示します。速報版の開示は令和6年秋を予定しています。ただし、参加宣言をいただいたタイミングによっては、速報版の開示がされない場合があります。また、速報版の発行は、EEGSシステム上で定期報告情報をWeb入力いただいた方に限ります。
※参加宣言いただいた場合、事業者名をリスト形式で公表します。

確認

2. 選択開示項目の開示意向について教えてください。【必須】

◆ 特定-第2表1の1：
非化石エネルギー総使用量（G）
及び非化石エネルギー総使用量（Kf）
 開示する 開示しない

◆ 特定-第12表6の1：
調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた
認証排出削減量等の量
 開示する 開示しない
※令和6年度に報告いただく定期報告書の特定-第12表6の1が空欄の場合は、シート上は「該当なし」と表記されます。

【電気の需要の最適化】
◆ 特定-第3表2-1：
主たる事業における電気需要最適化評価原単位
及び原単位分母
 開示する 開示しない

◆ 特定-第2表1-3：
電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数
 開示する 開示しない

◆ 特定-第4表2：
電気需要最適化評価原単位（対前年度比 4年分）
 開示する 開示しない

◆ 特定-第4表2：
電気需要最適化評価原単位
（5年度間平均原単位変化）
 開示する 開示しない

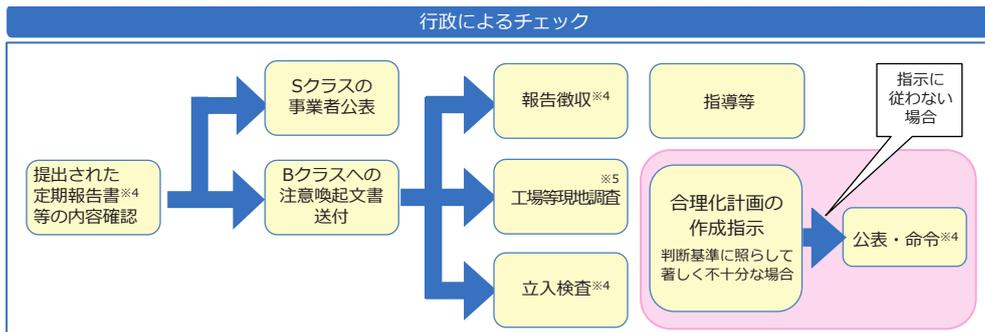
確認 戻る

(7) 事業者クラス分け評価制度

提出された定期報告書等の内容を確認し、事業者をS（優良事業者）・A（一般事業者）・B（停滞事業者）へクラス分けします。Sクラスの事業者は、優良事業者として経済産業省のホームページで公表されます。Bクラスの事業者については判断基準の遵守状況、エネルギー消費原単位、電気需要最適化評価原単位の推移等について確認するため、「報告徴収」、「立入検査」、「工場等現地調査」が行われる場合があります。また、報告徴収、工場等現地調査、立入検査の結果、判断基準遵守状況が不十分と判断された場合、Cクラス（要注意事業者）となり指導等が行われます。エネルギーの使用の合理化の状況が判断基準に照らして著しく不十分であると認められた場合には「合理化計画の作成指示」が行われます。



- ※1 努力目標：5年度間平均エネルギー消費原単位又は5年度間平均電気需要最適化評価原単位を年1%以上低減すること。
- ※2 ベンチマーク目標：ベンチマーク制度の対象業種・分野において設定された、事業者が中長期的に目指すべき水準。
- ※3 定期報告書、中長期計画書の提出遅延を行った事業者は、Sクラス事業の公表・優遇措置の対象外として取り扱うことがあります。



- ※4 定期報告書による報告若しくは報告徴収に係る報告をせず、若しくは虚偽の報告をした場合、又は立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合は、50万円以下の罰金。命令に従わない場合は100万円以下の罰金。
- ※5 工場等現地調査とは、特定事業者を訪問してエネルギーの使用の合理化に関する状況等の調査・確認を行うことによりエネルギーの使用の合理化の徹底を図るものです。調査は、資源エネルギー庁からの委託により実施されます。

3 各種提出書類記入例

エネルギー使用状況届出書 記入例

- 事業者全体（企業単位）としてのエネルギー使用量（原油換算値）の合計が1,500kℓ／年度以上であった場合には、その結果を翌年度5月末日までに、本社の所在地を管轄する経済産業局に「エネルギー使用状況届出書」を提出してください。
- 個別の工場や事業場等、事業所単位で1,500kℓ／年度以上のエネルギー使用量（原油換算値）であった場合には、該当する工場等の名称、所在地、事業の名称及びエネルギー使用量を記載してください。

様式第1（第5条又は第40条関係）

※受理年月日	
※処理年月日	

エネルギー使用状況届出書

① ○○経済産業局長 殿

2000年 ○月 ○日

住所 東京都○○○
 法人名 株式会社○○○
 ② 法人番号 ××××××××××××××××
 代表者の役職名 代表取締役社長
 代表者の氏名 経済 太郎

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第7条第3項又は第19条第2項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

1. 事業者に関する事項

事業者の名称	株式会社○○○				
主たる事務所の所在地	〒100-0000 東京都○○○				
主たる事業	セメント製造業				
細分類番号	2	1	2	1	
エネルギーの使用量 (年度)	302,908 原油換算kℓ				
エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第19条第1項に定める連鎖化事業者	該当する 該当しない				

2. エネルギーの使用量がエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令第6条に定める数値以上の工場等の一覧

工場等の名称	工場等の所在地	細分類番号 事業の名称				エネルギーの使用量 (原油換算kℓ)
		2	1	2	1	
○○工場	〒300-0000 埼玉県○○○					160,038
		セメント製造業				
△△工場	〒200-0000 千葉県○○○					139,405
		セメント製造業				
本社	〒100-0000 東京都○○○					93,207
		主として管理事務を行う本社等				

3. 作成担当者連絡先

所在地	〒100-0000 東京都○○○
事業所名	株式会社○○○
所属部署	エネルギー環境技術部 次長
氏名	省エネ 三郎
電話	××-××××-××××
FAX	××-××××-××××
メールアドレス	××××××@××××××

備考	
----	--

- 備考
- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 文字はかき書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。
 - 届出書冒頭の※印を付した欄には記入しないこと。
 - 事業者のエネルギー使用量は、設置しているすべての工場等におけるエネルギー使用量の合計値を記入すること。また、連鎖化事業者については、その設置しているすべての工場等及び当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業者の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係るすべての工場等におけるエネルギー使用量の合計値を記入すること。
 - エネルギー使用量を算出する際、別表第2に規定する換算係数に代えて、当該熱を発生させるために使用された化石燃料及び非化石燃料の発熱量を算定する上で適切と認められるものを使用した場合は、当該係数の根拠となる資料を添付すること。
 - エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第19条第1項に定める連鎖化事業者の欄は、該当する又は該当しないのいずれかを○で囲むこと。
 - 「主たる事業」及び「細分類番号」の欄には、当該工場等において行われる事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。
 2. エネルギーの使用量が令第6条に定める数値以上の工場等の一覧の記入欄が足りない場合には、別紙に一覧を作成の上、添付すること。
 - 既に特定事業者に指定されている者が特定連鎖化事業者の指定を受けようとする場合又は既に特定連鎖化事業者に指定されている者が特定事業者の指定を受けようとする場合は、その旨及び特定事業者番号又は特定連鎖化事業者番号を備考欄に記載すること。

No	記入のポイント
①	<ul style="list-style-type: none"> 提出先：事業者の主たる事務所（通常は本社）の所在地を管轄する経済産業局長のみ記入。 ※定期報告書の提出先と異なります。
②	<ul style="list-style-type: none"> 法人名：正式名称を略さず記入。 法人番号：国税庁のHPに記載されている13桁の法人番号（半角）を記入。

エネルギー管理統括者選任届出書 記入例

- 特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者の指定を受けた場合は、「エネルギー管理統括者」及び「エネルギー管理企画推進者」をそれぞれ1名選任し、本社の所在地を管轄する経済産業局に「エネルギー管理統括者/エネルギー管理企画推進者選任届出書」を提出してください。

※「エネルギー管理統括者」については、指定後、遅滞無く選任。
 ※「エネルギー管理企画推進者」については、指定後、6ヶ月以内に選任。
 ※提出期限は、選解任のあった日以降の最初の7月末日。
 ※エネルギー管理講習受講者であってエネルギー管理企画推進者ないし管理員に選任される者の選任日は、講習受講日以降とすること。

様式第4（第12条又は第15条関係）

	※受理年月日			
	※処理年月日			
エネルギー管理統括者 エネルギー管理企画推進者 } 選任・解任届出書				
○○経済産業局長 殿 ①	2000年 〇月 〇日 住 所 東京都〇〇〇〇 法人名 株式会社〇〇〇 法人番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 代表者の役職名 代表取締役社長 代表者の氏名 経済 太郎			
エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第8条第3項、第9条第3項、第20条第3項、第21条第3項、第32条第3項又は第33条第3項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。				
1. 特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者に関する事項				
特定事業者番号、 特定連鎖化事業者番号又は 認定管理統括事業者番号	××××××××			
事業者の名称	株式会社〇〇〇			
主たる事務所の所在地	〒100-0000 東京都〇〇〇〇			
2. エネルギー管理統括者の氏名等				
選任の年月日	2023年7月1日	年月日	年月日	年月日
解任の年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
職 名	取締役 (環境・CSR担当)			
氏 名	省エネ 一郎			
選任又は解任の理由	特定事業者として 指定されたため			

3. エネルギー管理企画推進者の氏名等				
選任の年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
解任の年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
職 名				
氏 名				
生年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
エネルギー管理士 免状番号又は 講習修了番号				
選任又は解任の理由				
4. 作成担当者連絡先				
所 在 地	〒100-0000 東京都〇〇〇〇			
事 業 所 名	株式会社〇〇〇			
所 属 部 課	エネルギー環境技術部 次長			
氏 名	省エネ 三郎			
電 話	××-××××-××××			
F A X	××-××××-××××			
メー ル ア ド レ ス	×××××@×××××.××××			
備 考				

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 文字はかい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。
 3 届出書冒頭の※印を付した欄には記入しないこと。
 4 括弧書きになっている題名については、届け出ようとする者の職名を○で囲むこと。
 5 2.エネルギー管理統括者の氏名等及び3.エネルギー管理企画推進者の氏名等の記入欄が足りない場合には、別紙に一覧を作成の上、添付すること。

No	記入のポイント
①	<ul style="list-style-type: none"> ● 提出先：事業者の主たる事務所（通常は本社）の所在地を管轄する経済産業局長のみ記入。 ※定期報告書の提出先と異なります。



エネルギー使用量の原油換算方法

- ① 本社及び全ての工場、支店、営業所、店舗等で使用した燃料・熱・電気ごとの年度間の使用量を集計してください（電気・ガスについては、エネルギー供給事業者の毎月の検針票に示される使用量でも可能です）。
- ② ①の使用量に燃料、熱及び電気の換算係数を乗じて、各々の熱量「GJ（ギガジュール）」を求めてください。
- ③ ②を全て足し合わせて年度間の合計使用熱量「GJ」を求めてください。
- ④ ③の1年度間の合計使用熱量「GJ」に、0.0258（原油換算係数[kℓ/GJ]）を乗じて、1年度間のエネルギー使用量（原油換算値）を求めてください。

省エネポータルサイト（本書P.63参照）『特定事業者向け情報』の原油換算ツールの以下の表に燃料使用量や電力使用量等を入力すれば、原油換算値が簡単に求められます。

※電子報告システムでは、②～④は自動計算されます。

エネルギーの種類		換算係数	単位
原油		38.3	GJ/kℓ
原油のうちコンデンセート（NGL）		34.8	GJ/kℓ
揮発油		33.4	GJ/kℓ
ナフサ		33.3	GJ/kℓ
ジェット燃料油		36.3	GJ/kℓ
灯油		36.5	GJ/kℓ
軽油		38.0	GJ/kℓ
A重油		38.9	GJ/kℓ
B・C重油		41.8	GJ/kℓ
石油アスファルト		40.0	GJ/t
石油コークス		34.1	GJ/t
石油ガス	液化石油ガス（LPG）	50.1	GJ/t
	石油系炭化水素ガス	46.1	GJ/千 m ³
可燃性天然ガス	液化天然ガス（LNG）	54.7	GJ/t
	その他可燃性天然ガス	38.4	GJ/千 m ³
石炭	輸入原料炭	28.7	GJ/t
	コークス用原料炭	28.9	GJ/t
	吹込用原料炭	28.3	GJ/t
	輸入一般炭	26.1	GJ/t
	国産一般炭	24.2	GJ/t
	輸入無煙炭	27.8	GJ/t
石炭コークス		29.0	GJ/t
コールタール		37.3	GJ/t
コークス炉ガス		18.4	GJ/千 m ³
高炉ガス		3.23	GJ/千 m ³
発電用高炉ガス		3.45	GJ/千 m ³
転炉ガス		7.53	GJ/千 m ³
黒液		13.6	GJ/t
木材		13.2	GJ/t
木質廃材		17.1	GJ/t
バイオエタノール		23.4	GJ/kℓ
バイオディーゼル		35.6	GJ/kℓ
バイオガス		21.2	GJ/千 m ³
その他バイオマス		13.2	GJ/t
RDF		18.0	GJ/t
RPF		26.9	GJ/t
廃タイヤ廃		33.2	GJ/t
プラスチック		29.3	GJ/t
廃油		40.2	GJ/kℓ
廃棄物ガス		21.2	GJ/千 m ³
混合廃材		17.1	GJ/t
水素		142	GJ/t
アンモニア		22.5	GJ/t
産業用蒸気		1.17	-
産業用以外の蒸気		1.19	-
温水		1.19	-
冷水		1.19	-
電気		※本書P.60 参照	

※1：ガス会社からの使用量が“m³（立法メートル）”で表示されている場合、“t（トン）”に換算する必要があります。換算係数は、ガス会社により異なりますので、ガス会社に確認の上、換算します。不明な場合は、以下の数値を用いることができます。

プロパン	1 m ³	1/502 [t]
ブタン	1 m ³	1/355 [t]
プロパン・ブタンの混合	1 m ³	1/458 [t]

※2：燃料に都市ガスを使用している場合は、その他の燃料の欄に「都市ガス△△」（△△は、5C、13A等）と記入します。換算係数は、ガス会社により異なりますので、ガス会社に確認の上、換算します。

※3：小売り電気事業者が維持し、及び運用する電線路を介して供給された電気の買電量を記入します。

※4：夏期・冬期における電気需要平準化時間帯とは、7月1日から9月30日及び12月1日から3月31日までの8～22時までをいいます。

※5：「()」は、昼間買電の内数であるため、「電気」の「小計」で重複計上しないこと。

中長期計画書 記入例

- 特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者の指定を受けた場合、事業者は原則毎年度7月末日までに、本社の所在地を管轄する経済産業局と事業を所管する主務大臣に「中長期計画書」を提出してください。

様式第8（第35条関係）

中 長 期 計 画 書

① ※受理年月日
※処理年月日

② ○○経済産業局長 殿

③ 20○○年 ○月 ○日

④ 住 所 東京都○○○
法人名 株式会社○○○
法人名（英語表記） ○○○
法人番号 ××××××××××××××××
銘柄コード ××××
代表者の役職名 代表取締役社長
代表者の氏名 経済 太郎

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第15条第1項及び第2項、第27条第1項及び第2項又は第39条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり提出します。

No	記入のポイント
①	記載欄は記入不要。
②	提出先：事業者の主たる事務所（通常は本社）の所在地を管轄する経済産業局長及び当該事業者が設置している全ての工場等に係る事業の所管省庁の長。
③	毎年度7月末日までに提出。
④	<ul style="list-style-type: none"> 法人名：正式名称を略さずに記載。 法人番号：国税庁HPに記載されている13桁の法人番号（半角）を記載。 銘柄コード：4桁のコードを記載。 ※番号を保有していない場合は空欄

I 特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者の名称等

特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号又は認定管理統括事業者番号	××××××××	⑤
事業者の名称	株式会社○○○	⑥
主たる事務所の所在地	〒1○○-○○○○ 東京都○○○	⑦
主たる事業	セメント製造業	⑦
細分類番号	⑧ 2 1 2 1	⑧
エネルギー管理統括者の職名・氏名	職名 取締役（環境・CSR 担当） 氏名 省エネ 一郎	⑨
エネルギー管理企画推進者の職名・氏名・勤務地・連絡先	職名 エネルギー環境技術部 次長 氏名 省エネ 二郎 エネルギー管理士免状番号又は講習修了番号 ××-2020-3-×××× 勤務地 〒1○○-○○○○ 電話（ ××-××××-×××× ） FAX（ ××-××××-×××× ） メールアドレス ××××××@××××××	⑩
中長期計画書の提出免除の希望	中長期計画書の提出頻度の軽減の条件に該当しており、当該条件を満たす限り、翌年度以降は下記の計画期間中の中長期計画書の提出免除を <input checked="" type="checkbox"/> 希望する ⑫	⑪
計画書(合理化)の計画期間	(2024)年度～(2028)年度	⑬
計画書(非化石転換)の計画期間	(2024)年度～(2030)年度 <input type="checkbox"/> 計画内容に変更なし ⑭	⑭

No	記入のポイント
⑤	最後に取得した事業者番号を記入。認定管理統括事業者として計画書を提出する場合には、過去の特定事業者番号等を記入していないか確認。
⑥	正式名称を略さず記入。
⑦	日本標準産業分類の細分類項目名を記入。
⑧	日本標準産業分類の細分類番号（4桁の数字）を記入。
⑨	人事異動等で変更があった場合は、併せて選解任届（様式第4）を提出。なお、提出時点で未選任の場合には、作成実務者の職名等を記入し、エネルギー管理士免状番号又は講習終了番号の欄には“選任中”、氏名の後ろに“（作成実務者）”と記入。
⑩	勤務地、電話、FAX、メールアドレスは、エネルギー管理企画推進者（作成実務者の場合を含む。）に直接連絡が取れる連絡先を記入。
⑪	事業者クラス分け評価制度において直近過去2年度以上連続でS評価の場合、翌年度以降S評価を継続している限りにおいて、計画期間内（5年が上限）は、中長期計画の提出を免除することが可能。
⑫	合理化計画について提出免除措置の希望をする場合は <input type="checkbox"/> 欄を塗りつぶすこと。
⑬	提出免除を希望する場合は、2～5年の期間を記入。
⑭	非化石転換の計画について、直近年度に提出した計画から変更がない場合は <input type="checkbox"/> 欄を塗りつぶし、IV表は空欄とすること。

II エネルギー使用量

1. エネルギー使用量

エネルギー使用量 (原油換算 kJ)	①	1,000,000
-----------------------	---	-----------

No	記入のポイント
①	• 今年度の定期報告（昨年度実績）におけるエネルギー使用量（定期報告書特定－第2表）

III エネルギー使用の合理化に関する計画

1. ベンチマーク対象業種におけるエネルギー使用量等

区分	対象となる事業の名称 (セクター)	ベンチマーク指標の状況 (単位)	対象事業のエネルギー 使用量 (原油換算 kJ)
2	セメント製造業	4,000 MJ/t	800,000

2. ベンチマーク指標の見込み

区分	ベンチマーク指標の見込み (単位)					
	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	目標年度 2030年度
2	3,920 MJ/t	3,840 kJ/t	3,820 kJ/t	3,790 kJ/t	3,750 kJ/t	3,739 kJ/t

3. エネルギーの使用の合理化に関する計画内容及び期待効果

内容	中長期計画 作成指針	該当する 工場等	着手時期 完了時期	エネルギー使用 合理化期待効果 (原油換算 kJ/ 年)	ベンチ マーク 対象	新規 追加
の高効率化	2(3)	〇〇工場	25年4月 27年5月	12,000	2	
各熱利用設備 の断熱強化	製造業 2(3)	△△工場				
ファン、モータ のインバーター化	製造業 2(3)	△△工場	27年1月 28年3月	9,000	2	○
空調設備の更新		本社	25年1月 25年1月	3,000		○
照明のLED化		本社	25年X月 25年X月			
②	③	④		⑤		
合計			2030年度	42,000 kJ	⑥	
	ベンチマーク指標対象範囲 の期待効果		2030年度	38,000 kJ	⑦	
原単位削減期待効果			2030年度	4.2 %	⑧	
	ベンチマーク指標対象範囲 の期待効果		2030年度	3.8 %	⑨	

No	記入のポイント
②	• 設備投資等を伴う省エネ計画を記入。
③	• 計画内容が「中長期作成指針」に記入がある場合、該当する項番を記入。
④	• 複数の工場・事業場が該当する場合は、それぞれの工場等の名前を記入。全ての工場が対象となる場合は「全工場」とする。
⑤	• II エネルギー使用量に対する計画完了時点の年間削減量を記入。
⑥	• エネルギー使用合理化期待効果の合計を記入。
⑦	• ベンチマーク対象範囲のエネルギー使用合理化期待効果の合計を区分ごとに記入。 ※旧法に基づく係数で算出
⑧	• 期待効果の合計÷報告対象年度のエネルギー使用量
⑨	• ベンチマーク対象範囲の期待効果の合計÷報告対象年度のベンチマーク対象事業のエネルギー使用量 ※旧法に基づく係数で算出

4. その他エネルギーの使用の合理化に関する事項及び参考情報

<p>1 従来からの「省エネ推進責任者会議」を改組し、エネルギー管理統括者（取締役（環境・CSR 担当）を委員長、エネルギー管理企画推進者（エネルギー環境技術部 次長）を副委員長とし、本社各部、支社、全工場から1名の部長を委員とする「省エネ委員会」を立ち上げた。 主たるミッションは、省エネルギーの推進とCO₂排出量の削減に関して全社の組織を見渡した中長期基本計画（5年間）の作成と、そのローリングプランとしての年度計画の作成及び毎四半期ごとの年度計画の達成状況のチェックである。 本中長期計画書は、この「省エネ委員会」において承認されたものである。</p> <p>2 また、来年より、全社的に固定エネルギー削減計画をスタートしており、この一環として3年間で順次、高効率照明等の導入、事務用機器・業務用機器の更新にあたり基準エネルギー消費効率以降のものを採用することを決定した。</p>
--

5. 前年度計画書との比較

削除した計画	該当する工場等	理由
ボイラー設備の更新	〇〇工場	実施済み
		⑩

No	記入のポイント
⑩	• 削除理由は、「実施済み」「計画順延」「計画中止」等とする。

IV 非化石エネルギーへの転換に関する計画

1. 非化石エネルギーへの転換に関する目標

1-1 非化石電気の使用状況

指標	指標の範囲全体のエネルギー使用量 (原油換算 kJ)	目標 ① 2030 年度
使用電気全体に占める非化石電気の比率	100,000	40 %

1-2 定量目標の目安に関する指標の状況

区分	対象となる事業	指標	指標の範囲全体のエネルギー使用量 (原油換算 kJ)	定量目標の目安	目標
				2030 年度	2030 年度
2	セメント製造業 ②	2030 年度における焼成工程における化石燃料及び非化石燃料の使用量に占める非化石燃料の使用量の割合	800,000	28 %	30 % ③

1-3 その他の指標の状況

指標	指標の範囲全体のエネルギー使用量 (原油換算 kJ)	目標 2030 年度
事業者全体の全エネルギー使用量に占める非化石エネルギー比率 ④	1,000,000	20 %

2. 非化石エネルギーへの転換に関する計画内容及び期待効果

内容	該当する工場等	着手時期 完了時期	非化石エネルギー 転換期待効果	目安設定 業種	新規 追加
焼成工程における廃棄物等の利用拡大	〇〇工場	25 年 4 月 27 年 6 月	100,000 kJ ⑤	2	
非化石比率の高い電力メニューへの転換	△△工場	26 年 4 月 26 年 7 月	4,500 kJ		○
自家発電に投入するバイオマス燃料の割合増加	△△工場	27 年 4 月 28 年 7 月	2,000 kJ		○

3. その他非化石エネルギーへの転換に関する事項及び参考情報

通常の燃料としての利用が困難である廃棄物等の非化石燃料の使用を目指し、2025 年 4 月より利用技術の研究開発及び実証実験を進める。
また、製造工程において発生する二酸化炭素を活用した合成メタンの使用を目指し、2026 年 10 月より研究開発及び実証実験を開始する予定。

4. 前年度計画書との比較

削除した計画	該当する工場等	理由

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2 文字は、かい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。
3 計画書冒頭の※印を付した「受理年月日」欄及び「処理年月日」欄には記入しないこと。
4 I の「主たる事業」及び「細分類番号」の欄には、行っている事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。
5 III の 1・2 及び IV の 1-2 の「区分」欄には、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準の別表第 5 又は非化石エネルギーへの転換に関する法第 5 条第 2 項に規定する判断の基準（以下「非化石エネルギーへの転換に関する判断基準」という。）の別表第 1 に規定する区分をそれぞれ記入すること。
6 III の 3 の「中長期計画作成指針」の欄には、エネルギーの使用の合理化に関する中長期計画作成指針に記載されている計画の番号のうち、該当するものを記載すること。
7 III の 3 及び IV の 2 の「該当する工場等」の欄には、複数工場等が該当する場合はそれぞれの工場等の名称を記載し、全工場等が該当する場合は全工場等と記入すること。
8 III の 3 の「エネルギー使用合理化期待効果」の欄には、基準年度を報告年度とし、計画完了年度における年間エネルギー消費量の削減効果を記入すること。
9 IV の 2 の「非化石エネルギー転換期待効果」の欄には、基準年度を報告年度とし、計画完了年度における非化石エネルギーへの転換に関する効果を記入すること。
10 III の 4 及び IV の 3 には、III の 3 及び IV の 2 で定量的に記載できないエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換に向けた計画等について記入すること。この欄のみでは記入が困難な場合は、CSR 報告書等の関係資料を添付すること。
また、III の 4 において洋紙製造業（4 A）のベンチマーク指標報告事業者は、当該事業における再生可能エネルギーの使用率を記入し、再生可能エネルギー使用率が 72%未満の者は、当該使用率に応じたベンチマーク目標値及びその算定式を記入すること。
11 III の 5 及び IV の 4 には、III 及び IV について前年度と比較して記入すること。

No	記入のポイント
①	・ 目標年度は必ず「2030年度」とする。
②	・ P.13に示す事業に該当する場合はその事業を記入し、目標の設定を行う。 該当しない場合は1-2の表は記載不要。
③	・ 2030年度の目標を設定。
④	・ 1-1、1-2の他、事業者全体の非化石比率を向上するために特に有効な指標を任意に設定することが可能。
⑤	・ 当該取組によって増加する非化石エネルギー量その他、石炭の削減割合等を記入することも可能。

- 特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者の指定を受けた場合、事業者は毎年度7月末日までに、本社の所在地を管轄する経済産業局と事業を所管する主務大臣に「定期報告書」を提出してください。
- 「定期報告書」は、「事業者全体の報告部分（特定－第1表～特定－第12表）」、「事業者（認定管理統括事業者又は管理関係事業者）ごとの報告部分（認定－総括表～第5表）」及び「個別の工場・事業場の報告部分（指定－第1表～指定－第10表）」から構成されます。
- 定期報告書の記入例には、主だった注意事項を記載しています。

定期報告書記入要領は省エネポータルサイト（本書P.63参照）『定期報告書、中長期計画書の作成とベンチマーク制度』を参照

◆事業者全体の報告部分（特定－第1表）◆

様式第9（第36条関係）

様式第9（第36条関係）

定期報告書

① ※受理年月日
※処理年月日

② ○○経済産業局長 殿

③ 2000年 ○月 ○日

④ 住 所 東京都○○○
法人名 株式会社○○工業
法人名（英語表記）○○○○
法人番号 ○○○○○○○○○○○○○
銘柄コード ○○○○
代表者の役職名 代表取締役
代表者の氏名 経済 太郎

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第16条第1項、第28条第1項又は第40条第1項の規定に基づき、次のとおり報告します。

No	記入のポイント
①	• この欄は記入不要。
②	• 提出先：事業者の主たる事務所（通常は本社）の所在地を管轄する経済産業局長及び当該事業者が設置している全ての工場等に係る事業の所管省庁の長を記入。
③	• 毎年度7月末日までに提出。
④	• 法人名：正式名称を略さず記入。 • 法人名（英語表記）：英語の法人番号を記入。 ※保有していない場合は空欄。 • 法人番号：国税庁HPに記載されている13桁の法人番号（半角）を記入。 • 銘柄コード：4桁のコードを記入。 ※番号を保有していない場合は空欄

事業者単位の報告

特定－第1表 事業者の名称等

特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号又は認定管理統括事業者番号	××××××××	
特定排出者番号	* * * * *	⑤
事業者の名称	株式会社○○工業	
主たる事務所の所在地	〒100-0000 東京都○○○	
主たる事業	セメント製造業	⑥
細分類番号	2 1 2 1	⑦
エネルギー管理統括者の職名・氏名	職名 取締役（環境・CSR担当） 氏名 省エネ 一郎	⑧
エネルギー管理企画推進者の職名・氏名・勤務地・連絡先	職名 エネルギー環境技術部 次長 氏名 省エネ 二郎 エネルギー管理士免状番号又は講習修了番号 ××-2020-3-×××× 勤務地 〒100-0000 東京都○○○ 電話（××-××××-××××） FAX（××-××××-××××） メールアドレス ××××××@××××××	⑨ ⑩
前回報告からの事業者の名称及び所在地についての変更の有無	有（無）	
変更前の事業者の名称	：	
変更前の事業者の所在地	：〒	

No	記入のポイント
⑤	• 最後に取得した事業者番号を記入。認定管理統括事業者として計画書を提出する場合には、過去の特定事業者番号等を記入していないか確認。
⑥	• 日本標準産業分類の細分類項目名を記入。
⑦	• 日本標準産業分類の細分類番号4桁の数字を記入。
⑧	• 人事異動等に変更があった場合は、併せて選解任届（様式第4）を提出。 ※定期報告書、中長期計画書の提出とは別に必要です。
⑨	• 人事異動等に変更があった場合は、併せて選解任届（様式第4）を提出。 なお、提出時点で未選任の場合には、作成実務者の職名等を記入し、エネルギー管理士免状番号又は講習修了番号の欄には、“選任中”、氏名の後ろに“（作成実務者）”と記入。
⑩	• 勤務地、電話、FAX、メールアドレスは、エネルギー管理企画推進者（作成実務者の場合を含む）に直接連絡が取れる連絡先を記入。

備考「主たる事業」及び「細分類番号」の欄には、行っている事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。

◆事業者全体の報告部分（特定－第2表1－2～1－5）◆

1－2 電気需要最適化を踏まえた電力使用量の内訳

時間帯	単位	年度						
		使用量		連携分を除いたエネルギー使用量		連携者エネルギー分のエネルギー使用量		
		数値	原油換算 kJ	数値	原油換算 kJ	数値	原油換算 kJ	
月別	4月	千 kWh						
	5月	千 kWh						
	6月	千 kWh						
	7月	千 kWh						
	8月	千 kWh						
	9月	千 kWh						
	10月	千 kWh						
	11月	千 kWh						
	12月	千 kWh						
	1月	千 kWh						
	2月	千 kWh						
	3月	千 kWh						
時間帯別	出力制御時間帯	千 kWh	100,000	9,288	83,333	7,740	10,000	929
	需給が厳しい時間帯	千 kWh	70,000	22,033	58,333	18,361	7,000	2,203
	その他の時間帯	千 kWh	130,000	31,528	108,333	26,273	13,000	3,153
合計			62,849		52,374		6,285	

備考 1 事業者単位で月別・時間帯別のいずれか1つを選択して記入すること。なお、時間帯別による報告の際は、30分単位又は60分単位で計測した電気の使用量について、出力制御時間帯、需給が厳しい時間帯又はその他の時間帯にそれぞれ集計したものを記入すること。
2 原油換算kJには、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮した値を記入すること。

No	記入のポイント
①	事業者ごとに月別/時間帯別のいずれかを選択。
②	電気使用量 (kWh) に対して月別又は時間帯別の電気需要最適化係数を乗じて算出（本書P.14参照）。
-	時間帯別を選択した場合はEEGSに電気使用量を入力すれば自動で換算される。月別を選択した場合は、資源エネルギー庁が公開するExcelにて計算をし、その数値をEEGSに入力する。Excelは以下のHPで公開予定（4月中旬に公開予定）。 https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/factory/report/index.html

1－3 電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数

電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数	50 日
------------------------	------

備考 1 1日に数回DRの対応を行った場合にも、「1日」として報告を行うこと。
2 設置する指定工場等のうち最も多い事業所の日数を記載すること。

1－4 証書等による非化石エネルギーの使用量の算出に係る情報

熱・電気の別	クレジット特定番号等	無効化及び償却日又は移転日	非化石エネルギー量
<input type="checkbox"/> 熱 <input checked="" type="checkbox"/> 電気	JP-000-000-000-001～JP-000-000-000-010	〇〇年〇月〇日	20,000 GJ・kWh
<input type="checkbox"/> 熱 <input checked="" type="checkbox"/> 電気	非化石証書		100,000 GJ・kWh
<input type="checkbox"/> 熱 <input type="checkbox"/> 電気			GJ・kWh

備考 1 本表は、証書等の種別ごとに記載すること。
2 算定に用いた証書等の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
3 証書等は、無効化及び償却日又は移転日ごとに記載すること。
4 熱・電気の別の欄では、非化石熱の使用量を証する証書等である場合には熱を、非化石電気の使用量を証する証書等である場合には電気を選択すること。
5 クレジット特定番号等の欄には、無効化及び償却又は移転した証書等を特定する番号を、クレジットブロックのユニット開始番号とユニット終了番号を「～」でつなぐことにより記載し、非化石証書を記入する際は、「非化石証書」と記載すること。
6 無効化及び償却日又は移転日の欄には、無効化及び償却を行った日付又は登録簿上に記載された移転の日付を記載し、非化石証書を記入する際には空欄とすること。
7 非化石エネルギー量は正の値、移転量は負の値で記載すること。
8 本表に記載した全ての非化石エネルギー量について、事業者が無効化及び償却又は移転を行ったことを確認できる資料を添付すること。

1－5 熱・電気供給事業者から購入した熱・電気の種別及び非化石割合に係る情報

熱・電気の別	メニュー名	③ 使用量	熱・電気供給事業者から購入した熱・電気における非化石割合
<input type="checkbox"/> 熱 <input checked="" type="checkbox"/> 電気	1. 〇〇電力（メニュー-A）	200,000 GJ・kWh	15 %
<input type="checkbox"/> 熱 <input checked="" type="checkbox"/> 電気	2. △△電力（メニュー-C）	100,000 GJ・kWh	20 %
<input type="checkbox"/> 熱 <input type="checkbox"/> 電気	3.	GJ・kWh	%

No	記入のポイント
③	電気メニューごとに使用量及び非化石割合を記入。

◆ 事業者全体の報告部分（特定－第2表2） ◆

2 連携省エネルギー措置の実績

2 - 1 連携省エネルギー措置に係るエネルギー使用量の合計と省エネ効果

××株式会社の上工程を当社に集約する連携省エネルギー措置を実施している。集約後の当該工程では電気 30,000 千 kWh を使用しており、連携省エネルギー措置実施前と比較して 20,000 千 kWh の省エネとなった。

①

No	記入のポイント
①	・連携でどのくらいエネルギーを使用したか、どのくらい省エネできたかを記入。

2 - 2 連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー使用量の算出の方法

上工程の集約による生産物の下工程への供給比が、××株式会社：株式会社〇〇＝600 個/日：1,200 個/日のため、エネルギー使用量を1：2の割合で按分することとする。

②

No	記入のポイント
②	・具体的な根拠と共に按分割合を記入。

2 - 3 連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー使用量等

エネルギーの種類	換算係数		連携省エネルギー措置に係る実際のエネルギー使用量		連携省エネルギー措置に係る換算係数		連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー使用量	
	数値	単位	数値	熱量 GJ	数値	単位	数値	熱量 GJ
電気	8.64	GJ/千 kWh	50,000	432,000	8.64	GJ/千 kWh	30,000	259,200
			③					

No	記入のポイント
③	・按分し、報告する分のエネルギー量を記入。 ※この表の数字を特定－第2表1－1に記入。

◆事業者全体の報告部分（特定-第3表1-1~1-2）◆

特定-第3表 事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギー消費原単位等及び電気需要最適化評価原単位等
1-1 エネルギー消費原単位等

番号	事業分類	事業分類ごとのエネルギー消費原単位等の計算									
		エネルギーの使用量 (原油換算k)	非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量 (原油換算k)	販売した副生エネルギーの量 (原油換算k)	購入した未利用熱の量 (原油換算k)	(㉔-1) = (㉔-1') - ㉔'	(㉔-1) の構成割合 (%)	生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値	エネルギー消費原単位 (㉔-1) = (㉔-1) / ㉔	前年度のエネルギー消費原単位	エネルギー消費原単位の対前年度比 (%)
(㉔-1)	(㉔-1')	㉔	㉔'	(㉔-1)	(㉔-1) / (㉔-1) × 100	㉔	(㉔-1) = (㉔-1) / ㉔	(㉔-1)	(㉔-1)	(㉔-1) / (㉔-1) × 100	(㉔-1) = (㉔-1) × (㉔-1) / 100
1	工場等に係る事業の名称 セメント製造業 細分類番号 2 1 2 1	971,800	927,682	0	0	927,682	97.4	12,300 (名称: 生産量) (単位: 千t)			(㉔-1)
2	工場等に係る事業の名称 主として管理事務を行う本社等 細分類番号 2 1 0 9	25,000	25,000	0	0	25,000	2.6	3,000,000 (名称: 延床面積) (単位: m ²)	0.008333	0.000028	92.3 2.4
3	工場等に係る事業の名称 細分類番号										(㉔-1)
事業者全体		(㉔-1) (合計) 996,800	(㉔-1') (合計) 952,682	㉔ (合計) 0	㉔' (合計) 0	(㉔-1) (合計) 952,682	100%	㉔ (名称:) (単位:)	(㉔-1)	(㉔-1)	(㉔-1) = (㉔-1) / (㉔-1) × 100 99.3

- 備考 1 エネルギー管理指定工場等及びエネルギー管理指定工場等以外の工場等を事業分類ごとに合計した値をそれぞれ記入すること。
2 工場等に係る事業の名称及び細分類番号は、日本標準産業分類とすること。事業分類が4分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。
3 事業者全体の「エネルギー消費原単位 (㉔-1)」の算出が難しい場合は、「エネルギー消費原単位の対前年度比の寄与度の合計値 (㉔-1)」を事業者全体のエネルギー消費原単位の対前年度比としてもよい。その際、㉔ (㉔-1) (㉔-1) は記入不要。
4 事業者全体の「エネルギー消費原単位 (㉔-1)」が算出できる場合は、事業分類ごとの (㉔-1) ㉔' (㉔-1) 及び事業者全体の (㉔-1) から (㉔-1) まで記入すること。
5 「非化石燃料補正後のエネルギーの使用量 (㉔-1')」は、(㉔-1) の非化石燃料に対して、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める補正係数を乗じたエネルギー使用量を記入すること。

No	記入のポイント
①	・ 非化石燃料の使用量を0.8倍して再計算。
②	・ 上段：エネルギーの使用と密接な関係を持つ値の数値 ・ 中段：エネルギーの使用と密接な関係を持つ値の種類 ・ 下段：エネルギーの使用と密接な関係を持つ値の単位 ・ 種類、単位を変更する場合は本書 P.15参照
③	・ 事業者全体で統一した値を使う場合は、まとめて事業者全体として記入することが可能。

1-2 連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー消費原単位等

番号	事業分類	事業分類ごとのエネルギー消費原単位等の計算									
		エネルギーの使用量 (原油換算k)	非化石燃料の補正及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量 (原油換算k)	販売した副生エネルギーの量 (原油換算k)	購入した未利用熱の量 (原油換算k)	(㉔-2) = (㉔-2') - ㉔'	(㉔-2) の構成割合 (%)	生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値	エネルギー消費原単位 (㉔-2) = (㉔-2) / ㉔	前年度のエネルギー消費原単位	エネルギー消費原単位の対前年度比 (%)
(㉔-2)	(㉔-2')	㉔	㉔'	(㉔-2)	(㉔-2) / (㉔-2) × 100	㉔	(㉔-2) = (㉔-2) / ㉔	(㉔-2)	(㉔-2)	(㉔-2) / (㉔-2) × 100	(㉔-2) = (㉔-2) × (㉔-2) / 100
1	工場等に係る事業の名称 セメント製造業 細分類番号 2 1 2 1	971,800	923,570	0	0	923,570	97.4	12,300 (名称: 生産量) (単位: 千t)			(㉔-2)
2	工場等に係る事業の名称 主として管理事務を行う本社等 細分類番号 2 1 0 9	25,000	24,654	0	0	24,654	2.6	3,000,000 (名称: 延床面積) (単位: m ²)	0.008218	0.008641	95.1 2.5
3	工場等に係る事業の名称 細分類番号										(㉔-2)
事業者全体		(㉔-2) (合計) 996,800	(㉔-2') (合計) 948,224	㉔ (合計) 0	㉔' (合計) 0	(㉔-2) (合計) 948,224	100%	㉔ (名称:) (単位:)	(㉔-2)	(㉔-2)	(㉔-2) = (㉔-2) / (㉔-2) × 100 (㉔-2) = (㉔-2) + (㉔-2) + ... 100.1

- 備考 1 エネルギー管理指定工場等及びエネルギー管理指定工場等以外の工場等を事業分類ごとに合計した値をそれぞれ記入すること。
2 工場等に係る事業の名称及び細分類番号は、日本標準産業分類とすること。事業分類が4分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。
3 事業者全体の「エネルギー消費原単位 (㉔-2)」の算出が難しい場合は、「エネルギー消費原単位の対前年度比の寄与度の合計値 (㉔-2)」を事業者全体のエネルギー消費原単位の対前年度比としてもよい。その際、㉔ (㉔-2) (㉔-2) は記入不要。
4 事業者全体の「エネルギー消費原単位 (㉔-2)」が算出できる場合は、事業分類ごとの (㉔-2) ㉔' (㉔-2) 及び事業者全体の (㉔-2) から (㉔-2) まで記入すること。
5 「非化石燃料の補正及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量 (㉔-2')」は、(㉔-2) の非化石燃料に対して、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める補正係数を乗じ、連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量を記入すること。

◆事業者全体の報告部分（特定-第3表2-1~2-2）◆

2-1 電気需要最適化評価原単位等

番号	事業分類	事業分類ごとの電気需要最適化評価原単位等の計算											
		エネルギーの使用量(原油換算 kJ) (㉔-1)	電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量(原油換算 kJ) (㉔'-1)	販売した副生エネルギーの量(原油換算 kJ) ㉕	購入した未利用熱の量(原油換算 kJ) ㉕'	(㉔'-1) = (㉔'-1) - ㉕ - ㉕' (㉔'-1)	(㉔'-1) の構成割合 (%) (㉔'-1) = (㉔'-1) / (㉔'-1) × 100	生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 ㉖	電気需要最適化評価原単位 (㉔'-1) / ㉖	前年度の電気需要最適化評価原単位 (㉔'-1)	電気需要最適化評価原単位の対前年度比 (%) (㉔'-1) = (㉔'-1) / (㉔'-1) × 100	電気需要最適化評価原単位の対前年度比の寄与度 (%) (㉔'-1) = (㉔'-1) × (㉔'-1) / 100	
1	工場等に係る事業の名称	セメント製造業	971,800	923,992	0	0	923,992	97.4	12,300	75.12	75.35	99.7	97.1
	細分類番号	2 1 2 1							(名称: 生産量) (単位: 千t)				
2	工場等に係る事業の名称	主として管理事務を行う本社等	25,000	24,665	0	0	24,665	2.6	3,000,000	0.008222	0.008579	92.6	2.4
	細分類番号	2 1 0 9							(名称: 延床面積) (単位: m ²)				
3	工場等に係る事業の名称			①									
	事業者全体		(㉔-1) (合計) 996,800	(㉔'-1) (合計) 948,657	㉕ (合計) 0	㉕' (合計) 0	(㉔'-1) (合計) 948,657	100%	㉖	(㉔'-1) (合計)	(㉔'-1) (合計)	(㉔'-1) = (㉔'-1) / (㉔'-1) × 100	(㉔'-1) = (㉔'-1) + (㉔'-1) + ...

- 備考 1 エネルギー管理指定工場等及びエネルギー管理指定工場等以外の工場等を事業分類ごとに合計した値をそれぞれ記入すること。なお、工場等の事業分類は、「特定-第3表 1-1 エネルギー消費原単位等」と同じでなければならない。
- 2 事業者全体の「電気需要最適化評価原単位 (㉔'-1)」の算出が難しい場合は、「電気需要最適化評価原単位の対前年度比の寄与度の合計値 (㉔'-1)」を事業者全体の電気需要最適化評価原単位の対前年度比としてよい。その際、㉔ (㉔'-1) (㉔'-1) (㉔'-1) は記入不要。
- 3 事業者全体の「電気需要最適化評価原単位 (㉔'-1)」が算出できる場合は、事業分類ごとの (㉔-1) (㉔'-1) ㉕ ㉕' (㉔'-1) 及び事業者全体の (㉔-1) から (㉔'-1) まで記入すること。
- 4 「電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量 (㉔'-1)」は、(㉔-1) の非化石燃料に対して、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める補正係数を乗じ、同判断基準で定める月別電気需要最適化係数又は時間別電気需要最適化係数を考慮したエネルギー使用量を記入すること。

No	記入のポイント
①	・非化石燃料の使用量を0.8倍し、電気需要最適化係数を加味して再計算。

2-2 連携省エネルギー措置を踏まえた電気需要最適化評価原単位等 ②

番号	事業分類	事業分類ごとの連携省エネルギー措置を踏まえた電気需要最適化評価原単位等の計算											
		エネルギーの使用量(原油換算 kJ) (㉔-2)	電気需要最適化、非化石燃料の補正及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量(原油換算 kJ) (㉔'-2)	販売した副生エネルギーの量(原油換算 kJ) ㉕	購入した未利用熱の量(原油換算 kJ) ㉕'	(㉔'-2) = (㉔'-2) - ㉕ - ㉕' (㉔'-2)	(㉔'-2) の構成割合 (%) (㉔'-2) = (㉔'-2) / (㉔'-2) × 100	生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 ㉖	電気需要最適化評価原単位 (㉔'-2) / ㉖	前年度の電気需要最適化評価原単位 (㉔'-2)	電気需要最適化評価原単位の対前年度比 (%) (㉔'-2) = (㉔'-2) / (㉔'-2) × 100	電気需要最適化評価原単位の対前年度比の寄与度 (%) (㉔'-2) = (㉔'-2) × (㉔'-2) / 100	
1	工場等に係る事業の名称	セメント製造業	971,800	919,911	0	0	919,911	97.4	12,300	74.79	74.57	100.3	97.7
	細分類番号	2 1 2 1							(名称: 生産量) (単位: 千t)				
2	工場等に係る事業の名称	主として管理事務を行う本社等	25,000	24,556	0	0	24,556	2.6	3,000,000	0.008185	0.008580	95.4	2.5
	細分類番号	2 1 0 9							(名称: 延床面積) (単位: m ²)				
3	工場等に係る事業の名称			③									
	事業者全体		(㉔-2) (合計) 996,800	(㉔'-2) (合計) 944,467	㉕ (合計) 0	㉕' (合計) 0	(㉔'-2) (合計) 944,467	100%	㉖	(㉔'-2) (合計)	(㉔'-2) (合計)	(㉔'-2) = (㉔'-2) / (㉔'-2) × 100	(㉔'-2) = (㉔'-2) + (㉔'-2) + ...

- 備考 1 エネルギー管理指定工場等及びエネルギー管理指定工場等以外の工場等を事業分類ごとに合計した値をそれぞれ記入すること。なお、工場等の事業分類は、「特定-第3表 1-1 エネルギー消費原単位等」と同じでなければならない。
- 2 事業者全体の「電気需要最適化評価原単位 (㉔'-2)」の算出が難しい場合は、「電気需要最適化評価原単位の対前年度比の寄与度の合計値 (㉔'-2)」を事業者全体の電気需要最適化評価原単位の対前年度比としてよい。その際、㉔ (㉔'-2) (㉔'-2) (㉔'-2) は記入不要。
- 3 事業者全体の「電気需要最適化評価原単位 (㉔'-2)」が算出できる場合は、事業分類ごとの (㉔-2) (㉔'-2) ㉕ ㉕' (㉔'-2) 及び事業者全体の (㉔-2) から (㉔'-2) まで記入すること。
- 4 「電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量 (㉔'-2)」は、(㉔-2) の非化石燃料に対して、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める補正係数を乗じ、同判断基準で定める月別電気需要最適化係数又は時間別電気需要最適化係数を考慮し、連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量を記入すること。

No	記入のポイント
②	・連携した場合、記入が必要。
③	・非化石燃料の使用量を0.8倍し、電気需要最適化係数と連携省エネ措置を加味して再計算。

◆事業者全体の報告部分（特定－第4表）◆

特定－第4表
事業者の過去5年度間のエネルギー消費原単位、電気需要最適化評価原単位及び非化石エネルギーの使用状況

1 エネルギー消費原単位

	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	5年度間平均 原単位変化
エネルギー消費原単位			①			
対前年度比 (%)		①-1 101.3	②-1 100.5	③-1 100.3	④-1 99.3	⑤ 100.3
連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー消費原単位						
対前年度比 (%)		①-2	②-2	③-2 99.7	④-2 100.1	—

備考 特定－第3表1－1、1－2において事業分類ごとのエネルギー消費原単位の対前年度比の奇与度から「事業者全体のエネルギー消費原単位の対前年度比 (%) (②-1)、(②-2)」を求めた場合は、対前年度比 (%) のみ記入すること。

2 電気需要最適化評価原単位

電気の使用量の集計区分	〇 月別					5年度間平均 原単位変化
	年度	年度	年度	年度	年度	
電気需要最適化評価原単位						
対前年度比 (%)		①'-1	②'-1	③'-1	④'-1 99.5	⑤ 99.8
連携省エネルギー措置を踏まえた電気需要最適化評価原単位						
対前年度比 (%)		①'-2	②'-2	③'-2	④'-2 99.9	⑤-2 100.2

備考 特定－第3表2－1、2－2において事業分類ごとの電気需要最適化評価原単位の対前年度比の奇与度から「事業者全体の電気需要最適化評価原単位の対前年度比 (%) (②'-1)、(②'-2)」を求めた場合は、対前年度比 (%) のみ記入すること。

3 非化石エネルギーの使用状況

3-1 非化石電気の使用状況 ⑤

指標	指標の範囲における 全体のエネルギー使用量 (原油換算 kJ)	非化石電気の使用状況					目標
		〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	
使用電気全体に占める 非化石電気の比率	205,347	⑥ 27.1 %	27.4 %	30.0 %	30.3 %	31.6 %	⑦ 40 %

3-2 定量目標の目安に関する指標の状況

区分	対象 となる 事業	指標	指標の範囲における 全体のエネルギー使用量 (原油換算 kJ)	指標の状況					定量目標 の目安	
				〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	2030年度	2030年度
2	セメント 製造業	2030年度における 焼成工程における化 石燃料及び非化石燃 料の使用量に占める 非化石燃料の使用量 の割合	800,000	18.7 %	20.2 %	21.0 %	23.4 %	21.1 %	⑧ 28 %	⑨ 30 %

3-3 その他の指標の状況

指標	指標の範囲における 全体のエネルギー使用量 (原油換算 kJ)	指標の状況					目標
		〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	
事業者全体の全エネ ルギー使用量に占める 非化石エネルギー一 比率	996,845	24.9 %	25.4 %	25.6 %	28.1 %	28.6 %	30 %

3-4 非化石エネルギーの使用状況の算出に当たり、
根拠となる情報

(3-1)
⑩

備考 1 3-1、3-2及び3-3では、中長期計画に記載した目標に関する報告を行うこと。
2 3-1、3-2及び3-3の報告においては、以下に示すエネルギー種等について勘案した
数値を記載すること。
① 他社に供給する熱・電気を発生させるために使用した化石燃料及び非化石燃料を分母分子
から控除。
② 「重み付け非化石」に該当する電気については、非化石エネルギーへの転換に関する判断
基準で定める方法により補正した使用量を算入する。
③ 特定第2表1-4に記載した証書等の原油換算エネルギー相当分を分子に加算すること。
3 3-1、3-2及び3-3の「指標の範囲における全体のエネルギー使用量 (原油換算
kJ)」には、各指標の範囲で使用するエネルギーの使用量全体について、直近年度の値を記載
する。
4 3-2及び3-3において、複数の指標に関する報告を行う場合は、必要な行を追加して行
うこと。

No	記入のポイント
①	・事業者全体の「エネルギーの使用に係る原単位」の算出が可能な場合は記入。
②	・99%以下 = 年平均1%以上低減

No	記入のポイント
③	・事業者ごとに月別/時間帯別のいずれかを選択。 ※特定－第2表1-2の選択と一致させる
④	・99%以下 = 年平均1%以上低減

No	記入のポイント
⑤	・3-1は全ての事業者が記入する必要がある。
⑥	・非化石エネルギー使用状況の算出に当たっては以下の補正に注意。 ①他社に供給する熱・電気を発生させるために使用した分子分母から除く ②「重み付け非化石」に該当する電気(本書P.52参照)に使用量を1.2倍する ③特定－第2表1-4に記入した証書等の原油換算エネルギー相当分を分子に加算する
⑦	・中長期計画書に記載した目標を記入。 ・目標年度は必ず「2030年度」とする。

No	記入のポイント
⑧	・目安の設定がある事業者(本書P.13参照)は特定－第3表2-1で記入。
⑨	・中長期計画書に記載した目標を記入。 ・目標年度は必ず「2030年度」とする。

No	記入のポイント
⑩	・3-1、3-2、3-3で記載した割合の算出方法(計算式等)を記入。

◆ 事業者全体の報告部分（特定－第5表） ◆

特定－第5表

エネルギー消費原単位、電気需要最適化評価原単位及び非化石エネルギーの使用状況が改善できなかった場合の理由

1 事業者の過去5年度間のエネルギー消費原単位（連携省エネルギー計画の認定を受けた場合は連携省エネルギー措置を踏まえた原単位。以下この表及び2において同じ。）が年平均1%以上改善できなかった場合（イ）又は事業者のエネルギー消費原単位が前年度に比べ改善できなかった場合（ロ）の理由

①	(イ)の理由 連携省エネルギー措置を実施し、他者との連携を含めた全体的な省エネに取り組んだが、セメント需要動向の変化により、比較的エネルギー原単位が大きい低熱ポルトランドセメント等の生産割合が増加したため、全体のエネルギー消費原単位が悪化した。また、セメント生産量が減少したこともエネルギー消費原単位の悪化に寄与している。
②	(ロ)の理由 エネルギー原単位の大きい低熱ポルトランドセメント等の生産割合増加及びセメント生産量の減少のためエネルギー消費原単位が悪化している。

備考 (イ)及び(ロ)共に該当する場合、双方記載すること。

No	記入のポイント
①	<ul style="list-style-type: none"> 特定－第4表1の「5年度間平均原単位変化」が99%未満の場合は記入不要。 具体的に記載する。
②	<ul style="list-style-type: none"> 特定－第3表の「エネルギー消費原単位の対前年度比」が100%未満の場合は記入不要。

2 事業者の過去5年度間の電気需要最適化評価原単位が年平均1%以上改善できなかった場合（ハ）又は事業者の電気需要最適化評価原単位が前年度に比べ改善できなかった場合（ニ）の理由

③	(ハ)の理由 連携省エネルギー措置を実施し、他者との連携を含めた全体的な省エネに取り組んだが、セメント需要動向の変化により、比較的エネルギー原単位が大きい低熱ポルトランドセメント等の生産割合が増加したため、全体のエネルギー消費原単位が悪化した。また、セメント生産量が減少したこともエネルギー消費原単位の悪化に寄与している。
④	(ニ)の理由

備考 (ハ)及び(ニ)共に該当する場合、双方記載すること。

No	記入のポイント
③	<ul style="list-style-type: none"> 特定－第4表2の「5年度間平均原単位変化」が99%未満の場合は記入不要。
④	<ul style="list-style-type: none"> 特定－第3表の「電気需要最適化評価原単位の対前年度比」が100%未満の場合は記入不要。

3 非化石エネルギーの使用状況が向上しなかった場合の理由

⑤	証書の活用、非化石比率の高い電力メニューの選択等により、使用電気全体に占める非化石電気の比率(3-1)及び事業者全体の全エネルギー使用量に占める非化石エネルギーの比率(3-3)については非化石比率を向上させることができたものの、焼成工程における非化石燃料の使用割合(3-2)については昨年と比べ減少している。これは、燃料価格等の要因により非化石燃料の投入比率が低下したためである。
---	--

No	記入のポイント
⑤	<ul style="list-style-type: none"> 特定－第4表3において、報告対象年度の実績が前年度に比べて向上している場合は記入不要。

◆ 事業者全体の報告部分（特定－第6表） ◆

特定－第6表

ベンチマーク指標の状況（該当する事業者のみ記入）

区分	対象となる事業者の名称(セクター)	対象事業者のエネルギー使用量(原油換算量)	ベンチマーク指標の状況(単位)					ベンチマーク指標の見込み	達成率	目標年度における目標値(単位)
			〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度			
3	セメント製造業	730,000	4,100 MJ/t	4,080 MJ/t	4,050 MJ/t	4,000 MJ/t	3,980 MJ/t	3,940 MJ/t	33%	3,739 MJ/t
									⑥	

備考 1 「区分」の欄には、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準の別表第5に規定する区分のいずれかを記入すること。
2 「ベンチマーク指標の見込み」の欄には、昨年度以前で直前に提出した中長期計画書に記載した、当該ベンチマーク指標の見込みを記載すること。
3 「達成率」の欄には、以下の計算式で計算される値を代入すること。
達成率 = (① - ②) / (① - ③)
ただし、①は本報告の報告対象年度の前年度のベンチマーク指標の値、②は本報告の報告対象年度のベンチマークの指標、③は昨年度以前で直前に提出した中長期計画書に記載した、本報告の報告対象年度のベンチマークの指標の見込みとすること。

No	記入のポイント
⑥	<ul style="list-style-type: none"> 達成率の分母がゼロ以下の場合、-を記入。 算出方法： (前年度実績－報告対象年度実績) ÷ (前年度実績－報告対象年度見込) × 100 = (4,000－3,980) ÷ (4,000－3,940) × 100 = 33%

◆事業者全体の報告部分（特定－第7表）◆

特定－第7表

判断基準のベンチマークの状況に関し、参考となる情報

1－1 判断基準のベンチマーク指標の算出に当たり、根拠となる情報

備考 1 判断基準のベンチマーク指標の算出に当たり、判断基準の別表第5 備考に規定する補正値により補正を行う場合には、補正前のベンチマーク指標、補正の根拠となる値及び補正算定式を記入すること。

2 洋紙製造業（4 A）のベンチマーク指標報告事業者は、当該事業における再生可能エネルギーの使用率及びその種類を記入し、再生可能エネルギー使用率が72%未満の者は、当該使用率に応じたベンチマーク目標値及びその算定式を記入すること。

3 貸事務所業（12）のベンチマーク指標報告事業者は、ベンチマーク指標の算出に当たり用いた面積区分（判断基準の別表第5 備考6に規定する面積区分をいう。）ごとのエネルギー使用量及び延床面積を記入すること。また、ベンチマーク指標の算出に当たり特殊なエネルギー使用量及び特殊なエネルギー使用面積（判断基準の別表第5 備考7に規定する「特殊なエネルギー使用量」及び「特殊なエネルギー使用面積」をいう。）を控除した場合には、当該エネルギー使用量及び使用面積を記入すること。

1－2 判断基準のベンチマークの状況に関し、参考となる情報

ベンチマークの対象工場は、○〇工場、△△工場
ベンチマークとの差は 3,739 - 3,940 = 201 MJ/t

①

<未達理由>
エネルギー原単位の大きい製品の生産比率が高いため。

No	記入のポイント
①	・ベンチマークと比較して、（未達であれば）未達の理由及び当該事業者が抱えている事情等、参考となる情報を具体的に記入。

2 電力供給業及び石炭火力電力供給業のベンチマーク指標の算出に関し、参考となる情報

発電方式	発電効率 (%)	火力発電量に占める発電量比率 (%)
石炭による火力発電		
可燃性天然ガス及び都市ガスによる火力発電		
石油その他の燃料による火力発電		

備考 電力供給業のベンチマーク指標の算出に関して用いた発電方式ごとの「発電効率」と「火力発電量に占める発電量比率」を記入すること。

設備の名称	
燃料種ごとの基本情報 （①燃料種名、②年間使用量、③熱量構成比（%）、④原料原産国（バイオマスのみ記入））	
設備から得られた電気エネルギー量（千kWh）	
設備から得られた熱エネルギーのうち熱として活用された量（GJ）	
設備に投入したエネルギー量（GJ）	
設備に投入した副生物のエネルギー量（GJ）	
設備に投入したバイオマスのエネルギー量（GJ）	
設備に投入した水素のエネルギー量（GJ）	
設備に投入したアンモニアのエネルギー量（GJ）	

備考 電力供給業及び石炭火力電力供給業のベンチマーク指標の算出に関して用いた発電設備のうち、副生物、バイオマス、水素又はアンモニアを投入した発電設備については投入した副生物、バイオマス、水素又はアンモニアのエネルギー量等、熱電供給型動力発生装置については熱として活用した量等を記入すること。

3 電力供給業及び石炭火力電力供給業のベンチマーク指標の向上に関して共同で実施した措置に関し、参考となる情報

◆事業者全体の報告部分（特定－第8表）◆

特定－第8表 事業者のエネルギーの使用の合理化に関する判断の基準の遵守状況

I エネルギーの使用の合理化の基準	
I-1 全ての事業者が取り組むべき事項	
(1) 取組方針の策定 設置している全ての工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する取組方針（中長期的な計画を含む。以下「取組方針」という。）を定めること。 取組方針には、エネルギーの使用の合理化に関する目標、当該目標を達成するための設備の運用、新設及び更新に対する方針を含めること。	<input checked="" type="checkbox"/> 策定している <input type="checkbox"/> 策定していない ① <input type="checkbox"/> 全て含めている <input type="checkbox"/> 大半含めている <input type="checkbox"/> 一部含めている <input type="checkbox"/> 含めていない
(2) 管理体制の整備 設置している全ての工場等について、全体として効率的かつ効果的なエネルギーの使用の合理化を図るための管理体制を整備すること。	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない （整備完了予定年 年度）
(3) 責任者等の配置等 (2)で整備された管理体制に「エネルギー管理統括者」、「エネルギー管理企画推進者」並びに「エネルギー管理者」及び「エネルギー管理員」を配置すること。	<input type="checkbox"/> 配置済み <input type="checkbox"/> 一部配置している <input type="checkbox"/> 配置していない
①エネルギー管理統括者の責務 ア、設置している全ての工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する業務（エネルギーを消費する設備及びエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持、新設、改造及び撤去並びにエネルギーの使用の方法の改善及び監視）の実施状況等を把握すること。 イ、取組方針に従い、エネルギー管理者及びエネルギー管理員に対し取り組むべき業務を指示するなど、当該取組方針に掲げるエネルギーの使用の合理化に関する目標の達成に係る監督を行うこと。 ウ、取組方針の遵守状況やエネルギー管理者及びエネルギー管理員からの報告等を踏まえ、次期の取組方針の案を取りまとめ、取締役会等の業務執行を決定する機関への報告を行うこと。 エ、エネルギーの使用の合理化に資する人材（エネルギー管理者及びエネルギー管理員等）を育成すること。	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない
②エネルギー管理企画推進者の責務 エネルギー管理統括者とエネルギー管理者及びエネルギー管理員間の意思疎通の円滑化を図ること等によりエネルギー管理統括者の業務を補佐すること。	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない
③現場実務を管理する者の責務 ア、設置している工場等ごとにおけるエネルギーの使用の合理化に関する業務（エネルギーを消費する設備及びエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持並びにエネルギーの使用の方法の改善及び監視）の実施状況等を把握すること。 イ、取組方針やエネルギー管理統括者からの指示等を踏まえ、エネルギーの使用の合理化に関する業務を確実に実施すること。 ウ、ア、のエネルギー管理を踏まえた工場等のエネルギーの使用の合理化の状況に係る分析結果についてエネルギー管理統括者に対する報告を行うこと。	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない <input type="checkbox"/> 全ての工場等で実施している <input type="checkbox"/> 大半の工場等で実施している <input type="checkbox"/> 一部の工場等で実施している <input type="checkbox"/> 実施していない <input type="checkbox"/> 全ての工場等で実施している <input type="checkbox"/> 大半の工場等で実施している <input type="checkbox"/> 一部の工場等で実施している <input type="checkbox"/> 実施していない
(4) 資金・人材の確保 エネルギーの使用の合理化を図るために必要な資金・人材を確保すること。	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない
(5) 従業員への周知・教育 設置している全ての工場等における従業員に取組方針の周知を図るとともに、工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する教育を行うこと。	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない
(6) 取組方針の遵守状況の確認等 客観性を高めるため内部監査等の手法を活用することの必要性を検討し、その設置している工場等における取組方針の遵守状況を確認するとともに、その評価を行うこと。なお、その評価結果が不十分である場合には改善を行うこと。	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない
(7) 取組方針の精査等 取組方針及び遵守状況の評価方法を定期的に精査し、必要に応じ変更すること。	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない
(8) 文書管理による状況把握 (1)取組方針の策定、(2)管理体制の整備、(3)責任者等の配置等、(6)取組方針の遵守状況の確認等及び(7)取組方針の精査等の結果を記載した書面を作成、更新及び保管することにより、状況を把握すること。	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない
1 工場等単位、設備単位での基本的実施事項	
(1) 設備の運転効率化や生産プロセスの合理化等による生産性の向上を通じ、エネルギーの使用の合理化を図ること。	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない
(2) エネルギー管理に係る計量器等の整備を行うこと。	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない （整備予定年 年度）
(3) エネルギー消費量の大きい設備の廃熟等の発生状況を、優先順位等をつけて把握・分析し課題を抽出すること。	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない
(4) 既存の設備に関し、エネルギー効率や老朽化の状況等を把握・分析し、エネルギーの使用の合理化の観点から更新、改造等の優先順位を整理すること。	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない
(5) エネルギーを消費する設備の選定、導入においては、エネルギー効率の高い機器を優先するとともに、その能力・容量に係る余裕度の最適化に努めること。	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない
(6) 休日や非作業時等においては、操業の開始及び停止に伴うエネルギー損失等を考慮した上でエネルギー使用の最小化に努めること。	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない
II エネルギーの使用の合理化の目標及び計画的に取り組むべき措置	
ISO50001の活用状況	<input type="checkbox"/> 認証取得している <input type="checkbox"/> 認証取得を検討している （取得予定年 ○○年度） <input type="checkbox"/> 検討していない

No	記入のポイント
①	・「策定していない」を選択した場合 I -1 (3) ①イ、(6)、(7)は実施していないを選択。

◆ 事業者全体の報告部分（特定－第9表1～特定－第9表5） ◆

特定－第9表 その他事業者が実施した措置

1 エネルギーの使用の合理化に関する事項

措置の概要
エネ推進責任者会議（第6回） ・省エネ事例発表会開催（年2回）特に効果のあった優秀事例については社長表彰 <各工場で実施> ・省エネパトロール 職場における生産設備・空調・照明等の維持管理状況の確認 ・省エネ勉強会 省エネ推進メンバーを対象として実施 ・省エネ月間の推進（2月） <〇〇工場> ① ・設備を集約化して生産プロセスを見直し、高効率ボイラー1基を導入し、生産効率を5%改善した。 <本社> ・蛍光灯のLED照明への切り替えを順次実施（導入率 90%）

No	記入のポイント
①	・設備の新設等を行った場合は、省エネ効率・効果等を含め記入。

2 電気の需要の最適化に資する措置に関する事項

措置の概要
<〇〇工場> ・電気を大量に消費する一部の製品を夜間に生産している。

3 非化石エネルギーへの転換に関する事項

措置の概要
・燃焼残渣も原料の一部として活用できる特徴を生かし、通常の燃料としての利用が困難である廃棄物等の非化石燃料の使用を目指し、2025年4月より利用技術の研究開発及び実証実験を進めている。 ・製造工程において発生する二酸化炭素を活用した合成メタンの使用を目指し、2026年10月より研究開発及び実証実験を開始する予定。

4 エネルギーの使用の合理化に関する中長期計画書記載事項の実施状況

内容	中長期計画作成指針	該当する工場等	中長期計画書記載の有無	実施状況
汎用ボイラーの高効率化	製造業2(3)	〇〇工場	有	○
②				③

No	記入のポイント
②	・昨年度提出した中長期計画書において、報告対象年度に実施することとされている内容を転記。 ※範囲：内容～中長期計画書記載の有無まで
③	・記載した各計画内容の実施状況を記入。 ○：予定通り実施 △：計画より小規模の投資、実施の遅延があったが実施 ×：未実施 －：中長期計画書の記載なし

備考 「内容」の欄、「中長期計画作成指針」の欄及び「該当する工場等」の欄には、昨年度以前で直近に提出した中長期計画書のⅡの3に記載した、本報告の報告対象年度に実施する予定の計画を記載すること。

5 非化石エネルギーへの転換に関する中長期計画書記載事項の実施状況

内容	該当する工場等	中長期計画書記載の有無	実施状況
非化石比率の高い電力メニューへの転換	△△工場	有	○

備考 「内容」の欄及び「該当する工場等」の欄には、昨年度以前で直近に提出した中長期計画書のⅣの2に記載した、本報告の報告対象年度に実施する予定の計画を記載すること。

◆事業者全体の報告部分（特定－第9表6～特定－第9表7）◆

6 新設した発電専用設備に関する事項（該当する事業者のみ記入）

設備の名称	
設備を設置した工場等の名称	
設備を設置した工場等の所在地	〒
運転開始年月日	
設備容量(kW)	
燃料種ごとの基本情報 (①燃料種名、②年間使用量、③熱量 構成比(%)、④原料原産国(バイオ マス燃料のみ記入))	
設計効率(発電端・HHV)(%)	
設備から得られる電気のエネルギー量 (千kWh)	
設備から得られる熱のエネルギーのう ち熱として活用された量(GJ)	
設備に投入するエネルギー量(GJ)	
設備に投入する副生物のエネル ギー量(GJ)	
設備に投入するバイオマス燃料 のエネルギー量(GJ)	
発電専用設備の新設に当たっての措置 の適用に関する配慮事項	

- 備考 1 電気事業法第2条第1項第14号に定める発電事業の用に供する発電専用設備であって、当該年度に運転開始したのもののみ記入すること。ただし、離島に設置したものは除く。
2 「燃料種ごとの基本情報」の欄には、新設時に想定する項目を記入すること。
3 「設計効率」の欄には、新設時に想定する定格時の発電効率を記入すること。
4 バイオマス燃料若しくは副生物を石炭と混焼する場合又はバイオマス燃料を石炭以外の化石燃料と混焼する場合のみ、「設計効率」の欄にはバイオマス燃料又は副生物の代わりに石炭等の化石燃料を使用することを想定した設計効率を記入し、括弧内にバイオマス燃料又は副生物を使用する場合の設計効率を記入すること。バイオマス燃料及び副生物を石炭と混焼する場合のみ、「設計効率」の欄にはバイオマス燃料及び副生物の代わりに石炭を使用することを想定した設計効率を記入し、括弧内にバイオマス燃料及び副生物を使用する場合の設計効率を記入すること。
5 「設備から得られる電気のエネルギー量」「設備から得られる熱のエネルギーのうち熱として活用された量」「設備に投入するエネルギー量」「設備に投入する副生物のエネルギー量」「設備に投入するバイオマス燃料のエネルギー量」の欄には、「設計効率」の欄に記入する発電効率の算出に関して用いた新設時に想定する年間の量を記入すること。

7 バイオマス混焼等を行う発電専用設備に関する事（該当する事業者のみ記入）

報告対象年度	
設備の名称	
設備を設置した工場等の名称	
設備を設置した工場等の所在地	〒
運転開始年月日	
設備容量(kW)	
設計効率(発電端・HHV)(%)	
燃料種ごとの基本情報 (①燃料種名、②年間使用量、③ 熱量構成比(%)、④原料原産国 (バイオマス燃料のみ記入))	
設備から得られた電気のエネルギ ー量(千kWh)	
設備から得られた熱のエネルギー のうち熱として活用された量(GJ)	
設備に投入したエネルギー量(GJ)	
設備に投入した副生物のエネル ギー量(GJ)	
設備に投入したバイオマス 燃料のエネルギー量(GJ)	
月別バイオマス燃料又は副生物の 熱量構成比(%)	4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 年間 実績
月別実績効率(発電端・HHV) (%)	4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 年間 実績
発電専用設備の新設に当たっての 措置の適用に関する配慮事項	

- 備考 1 電気事業法第2条第1項第14号に定める発電事業の用に供する発電専用設備であって、次に掲げるものについては本様式に毎年度記入すること。ただし、離島に設置したものは除く。
(1) バイオマス燃料を混焼し、平成28年度以降に運転開始したもの（次に掲げるものを除く。）
(2) バイオマス燃料又は副生物を石炭と混焼し、平成31年度以降に発電専用設備の新設に当たっての措置の適用をうけるもの
2 「設計効率」の欄には、当該設備の新設時に報告した様式第9の特定－第9表6の「設計効率」の欄又は様式第21の特定－第9表6の「設計効率」の欄に記入した数値を記入すること。
3 「設備から得られた電気のエネルギー量」「設備から得られた熱のエネルギーのうち熱として活用された量」「設備に投入したエネルギー量」「設備に投入した副生物のエネルギー量」「設備に投入したバイオマス燃料のエネルギー量」の欄には、新設時に想定する年間の量を記入すること。
4 「月別バイオマス燃料又は副生物の熱量構成比」「月別実績効率」の欄のうち「4月」から「3月」の欄は、電気事業法第2条第1項第14号に定める発電事業の用に供する発電専用設備であって、バイオマス燃料を混焼し、平成28年度以降に運転開始したもの（1（2）に掲げるものを除く。）についてのみ記入すること。
5 「月別実績効率」の欄には、バイオマス燃料又は副生物を使用する場合の実績効率を記入すること。

◆事業者全体の報告部分（特定－第10表～特定－第12表1）◆

特定－第10表

事業者の設置する工場等のうちエネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定

工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の一覧

現在の指定区分 (指定区分の変更手続きが必要□)	エネルギー管理指定工場等番号	工場等の名称	工場等の所在地	日本標準産業分類における細分類番号	工場等に係る事業の名称
第一種	XXXXXXXX	〇〇工場	〒000-0000 埼玉県〇〇〇〇	2 1 2 1	セメント製造業
第一種	XXXXXXXX	△△工場	〒000-0000 千葉県〇〇〇〇	2 1 2 1	セメント製造業
第一種	XXXXXXXX	本社	〒000-0000 東京都〇〇〇〇	2 1 0 9	主として管理事務を行う本社等
第二種			〒		

特定－第11表

現在エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の指定を受けていない工場等であつて、エネルギーの使用量が令第6条に定める数値以上の工場等の一覧

工場等の名称	工場等の所在地	日本標準産業分類における細分類番号	工場等に係る事業の名称	エネルギーの使用量(原油換算k1)
		①		

- 備考 1 本表に記載した工場等については、当該工場ごとに指定－第1表から第10表までに定められた事項を報告すること。
 2 備考1の報告の際には、指定－第1表から第10表までの「エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等」を「現在エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の指定を受けていない工場等であつて、エネルギーの使用量が令第6条に定める数値以上の工場等」とみなす。
 3 備考1の報告の際には、指定－第1表の「エネルギー管理指定工場等番号」及び「エネルギー管理者(員)の職名・氏名・連絡先」の欄は記入不要。

No	記入のポイント
①	指定を受けていない工場等が1,500klを上回った場合に記入。

特定－第12表

事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等

排出年度： ② 〇〇 年度

1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

番号	事業分類	エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	
		廃棄物の燃料としての使用及び廃棄物を原料とする燃料の使用に伴って発生するものを除く二酸化炭素	廃棄物の燃料としての使用又は廃棄物を原料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素
③	主たる事業	セメント製造業	
④	事業者	細分類番号 2 1 2 1	
④	全体	当該事業を所管する大臣 経済産業大臣	2,415,346 t-CO ₂
⑤	商標又は商号等		
1	工場等に係る事業の名称	セメント製造業	
1	細分類番号	2 1 2 1	
1	当該事業を所管する大臣	経済産業省	2,352,547 t-CO ₂
2	工場等に係る事業の名称	主として管理事務を行う本社等	
2	細分類番号	2 1 0 9	
2	当該事業を所管する大臣	経済産業省	62,799 t-CO ₂
3	工場等に係る事業の名称		
3	細分類番号		
3	当該事業を所管する大臣		t-CO ₂

- 備考 1 排出年度の欄には、当該年度を記入すること。
 2 番号1から3までの項には、事業分類ごとに合計した温室効果ガス算定排出量を記載すること。なお、事業分類は、日本標準産業分類(細分類)ごととする。また、事業分類が4分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。
 3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令の規定に基づいて行うこと。
 4 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄のうち、廃棄物の燃料としての使用及び廃棄物を原料とする燃料の使用に伴って発生するものを除く二酸化炭素の欄には、次に掲げる量(他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。)の合計量を記載すること。
 (1) 燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量(廃棄物の燃料としての使用及び廃棄物を原料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を除く。)
 (2) 他人から供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
 (3) 他人から供給された熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
 5 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄のうち、廃棄物の燃料としての使用又は廃棄物を原料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の欄には、廃棄物の燃料としての使用又は廃棄物を原料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量(他人への熱の供給に係るものを除く。)を記載すること。
 6 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量に、都市ガスの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量が含まれる場合は、本表に加えて特定－第12表の4の1及び4の2にも、備考4(2)に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて特定－第12表の4の3及び4の4にも、備考4(3)に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて特定－第12表の4の5及び4の6にも、必要事項を記載すること。
 7 本報告に係る事業者が、電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している場合は、本表に加えて特定－第12表の2に必要事項を記載すること。
 8 特定連鎖化事業者にあつては、商標又は商号等の欄に当該連鎖化事業に係る特定の商標、商号その他の表示について記載すること。

No	記入のポイント
②	排出年度を記入。 報告年度ではなく、排出年度である点に注意(2024年度報告の場合は、「2023年度」と記入)。
③	特定事業者全体の主たる事業及び細分類番号は、特定1表に同じ(日本標準産業分類に基づく事業名と細分類番号を記入。)
④	主たる事業を所管する大臣を記入する。 ※地方自治体については「経済産業大臣、環境大臣」と記入する(〇〇局、企業庁、教育委員会等の単位で報告している場合は、事業所管大臣)。
⑤	商標又は商号等欄は、特定連鎖化事業者の場合のみ、当該連鎖化事業に係る特定の商標、商号等を記入。
⑥	廃棄物の燃料としての使用及び廃棄物を原料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素を除く二酸化炭素量を記入(各分類の合計値と一致しているか確認する)。
⑦	廃棄物の燃料としての使用及び廃棄物を原料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素量を記入(各分類の合計値と一致しているか確認する)。
⑧	分類した細分類毎の二酸化炭素排出量を記入。 細分類が1種類のみ事業者も⑦に特定事業者全体と同じ実績を記入。 細分類毎のCO2排出量⑦の合計と特定事業者全体の二酸化炭素排出量⑥が合うように記入。

◆事業者全体の報告部分（特定－第12表2～特定－第12表3）◆

2 電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している事業者に係る燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

番号	事業分類				エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素
事業者全体	主たる事業	セメント製造業			2,415,346 t-CO ₂
	細分類番号	2	1	2	
	当該事業を所管する大臣	経済産業大臣			
1	工場等に係る事業の名称	セメント製造業			① 2,352,547 t-CO ₂
	細分類番号	2	1	2	
	当該事業を所管する大臣	経済産業省			
2	工場等に係る事業の名称	主として管理事務を行う本社等			62,799 t-CO ₂
	細分類番号	2	1	0	
	当該事業を所管する大臣	経済産業省			
3	工場等に係る事業の名称				t-CO ₂
	細分類番号				
	当該事業を所管する大臣				

備考 1 番号1から3までの項には、事業分類ごとに合計した排出量を記入すること。なお、事業分類は、日本標準産業分類（細分類）ごととする。また、事業分類が4分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。
 2 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄には、燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を記載すること（他人への電気又は熱の供給に係るものを含む。）
 3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令の規定に基づいて行うこと。

3 事業者の調整後温室効果ガス排出量

調整後温室効果ガス排出量	② 2,415,290 t-CO ₂
--------------	-------------------------------

備考 調整後温室効果ガス排出量の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより算定した量を記載する。

No	記入のポイント
①	<ul style="list-style-type: none"> 電気事業用の発電所、熱供給事業用の熱供給施設を設置している事業者のみ記入。
②	<ul style="list-style-type: none"> 調整後のエネルギー起源CO₂と、温対法にて別途届け出のある事業者については、その報告による排出量の総合計を記入。 本定期報告書を提出するすべての事業者は、調整後温室効果ガス排出量を記入。 調整後温室効果ガス排出量は、ア+イ+ウ-エ+オ-カで調整。 （調整の結果、調整後排出量が0を下回った場合には、0とすること）。 ア=エネルギー起源CO₂（他人への電気又は熱の供給に係るもの（特定－第12表の2）を除く。） イ=非エネルギー起源CO₂（廃棄物原燃料使用に伴うものを除く。） ウ=メタン、一酸化二窒素、HFC、PFC、六ふっ化硫黄及び三ふっ化窒素の実排出量 エ=無効化した国内認証排出削減量及び無効化した海外認証排出削減量 （特定－第12表の6に記載のあるクレジット） オ=自らが創出した国内認証排出削減量のうち他者へ移転した量 カ=非化石電源二酸化炭素削減相当量（所有する算定対象年度の発電に係る非化石証書の量×全国平均係数×補正率の量。ただし、エネルギー起源CO₂排出量のうち、電気事業者から小売供給された電気の使用に伴う排出量を上限とする）

◆事業者全体の報告部分（特定－第12表4の1～特定－第12表4の6）◆

4の1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
0.000485 t-CO ₂ /千m ³	A社の基礎排出係数	〇〇地域の工場等
①	②	③

備考 本表の各欄には、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の算定において、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

4の4 調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
0.000485 t-CO ₂ /kWh	A社の基礎排出係数	A社電力管内の事業所
0.000467 t-CO ₂ /kWh	B社の基礎排出係数	B社電力管内の事業所
①	②	③

備考 本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

4の2 調整後温室効果ガス排出量のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
0.000521 t-CO ₂ /千m ³	A社の基礎排出係数	〇〇地域の工場等
①	②	③

備考 本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

4の5 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t-CO ₂ /GJ		
①	②	③

備考 本表の各欄には、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の算定において、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

4の3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
0.000489 t-CO ₂ /kWh	A社の基礎排出係数	A社電力管内の事業所
0.000482 t-CO ₂ /kWh	B社の基礎排出係数	B社電力管内の事業所
①	②	③

備考 本表の各欄には、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

4の6 調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t-CO ₂ /GJ		
①	②	③

備考 本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

No	記入のポイント
①	<ul style="list-style-type: none"> CO2排出量を算定した際に用いた係数を記入。 係数は以下のHPよりご確認いただけます。 https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/calc（環境省HP 算定方法・排出係数一覧）
②	<ul style="list-style-type: none"> ①で記載した係数の根拠を記載する。 A社から供給を受けている場合は、「A社の基礎排出係数」と記入。
③	<ul style="list-style-type: none"> ①で記入した排出係数を用いた範囲を記入。

◆事業者全体の報告部分（特定－第12表5～特定－第12表6の3）◆

5 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容

備考 1 本表の各欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。
2 都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、特定－第12表の4の1及び4の2に記載すること。他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、特定－第12表の4の3及び4の4に記載すること。他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、特定－第12表の4の5及び4の6に記載すること。

6の1 調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた国内認証排出削減量、海外認証排出削減量及び非化石電源二酸化炭素削減相当量の量

種別	合計量
1. オフセット・クレジット (J-VER)	10 t-CO ₂
2. FIT 証書	46 t-CO ₂
3.	t-CO ₂
4.	t-CO ₂

備考 本表の各欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定める国内認証排出削減量の種別ごとの合計量、環境大臣及び経済産業大臣が定める海外認証排出削減量の種別ごとの合計量並びに環境大臣及び経済産業大臣が定める非化石電源二酸化炭素削減相当量の種別ごとの合計量を記載すること。併せて、特定－第12表の6の2及び6の3に、本欄に記載した国内認証排出削減量に係る情報を、特定－第12表の6の4に、本欄に記載した海外認証排出削減量に係る情報を、特定－第12表の6の5に、本欄に記載した非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報を記載すること。

6の2 国内認証排出削減量に係る情報

削減量の種別	オフセット・クレジット (J-VER)	
	無効化日又は移転日	無効化量又は移転量
クレジット特定番号等		
JP-000-000-000-001～JP-000-000-000-010	〇〇年〇月〇日	10 t-CO ₂
～		t-CO ₂
～		t-CO ₂
～		t-CO ₂
合計量		10 t-CO ₂

備考 1 本表は、国内認証排出削減量の種別ごとに記載すること。
2 算定に用いた国内認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
3 国内認証排出削減量は、無効化日又は移転日ごとに記載すること。
4 クレジット特定番号等の欄には、無効化又は移転した国内認証排出削減量を特定する番号、クレジットブロックのユニット開始番号とユニット終了番号を「～」でつなぐことにより記載すること。
5 無効化日又は移転日の欄には、排出量調整無効化を行った日付又は登録簿上に記載された移転の日付を記載すること。

No	記入のポイント
①	・環境大臣及び経済産業大臣が定める国内認証排出削減量、海外認証排出削減量及び非化石電源二酸化炭素削減相当量（新規追加）がある場合、6の1～4に、削減量に係る情報を記入。

No	記入のポイント
②	・無効化量は正の値、移転量は負の値で記入。 ・特定排出者が無効化又は移転を行ったことを確認できる資料を添付。

6の3 国内認証排出削減量のうち、グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量に係る情報

種別	グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量	他人から供給された電気又は熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
	t-CO ₂	t-CO ₂

備考 1 本表はグリーンエネルギー証書の種別ごとに記載すること。
2 グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量の欄には、グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量認証制度において認証された量を記載すること。
3 他人から供給された電気又は熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量の欄には、種別がグリーン電力証書である場合には、他人から供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を、種別がグリーン熱証書である場合には、他人から供給された熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を記載すること。
4 算定に用いたグリーンエネルギー証書の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。

◆事業者全体の報告部分（特定－第12表6の4～特定－第12表7）◆

6の4 海外認証排出削減量に係る情報

削減量の種別	識別番号	無効化日	無効化量
			t-CO ₂
合 計 量			t-CO ₂

備考 1 本表は、海外認証排出削減量の種別ごとに記載すること。
 2 算定に用いた海外認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
 3 識別番号の欄には、無効化した海外認証排出削減量を識別する番号の全て（制度記号、ホスト国名コード、クレジット発行国名コード、クレジットブロックのユニット開始番号、クレジットブロックのユニット終了番号、プロジェクト番号、クレジット発行回数、クレジット発行年及び排出削減年を示す、アルファベット、記号及び数字）を記載すること。
 4 無効化日の欄には、排出量調整無効化を行った日付を記載すること。
 5 本表に記載した全ての海外認証排出削減量について、事業者が無効化を行ったことを確認できる資料を添付すること。

6の5 非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報

種 別	非化石証書の量	全国平均係数	補 正 率	電気事業者から小売供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
FIT 証書	100,000 kWh	0.000445 t-CO ₂ /kWh	1.04	150 t-CO ₂

備考 1 本表は非化石証書の種別ごとに記載すること。
 2 全国平均係数及び補正率の欄には、毎年度環境省及び経済産業省が公表する値を記載すること。
 3 電気事業者から小売供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量の欄には、他人から供給された電気のうち電気事業者から小売供給された電気に係るものの量を記載すること。
 4 算定に用いた非化石証書の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
 5 本表に記載した全ての非化石証書の量について、特定排出者が所有することを確認できる資料を添付すること。

7 権利利益の保護に係る請求及び情報の提供の有無

② 権利利益の保護に係る請求の有無 (該当するものに○をすること)	1. 有 ② 無	その他の関連情報の提供の有無 (該当するものに○をすること)	1. 有 ② 無
--------------------------------------	-------------	-----------------------------------	-------------

備考 1 本報告が地球温暖化対策の推進に関する法律第27条第1項の請求に係るものである場合は、左欄「1. 有」に○をすること。
 2 同法第32条第1項の規定による情報の提供がある場合は右欄「1. 有」に○をすること。
 3 本表の「1. 有」に該当する場合は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める書類を本報告に添付すること。

No	記入のポイント
①	<ul style="list-style-type: none"> 全国平均係数及び補正率は、電気事業者別排出係数と一緒に公表される点に留意。 本表に記載した全ての非化石証書の量について、特定排出者が所有することを確認できる資料を添付。 (6月の口座凍結後に、日本卸電力取引所から発行される非化石証書の口座残高証明書が利用可能。仲介事業者より証書を購入した事業者については、日本卸電力取引所の口座残高証明書の代わりに、購入した仲介事業者が発行する、報告年度対象分の購入証書量の証明書が使用可能)。
②	<ul style="list-style-type: none"> 「1. 有」か「2. 無」の数字を囲う。

◆事業者（認定管理統括事業者又は管理関係事業者）ごとの報告部分（認定－総括表～認定第1表）◆

※本書P.18の「認定管理統括事業者の認定制度」を活用している特定事業者のみ作成・提出が必要です。

認定－総括表

認定管理統括事業者及び管理関係事業者において、エネルギーの使用量が令第2条第1項に定める数値以上の事業者の一覧

1 認定管理統括事業者

認定管理統括事業者番号	認定管理統括事業者の名称	法人名	法人名(英語表記)	法人番号	銘柄コード
××××××	株式会社〇〇	株式会社〇〇	〇〇Corporation	×××××××× ××××××	〇〇〇〇

①

2 管理関係事業者

管理関係事業者番号	管理関係事業者の名称	法人名	法人名(英語表記)	法人番号	銘柄コード
××××××	△△株式会社	△△株式会社	△△Corporation	×××××××× ××××××	〇〇〇〇
××××××	□□株式会社	□□株式会社	□□Corporation	×××××××× ××××××	〇〇〇〇

②

認定－第1表 事業者の名称等

認定管理統括事業者番号 又は管理関係事業者番号	××××××××							
特定排出者番号	*	*	*	*	*	*	*	*
事業者の名称	△△株式会社							
法人番号	××××××××××××××							
主たる事務所の所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都〇〇							
代表者の役職名	代表取締役							
代表者の氏名	経歴 三郎							
主たる事業	ソーダ工業							
細分類番号	1	6	2	1				
前年報告からの事業者の名称及び所在地についての変更の有無	有(無)							
有の場合 変更前の事業者の名称	:							
変更前の事業者の所在地	: 〒							

備考 「主たる事業」及び「細分類番号」の欄には、行っている事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。

No	記入のポイント
①	<ul style="list-style-type: none"> 認定管理統括事業者の場合は、エネルギーの使用量が年1,500kℓを超える事業者の分、認定表を提出する。 ※認定総括表は1つで構わない。
②	<ul style="list-style-type: none"> 年度のエネルギー使用量が1,500kℓを超える場合に記入。

◆事業者（認定管理統括事業者又は管理関係事業者）ごとの報告部分（認定第2表1-2～認定第2表2-3）◆

1-2 電気需要最適化を踏まえた電力使用量の内訳

時間帯	単位	年度					
		使用量		連携分を除いたエネルギー使用量		連携省エネルギー率のエネルギー使用量	
		数値	原油換算kl	数値	原油換算kl	数値	原油換算kl
月別	4月	千kWh					
	5月	千kWh					
	6月	千kWh					
	7月	千kWh					
	8月	千kWh					
	9月	千kWh					
	10月	千kWh					
	11月	千kWh					
	12月	千kWh					
	1月	千kWh					
	2月	千kWh					
	3月	千kWh					
時間帯別	出力制御 時間帯	千kWh	300	28			
	需給が厳しい 時間帯	千kWh	230	72			
	その他の時間帯	千kWh	470	114			
	合計			214			

- 備考 1 事業者単位で月別・時間帯別のいずれか1つを選択して記入すること。なお、時間帯別による報告の際は、30分単位又は60分単位で計測した電気の使用量について、出力制御時間帯、需給が厳しい時間帯又はその他の時間帯にそれぞれ集計したものを記入すること。
- 2 原油換算kl欄には、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮した値を記入すること。

1-3 電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数

電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数	30 日
------------------------	------

- 備考 1 1日に数回DRの対応を行った場合にも、「1日」として報告を行うこと。
- 2 設置する指定工場等のうち最も多い事業所の日数を記載すること。

1-4 証書等による非化石エネルギーの使用量の算出に係る情報

熱・電気の別	クレジット特定番号等	無効化及び償却日又は移転日	非化石エネルギー量
<input type="checkbox"/> 熱			GJ・kWh
<input type="checkbox"/> 電気			GJ・kWh
<input type="checkbox"/> 熱			GJ・kWh
<input type="checkbox"/> 電気			GJ・kWh

- 備考 1 本表は、証書等の種別ごとに記載すること。
- 2 算定に用いた証書等の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
- 3 証書等は、無効化及び償却日又は移転日ごとに記載すること。
- 4 熱・電気の別の欄では、非化石熱の使用量を証する証書等である場合には熱を、非化石電気の使用量を証する証書等である場合には電気を選択すること。
- 5 クレジット特定番号等の欄には、無効化及び償却又は移転した証書等を特定する番号を、クレジットブロックのユニット開始番号とユニット終了番号を「～」でつなぐことにより記載し、非化石証書を記入する際は、「非化石証書」と記載すること。
- 6 無効化及び償却日又は移転日の欄には、無効化及び償却を行った日付又は登録簿上に記載された移転の日付を記載し、非化石証書を記入する際には空欄とすること。
- 7 非化石エネルギー量は正の値、移転量は負の値で記載すること。
- 8 本表に記載した全ての非化石エネルギー量について、事業者が無効化及び償却又は移転を行ったことを確認できる資料を添付すること。

1-5 熱・電気供給事業者から購入した熱・電気の種別及び非化石割合に係る情報

熱・電気の別	メニュー名	使用量		熱・電気供給事業者から購入した熱・電気における非化石割合
<input checked="" type="checkbox"/> 熱	1. × × 電力 (I ₂₀ -A)	1,000 GJ・kWh	8,640 kl	20 %
<input checked="" type="checkbox"/> 電気				
<input type="checkbox"/> 熱	2.	GJ・kWh	kl	%
<input type="checkbox"/> 電気				
<input type="checkbox"/> 熱	3.	GJ・kWh	kl	%
<input type="checkbox"/> 電気				

2 連携省エネルギー措置の実績

2-1 連携省エネルギー措置に係るエネルギー使用量の合計と省エネ効果

--

2-2 連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー使用量の算出の方法

--

①

2-3 連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー使用量等

エネルギーの種類	換算係数		連携省エネルギー措置に係る実際のエネルギー使用量		連携省エネルギー措置に係る換算係数		連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー使用量	
	数値	単位	数値	熱量GJ	数値	単位	数値	熱量GJ

No	記入のポイント
①	・連携していない場合は記入不要。

◆事業者（認定管理統括事業者又は管理関係事業者）ごとの報告部分（認定第3表～認定第5表1）◆

認定-第3表

事業者の設置する工場等のうちエネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の一覧

現在の指定区分 (指定区分に変更がある場合には、 □を■とする)	エネルギー 管理指定工 場等番号	工場等の名称	工場等の所在地	日本標準産業分 類における細分 類番号	工場等に係 る事業の名称
第二種 (指定区分の変更手続きが必要□)	××××××	本社兼工場	〒0000-0000 東京都〇〇	1 6 2 1	ソーダ工場
第三種 (指定区分の変更手続きが必要□)			〒		
第四種 (指定区分の変更手続きが必要□)			〒		

認定-第4表

現在エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の指定を受けていない工場等であつて、エネルギーの使用量が令第6条に定める数値以上の工場等の一覧

工場等の名称	工場等の所在地	日本標準産業分類における細分類番号	工場等に係る事業の名称	エネルギーの使用量(原単位換算k)
〒				
〒				
〒				

- 備考 1 本表に記載した工場等については、当該工場等ごとに指定-第1表から第10表までに定められた事項を報告すること。
- 2 備考1の報告の際には、指定-第1表から第10表までの「エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等」を「現在エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の指定を受けていない工場等であつて、エネルギーの使用量が令第6条に定める数値以上の工場等」とみなす。
- 3 備考1の報告の際には、指定-第1表の「エネルギー管理指定工場等番号」及び「エネルギー管理者(員)の職名・氏名・連絡先」の欄は記入不要。

認定-第5表

事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等

排出年度: ① 〇〇 年度

1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

番号	事業分類	エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	
		廃棄物の燃料としての使用及び廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生するものを除く二酸化炭素	廃棄物の燃料としての使用又は廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素
	主たる事業 ソーダ工業	⑤	⑥
②	事業者全体	2,754 t-CO ₂	t-CO ₂
③	当該事業を所管する大臣 経済産業大臣		
④	商標又は商号等		
1	工場等に係る事業の名称	⑦	t-CO ₂
	細分類番号		t-CO ₂
	当該事業を所管する大臣		
2	工場等に係る事業の名称		t-CO ₂
	細分類番号		t-CO ₂
	当該事業を所管する大臣		
3	工場等に係る事業の名称		t-CO ₂
	細分類番号		t-CO ₂
	当該事業を所管する大臣		

- 備考 1 排出年度の欄には、当該年度を記入すること。
- 2 番号1から3までの項には、事業分類ごとに合計した温室効果ガス算定排出量を記載すること。なお、事業分類は、日本標準産業分類(細分類)ごととする。また、事業分類が4分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。
- 3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令の規定に基づいて行うこと。
- 4 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄のうち、廃棄物の燃料としての使用及び廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生するものを除く二酸化炭素の欄には、次に掲げる量(他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。)の合計量を記載すること。
(1) 燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量(廃棄物の燃料としての使用及び廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を除く。)
(2) 他人から供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
(3) 他人から供給された熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
- 5 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄のうち、廃棄物の燃料としての使用又は廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の欄には、廃棄物の燃料としての使用又は廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量(他人への熱の供給に係るものを除く。)を記載すること。
- 6 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量に、都市ガスの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量が含まれる場合は、本表に加えて認定-第5表の4の1及び4の2にも、備考4(2)に掲げられる場合は、本表に加えて認定-第5表の4の3及び4の4にも、備考4(3)に掲げられる場合は、本表に加えて認定-第5表の4の5及び4の6にも、必要事項を記載すること。
- 7 本報告に係る事業者が、電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している場合は、本表に加えて認定-第5表の2に必要事項を記載すること。
- 8 特定連鎖化事業者については、商標又は商号等の欄に当該連鎖化事業に係る特定の商標、商号その他の表示について記載すること。

No	記入のポイント
①	<ul style="list-style-type: none"> 排出年度を記入。 報告年度ではなく、排出年度である点に注意(2024年度報告の場合は、「2023年度」と記入)。
②	<ul style="list-style-type: none"> 特定事業者全体の主たる事業及び細分類番号は、特定1表に同じ(日本標準産業分類に基づく事業名と細分類番号を記入)。
③	<ul style="list-style-type: none"> 主たる事業を所管する大臣を記入。 ※地方自治体については「経済産業大臣、環境大臣」と記入。 (〇〇局、企業庁、教育委員会等の単位で報告している場合は、事業所管大臣)
④	<ul style="list-style-type: none"> 商標又は商号等欄は、特定連鎖化事業者の場合のみ、当該連鎖化事業に係る特定の商標、商号等を記入。
⑤	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物の燃料としての使用及び廃棄物を原料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素を除外した二酸化炭素量を記入(各分類の合計値と一致しているか確認)。
⑥	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物の燃料としての使用及び廃棄物を原料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素量を記入。 (各分類の合計値と一致しているか確認)
⑦	<ul style="list-style-type: none"> 分類した細分類毎の二酸化炭素排出量を記入。 細分類が1種類のみのも事業者も⑦に特定事業者全体と同じ実績を記入。 細分類毎のCO2排出量⑦の合計と特定事業者全体の二酸化炭素排出量⑥が合うように記入。

◆事業者（認定管理統括事業者又は管理関係事業者）ごとの報告部分（認定第5表2～認定第5表3）◆

認定-第5表

事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等

2 電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している特定排出者に係る燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

番号	事業分類	エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素
事業者全体	主たる事業 細分類番号 当該事業を所管する大臣	t-CO ₂
1	工場等に係る事業の名称 細分類番号 当該事業を所管する大臣	① t-CO ₂
2	工場等に係る事業の名称 細分類番号 当該事業を所管する大臣	t-CO ₂
3	工場等に係る事業の名称 細分類番号 当該事業を所管する大臣	t-CO ₂

備考 1 番号1から3までの項には、事業分類ごとに合計した排出量を記入すること。なお、事業分類は、日本標準産業分類（細分類）ごととする。また、事業分類が4分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。
2 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄には、燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を記載すること（他人への電気又は熱の供給に係るものを含む。）
3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令の規定に基づいて行うこと。

3 事業者の調整後温室効果ガス排出量

調整後温室効果ガス排出量	②	2,700 t-CO ₂
--------------	---	-------------------------

備考 調整後温室効果ガス排出量の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより算定した量を記載する。

No	記入のポイント
①	<ul style="list-style-type: none"> 電気事業用の発電所、熱供給事業用の熱供給施設を設置している事業者のみ記入。
②	<ul style="list-style-type: none"> 調整後のエネルギー起源CO₂と、温対法にて別途届け出のある事業者については、その報告による排出量の総合計を記入。 本定期報告書を提出するすべての事業者は、調整後温室効果ガス排出量を記入。 調整後温室効果ガス排出量は、ア+イ+ウ-エ+オ-カで調整。 （調整の結果、調整後排出量が0を下回った場合には、0とする）。 ア=エネルギー起源CO₂（他人への電気又は熱の供給に係るもの（特定-第12表の2）を除く。） イ=非エネルギー起源CO₂（廃棄物原燃料使用に伴うものを除く。） ウ=メタン、一酸化二窒素、HFC、PFC、六ふっ化硫黄及び三ふっ化窒素の実排出量 エ=無効化した国内認証排出削減量及び無効化した海外認証排出削減量（特定-第12表の6に記載のあるクレジット） オ=自らが創出した国内認証排出削減量のうち他者へ移転した量 カ=非化石電源二酸化炭素削減相当量（所有する算定対象年度の発電に係る非化石証書の量×全国平均係数×補正率の量。ただし、エネルギー起源CO₂排出量のうち、電気事業者から小売供給された電気の使用に伴う排出量を上限とする）

◆事業者（認定管理統括事業者又は管理関係事業者）ごとの報告部分（認定第5表4の1～認定第5表4の6）◆

4の1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t-CO ₂ /千㎡		
①	②	③

備考 本表の各欄には、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の算定において、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

4の2 調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
0.000485 t-CO ₂ /千㎡	A社の基礎排出係数	〇〇地域の工場等
①	②	③

備考 本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

4の3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
0.000489 t-CO ₂ /kWh	A社の基礎排出係数	A社電力管内の事業所
①	②	③

備考 本表の各欄には、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

4の4 調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
0.000485 t-CO ₂ /kWh	A社の調整後排出係数	A社電力管内の事業所
①	②	③

備考 本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

4の5 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t-CO ₂ /GJ		
①	②	③

備考 本表の各欄には、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の算定において、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

4の6 調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t-CO ₂ /GJ		
①	②	③

備考 本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

No	記入のポイント
①	・CO2排出量を算定した際に用いた係数を記入。
②	・①で記載した係数の根拠を記入。 A社から供給を受けている場合は、「A社の基礎排出係数」と記入。
③	・①で記入した排出係数を用いた範囲を記入。

5 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容

- 備考 1 本表の各欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。
- 2 都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、認定-第5表の4の1及び4の2に記載すること。他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、認定-第5表の4の3及び4の4に記載すること。他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、認定-第5表の4の5及び4の6に記載すること。

6の1 調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた国内認証排出削減量、海外認証排出削減量及び非化石電源二酸化炭素削減相当量の量

種別	合計量
1.	t-CO ₂
2.	t-CO ₂
3.	t-CO ₂
4.	t-CO ₂

- 備考 本表の各欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定める国内認証排出削減量の種別ごとの合計量、環境大臣及び経済産業大臣が定める海外認証排出削減量の種別ごとの合計量並びに環境大臣及び経済産業大臣が定める非化石電源二酸化炭素削減相当量の種別ごとの合計量を記載すること。併せて、認定-第5表の6の2及び6の3に、本欄に記載した国内認証排出削減量に係る情報を、認定-第5表の6の4に、本欄に記載した海外認証排出削減量に係る情報を、認定-第5表の6の5に、本欄に記載した非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報を記載すること。

6の2 国内認証排出削減量に係る情報

削減量の種別	無効化日 又は 移転日	無効化量 又は 移転量
クレジット特定番号等		
～	①	t-CO ₂
～		t-CO ₂
～		t-CO ₂
～		t-CO ₂
合計量		t-CO ₂

- 備考 1 本表は、国内認証排出削減量の種別ごとに記載すること。
- 2 算定に用いた国内認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
- 3 国内認証排出削減量は、無効化日又は移転日ごとに記載すること。
- 4 クレジット特定番号等の欄には、無効化又は移転した国内認証排出削減量を特定する番号を、クレジットブロックのユニット開始番号とユニット終了番号を「～」でつなぐことにより記載すること。
- 5 無効化日又は移転日の欄には、排出量調整無効化を行った日付又は登録簿上に記載された移転の日付を記載すること。

- ② 6 無効化量は正の値、移転量は負の値で記載すること。
- 7 本表に記載した全ての国内認証排出削減量について、特定排出者が無効化又は移転を行ったことを確認できる資料を添付すること。

No	記入のポイント
①	• 環境大臣及び経済産業大臣が定める国内認証排出削減量、海外認証排出削減量及び非化石電源二酸化炭素削減相当量（新規追加）がある場合、6の1～4に、削減量に係る情報を記入。

No	記入のポイント
②	• 無効化量は正の値、移転量は負の値を記入。 • 特定排出者が無効化又は移転を行ったことを確認できる資料を添付。

6の3 国内認証排出削減量のうち、グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量に係る情報

種別	グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量	他人から供給された電気又は熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
	t-CO ₂	t-CO ₂

- 備考 1 本表はグリーンエネルギー証書の種別ごとに記載すること。
- 2 グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量の欄には、グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量認証制度において認証された量を記載すること。
- 3 他人から供給された電気又は熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量の欄には、種別がグリーン電力証書である場合には、他人から供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を、種別がグリーン熱証書である場合には、他人から供給された熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を記載すること。
- 4 算定に用いたグリーンエネルギー証書の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。

◆事業者（認定管理統括事業者又は管理関係事業者）ごとの報告部分（認定第5表6の4～認定第5表7）◆

6の4 海外認証排出削減量に係る情報

削減量の種別		
識別番号	無効化日	無効化量
		t-CO ₂
合 計 量		t-CO ₂

- 備考 1 本表は、海外認証排出削減量の種別ごとに記載すること。
 2 算定に用いた海外認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
 3 識別番号の欄には、無効化した海外認証排出削減量を識別する番号の全て（制度記号、ホスト国名コード、クレジット発行国名コード、クレジットブロックのユニット開始番号、クレジットブロックのユニット終了番号、プロジェクト番号、クレジット発行回数、クレジット発行年及び排出削減年を示す、アルファベット、記号及び数字）を記載すること。
 4 無効化日の欄には、排出量調整無効化を行った日付を記載すること。
 5 本表に記載した全ての海外認証排出削減量について、特定排出者が無効化を行ったことを確認できる資料を添付すること。

6の5 非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報

種 別	非化石証書の量	全国平均係数	補 正 率	電気事業者から小売供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
	kWh	t-CO ₂ /kWh	①	t-CO ₂

- 備考 1 本表は非化石証書の種別ごとに記載すること。
 2 全国平均係数及び補正率の欄には、毎年度環境省及び経済産業省が公表する値を記載すること。
 3 電気事業者から小売供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量の欄には、他人から供給された電気のうち電気事業者から小売供給された電気に係るものの量を記載すること。
 4 算定に用いた非化石証書の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
 5 本表に記載した全ての非化石証書の量について、特定排出者が所有することを確認できる資料を添付すること。

No	記入のポイント
①	<ul style="list-style-type: none"> 全国平均係数及び補正率は、電気事業者別排係数と一緒に公表される点に留意。 本表に記載した全ての非化石証書の量について、特定排出者が所有することを確認できる資料を添付。 （6月の口座凍結後に、日本卸電力取引所から発行される非化石証書の口座残高証明書が利用可能。仲介事業者より証書を購入した事業者については、日本卸電力取引所の口座残高証明書の代わりに、購入した仲介事業者が発行する、報告年度対象分の購入証書量の証明書が使用可能）。

7 権利利益の保護に係る請求及び情報の提供の有無

②	権利利益の保護に係る請求の有無 (該当するものに○をすること)	1. 有 ②. 無	その他の関連情報の提供の有無 (該当するものに○をすること)	1. 有 ②. 無
---	------------------------------------	--------------	-----------------------------------	--------------

- 備考 1 本報告が地球温暖化対策の推進に関する法律第27条第1項の請求に係るものである場合は、左欄「1. 有」に○をすること。
 2 同法第32条第1項の規定による情報の提供がある場合は右欄「1. 有」に○をすること。
 3 本表の「1. 有」に該当する場合は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める書類を本報告に添付すること。

No	記入のポイント
②	「1. 有」か「2. 無」の数字を囲う。

◆個別の工場・事業場の報告分（指定-第1表）◆

※本書P.3の第一種エネルギー管理指定工場、第二種エネルギー管理指定工場毎に作成・提出が必要です。

エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等単位の報告

指定-第1表

エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の名称等

エネルギー管理指定工場等番号	×××××××				
当該工場等の名称	株式会社○○ △△工場				
当該工場等の所在地	〒○○○-○○○ 千葉県○○				
主たる事業	セメント製造業				
細分類番号	2	1	2	1	
エネルギー管理者（員）の職名・氏名・連絡先	職名 生産技術課 副長 氏名 省エネ 四郎 エネルギー管理士免状番号又は講習修了番号 ** - 2021-3 - ** ** * 電話 (××××- ×× - ××××) FAX (××××- ×× - ××××) メールアドレス ××××××@××××				

◆個別の工場・事業場の報告分（指定-第2表1-1）◆

指定-第2表
事業者のエネルギーの使用量等

1-1 エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等のエネルギーの使用量等

エネルギーの種類	単位	年度							
		使用量		他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した燃料の消費量		既製した副生エネルギーの量		購入した未利用熱の量	
		数量	熱量GJ	数量	熱量GJ	数量	熱量GJ	数量	熱量GJ
原油（コンデンサートを含む）	kl								
原油のうちコンデンサート（凝縮）	kl								
揮発油	kl								
ナフサ	kl								
ジェット燃料油	kl								
灯油	kl	90	1,825						
軽油	kl	2,500	9,500						
A重油	kl	900	19,450						
B・C重油	kl	1,500	62,700						
石油	l								
アスファルト	l								
石油コークス	t	10,000	341,000						
石油ガス	t								
液化石油ガス（LPG）	t								
石油系液化水素ガス	t								
液化天然ガス（LNG）	t								
その他可燃性天然ガス	t								
輸入原料炭	t								
コークス炭	t								
原料炭	t								
吹込用原料炭	t								
輸入一般炭	t	300,000	13,000,000						
国内一般炭	t								
輸入割増炭	t								
石油コークス	t								
コールタール	t								
コークス炉ガス	t								
高炉ガス	t								
発電用高炉ガス	t								
転炉ガス	t								
都市ガス	t								
()	t								
小計	GJ		13,484,475						
黒炭	t								
木材	t								
木質燃料	t								
バイオエタノール	kl								
バイオディーゼル	kl								
バイオガス	t								
その他バイオマス	t								
石炭	t								
石炭	t								
炭タイル	t								
炭プラスチック	t								
炭油	kl								
炭素粉	t								
混合燃料	t								
水素	t								
アンモニア	t								
()	GJ								
()	GJ								
小計	GJ		0						
産業用蒸気	GJ								
うち化石	GJ								
産業用以外の蒸気	GJ								
うち化石	GJ								
温水	GJ								
うち化石	GJ								
冷水	GJ								

エネルギーの種類	単位	年度							
		使用量		他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した燃料の消費量		既製した副生エネルギーの量		購入した未利用熱の量	
		数量	熱量GJ	数量	熱量GJ	数量	熱量GJ	数量	熱量GJ
うち化石	GJ								
()	GJ								
うち化石	GJ								
地熱	GJ								
温泉熱	GJ								
太陽熱	GJ								
雷水熱	GJ								
()	GJ								
()	GJ								
小計	GJ		0						
うち非化石	GJ		0						
電気事業者からの買電	t								
電気事業者	t	100,000	1,290,000						
うち非化石	t	30,000	250,200						
オフサイト型PPS（風力発電）	t								
オフサイト型PPS（太陽光発電）	t								
自己調達（非化石由来）	t								
上記以外の自己調達	t								
うち非化石	t								
重み付け化石	t								
()	t								
うち非化石	t								
重み付け化石	t								
太陽光	t								
風力	t								
地熱	t								
水力	t								
()	t								
うち非化石	t								
重み付け化石	t								
事業場からの供給	t								
うち非化石	t								
重み付け化石	t								
太陽光	t								
風力	t								
地熱	t								
水力	t								
()	t								
()	t								
化石	t	250,000	2,160,000						
非化石	t								
化石	t								
非化石	t								
小計	t		1,290,000						
うち非化石	t		216,000						
重み付け化石	t		0						
合計	GJ		14,790,475						
うち非化石	GJ		250,200						
原油換算	kl		381,336						
うち非化石	kl		6,687						
前年度原油換算	kl		14,944,369						
対前年度比（%）			95.9						

備考 1 他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した燃料の使用量については、自ら使用する熱・電気を発生するために使用する化石燃料及び非化石燃料も含めた全体のエネルギー使用量の内数とする。 2 ※1欄に記入する熱量換算値は、電気の量1千キロワット時を熱量8.64ギガジュールとして換算した値を用いること。また、この熱量換算値は小計欄には含めないこと。

◆個別の工場・事業場の報告分（指定－第2表1－2～指定－第6表）◆

1－2 電気需要最適化を踏まえた電力使用量の内訳

時間帯	単位	年度	
		数値	原油換算量
4月	千kWh		
5月	千kWh		
6月	千kWh		
7月	千kWh		
8月	千kWh		
9月	千kWh		
10月	千kWh		
11月	千kWh		
12月	千kWh		
1月	千kWh		
2月	千kWh		
3月	千kWh		
出力制御時間帯	千kWh	50,000	4,644
需給が厳しい時間帯	千kWh	35,000	11,017
その他の時間帯	千kWh	65,000	15,764
合計	千kWh	150,000	31,425

備考 1 事業者単位で月別・時間帯別のいずれか1つを選択して記入すること。なお、時間帯別による報告の際は、30分単位又は60分単位で計測した電気の使用量について、出力制御時間帯、需給が厳しい時間帯又はその他の時間帯にそれぞれ集計したものを記入すること。

2 原油換算量欄には、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮した値を記入すること。

1－3 電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数

電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数	50 日
------------------------	------

備考 1日に数回DRの対応を行った場合にも、「1日」として報告を行うこと。

1－4 熱・電気供給事業者から購入した熱・電気の種別及び非化石割合に係る情報

熱・電気の別	メニュー名	使用量	熱・電気供給事業者から購入した熱・電気における非化石割合
<input checked="" type="checkbox"/> 熱 <input checked="" type="checkbox"/> 電気	1. ΔΔ電力 (ΔΔ-C)	150,000 GJ (kWh)	1,296,000 kl 20 %
<input type="checkbox"/> 熱 <input type="checkbox"/> 電気	2.	GJ・kWh	kl %
<input type="checkbox"/> 熱 <input type="checkbox"/> 電気	3.	GJ・kWh	kl %

指定－第3表

エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する設備及びエネルギーを消費する主要な設備の概要、稼働状況及び新設、改造又は撤去の状況

設備の名称	設備の概要	稼働状況	新設、改造又は撤去の状況
エネルギーの使用の合理化に関する設備	原料予備粉砕機	整型ミル (1,100 kW) 300 日/年 (24 時間/日)	
	廃熱ボイラー	自然循環式廃熱ボイラー (2.0 t/h) 300 日/年 (24 時間/日)	〇〇年度テスト導入
上記以外のエネルギーを消費する主要な設備	セメント焼成炉	クリンカ製造用キルン (150 t/h) 300 日/年 (24 時間/日)	
	乾燥炉	定格容量 27.1 N/h 250 日/年 (24 時間/日)	

指定－第4表
エネルギーの使用量と密接な関係をもつ値

生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 (名称: 生産量) (単位: 千t)	〇〇年度	対前年度比 (%)
	6,000	99.8

指定－第5表
エネルギー消費原単位、電気需要最適化評価原単位及び非化石エネルギーの使用状況

1 エネルギー消費原単位

エネルギー消費原単位 = $\frac{\text{エネルギー使用量 (題意)} (\text{指定-第2表} \textcircled{a}' - \textcircled{d} - \textcircled{e})}{\text{生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 (指定-第4表} \textcircled{c})}$	〇〇年度	対前年度比 (%)
	63.56	97.5

備考 ①'は①の非化石燃料に対して、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める補正係数を乗じたエネルギー使用量を記入すること。

2 電気需要最適化評価原単位

電気需要最適化評価原単位 = $\frac{\text{電気需要最適化時間別電圧評価後のエネルギー使用量 (原油換算量)}}{\text{生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 (指定-第4表} \textcircled{c})}$	〇〇年度	対前年度比 (%)
	63.22	98.1

3 非化石エネルギーの使用状況

非化石エネルギーの使用状況 = $\frac{\text{補正後の非化石電気合計原油換算量}}{\text{補正後の電気合計原油換算量}}$	〇〇年度	対前年度比 (%)
		7.5 %

備考 以下に示すエネルギー種等について勘案して算出すること。
①他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した化石燃料及び非化石燃料を分母分子から控除。
②「重み付け非化石」に該当する電気については、非化石エネルギーへの転換に関する判断基準で定める方法により補正した使用量を算入すること。

指定－第6表

過去5年度間のエネルギー消費原単位、電気需要最適化評価原単位及び非化石エネルギーの使用状況の変化状況

1 エネルギー消費原単位

	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	5年度間平均原単位変化
エネルギー消費原単位	64.34	63.21	63.10	63.08	63.56	
対前年度比 (%)		① 98.2	② 99.8	③ 100.0	④ 100.8	99.7

2 電気需要最適化評価原単位

電気の使用量の集計区分	月別					5年度間平均原単位変化
	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	
電気需要最適化評価原単位	64.23	63.10	62.99	63.00	63.22	
対前年度比 (%)		①' 98.2	②' 99.8	③' 100.0	④' 100.4	99.6

3 非化石エネルギーの使用状況

	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	目標
非化石エネルギーの使用状況	6.5 %	7.0 %	6.9 %	7.2 %	7.5 %	20 %

◆個別の工場・事業場の報告分（指定－第7表、指定－第8表1）◆

指定－第7表

エネルギー消費原単位、電気需要最適化評価原単位及び非化石エネルギーの使用状況が改善できなかった場合の理由

- 1 過去5年度間のエネルギー消費原単位が年平均1%以上改善できなかった場合（イ）又はエネルギー消費原単位が前年度に比べ改善できなかった場合（ロ）の理由

(イ)の理由	①
セメント需要動向の変化により、比較的エネルギー原単位が大きい低熱ポルトランドセメント等の生産割合が増加したため、全体のエネルギー消費原単位が悪化した。また、セメント生産量が減少したこともエネルギー消費原単位の悪化に寄与している。	
(ロ)の理由	②

備考 (イ)及び(ロ)共に該当する場合、双方記載すること。

- 2 過去5年度間の電気需要最適化評価原単位が年平均1%以上改善できなかった場合（ハ）又は電気需要最適化評価原単位が前年度に比べ改善できなかった場合（ニ）の理由

(ハ)の理由	③
セメント需要動向の変化により、比較的エネルギー原単位が大きい低熱ポルトランドセメント等の生産割合が増加したため、全体のエネルギー消費原単位が悪化した。また、セメント生産量が減少したこともエネルギー消費原単位の悪化に寄与している。	
(ニ)の理由	④

備考 (ハ)及び(ニ)共に該当する場合、双方記載すること。

- 3 非化石エネルギーの使用状況が向上しなかった場合の理由

	⑤

指定－第8表

エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する判断の基準の遵守状況（1又は2のいずれかに記入すること。）

- 1 工場等であつて専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等における判断の基準の遵守状況 ⑥

対象項目 設備	運用の管理	計測及び記録	保守及び点検	更新・更新に当たっての措置
(11) 空気調和設備、換気設備	空気調和設備、換気設備に関する管理標準の遵守状況 管理標準の遵守状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定 管理標準に定めている計測及び記録の取組状況 <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 一部実施していない <input type="checkbox"/> 実施していない	空気調和設備、換気設備に関する計測及び記録に関する管理標準の遵守状況 計測及び記録に関する管理標準の遵守状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定 管理標準に定めている計測及び記録の取組状況 <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 一部実施していない <input type="checkbox"/> 実施していない	空気調和設備、換気設備の保守及び点検に関する管理標準の遵守状況 保守及び点検に関する管理標準の遵守状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定 管理標準に定めている保守及び点検の取組状況 <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 一部実施していない <input type="checkbox"/> 実施していない	空気調和設備、換気設備の更新・更新に当たっての措置 更新・更新に関する管理標準の遵守状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定 管理標準に定めている更新・更新の取組状況 <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 一部実施していない <input type="checkbox"/> 実施していない
(12) ボイラー設備、給湯設備	ボイラー設備、給湯設備に関する管理標準の遵守状況 管理標準の遵守状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定 管理標準に定めている計測及び記録の取組状況 <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 一部実施していない <input type="checkbox"/> 実施していない	ボイラー設備、給湯設備に関する計測及び記録に関する管理標準の遵守状況 計測及び記録に関する管理標準の遵守状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定 管理標準に定めている計測及び記録の取組状況 <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 一部実施していない <input type="checkbox"/> 実施していない	ボイラー設備、給湯設備の保守及び点検に関する管理標準の遵守状況 保守及び点検に関する管理標準の遵守状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定 管理標準に定めている保守及び点検の取組状況 <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 一部実施していない <input type="checkbox"/> 実施していない	ボイラー設備、給湯設備の更新・更新に当たっての措置 更新・更新に関する管理標準の遵守状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定 管理標準に定めている更新・更新の取組状況 <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 一部実施していない <input type="checkbox"/> 実施していない
(13) 照明設備、昇降機、動力設備	照明設備、昇降機、動力設備に関する管理標準の遵守状況 管理標準の遵守状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定 管理標準に定めている計測及び記録の取組状況 <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 一部実施していない <input type="checkbox"/> 実施していない	照明設備、昇降機、動力設備に関する計測及び記録に関する管理標準の遵守状況 計測及び記録に関する管理標準の遵守状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定 管理標準に定めている計測及び記録の取組状況 <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 一部実施していない <input type="checkbox"/> 実施していない	照明設備、昇降機、動力設備の保守及び点検に関する管理標準の遵守状況 保守及び点検に関する管理標準の遵守状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定 管理標準に定めている保守及び点検の取組状況 <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 一部実施していない <input type="checkbox"/> 実施していない	照明設備、昇降機、動力設備の更新・更新に当たっての措置 更新・更新に関する管理標準の遵守状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定 管理標準に定めている更新・更新の取組状況 <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 一部実施していない <input type="checkbox"/> 実施していない
(14) 変電設備	変電設備に関する管理標準の遵守状況 管理標準の遵守状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定 管理標準に定めている計測及び記録の取組状況 <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 一部実施していない <input type="checkbox"/> 実施していない	変電設備に関する計測及び記録に関する管理標準の遵守状況 計測及び記録に関する管理標準の遵守状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定 管理標準に定めている計測及び記録の取組状況 <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 一部実施していない <input type="checkbox"/> 実施していない	変電設備の保守及び点検に関する管理標準の遵守状況 保守及び点検に関する管理標準の遵守状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定 管理標準に定めている保守及び点検の取組状況 <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 一部実施していない <input type="checkbox"/> 実施していない	変電設備の更新・更新に当たっての措置 更新・更新に関する管理標準の遵守状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定 管理標準に定めている更新・更新の取組状況 <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 一部実施していない <input type="checkbox"/> 実施していない
BEMS				BEMSの設置・更新に当たっての措置 BEMSを稼働している BEMSを稼働していない
(15) オートマチック制御システム、エネルギー管理システム	オートマチック制御システム、エネルギー管理システムに関する管理標準の遵守状況 管理標準の遵守状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定 管理標準に定めている計測及び記録の取組状況 <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 一部実施していない <input type="checkbox"/> 実施していない	オートマチック制御システム、エネルギー管理システムに関する計測及び記録に関する管理標準の遵守状況 計測及び記録に関する管理標準の遵守状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定 管理標準に定めている計測及び記録の取組状況 <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 一部実施していない <input type="checkbox"/> 実施していない	オートマチック制御システム、エネルギー管理システムの保守及び点検に関する管理標準の遵守状況 保守及び点検に関する管理標準の遵守状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定 管理標準に定めている保守及び点検の取組状況 <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 一部実施していない <input type="checkbox"/> 実施していない	オートマチック制御システム、エネルギー管理システムの更新・更新に当たっての措置 更新・更新に関する管理標準の遵守状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定 管理標準に定めている更新・更新の取組状況 <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 一部実施していない <input type="checkbox"/> 実施していない
(16) 事務用機器、民生用機器	事務用機器、民生用機器に関する管理標準の遵守状況 管理標準の遵守状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定 管理標準に定めている計測及び記録の取組状況 <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 一部実施していない <input type="checkbox"/> 実施していない	事務用機器、民生用機器に関する計測及び記録に関する管理標準の遵守状況 計測及び記録に関する管理標準の遵守状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定 管理標準に定めている計測及び記録の取組状況 <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 一部実施していない <input type="checkbox"/> 実施していない	事務用機器、民生用機器の保守及び点検に関する管理標準の遵守状況 保守及び点検に関する管理標準の遵守状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定 管理標準に定めている保守及び点検の取組状況 <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 一部実施していない <input type="checkbox"/> 実施していない	事務用機器、民生用機器の更新・更新に当たっての措置 更新・更新に関する管理標準の遵守状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定 管理標準に定めている更新・更新の取組状況 <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 一部実施していない <input type="checkbox"/> 実施していない
(17) 業務用機器	業務用機器に関する管理標準の遵守状況 管理標準の遵守状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定 管理標準に定めている計測及び記録の取組状況 <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 一部実施していない <input type="checkbox"/> 実施していない	業務用機器に関する計測及び記録に関する管理標準の遵守状況 計測及び記録に関する管理標準の遵守状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定 管理標準に定めている計測及び記録の取組状況 <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 一部実施していない <input type="checkbox"/> 実施していない	業務用機器の保守及び点検に関する管理標準の遵守状況 保守及び点検に関する管理標準の遵守状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定 管理標準に定めている保守及び点検の取組状況 <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 一部実施していない <input type="checkbox"/> 実施していない	業務用機器の更新・更新に当たっての措置 更新・更新に関する管理標準の遵守状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定 管理標準に定めている更新・更新の取組状況 <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 一部実施していない <input type="checkbox"/> 実施していない
(8) 事業場の自給率を向上している事業場は、事業場の自給率を向上している事業場（以下「自給率向上工場」という。）に対するエネルギー消費原単位に関する情報				自給率向上工場 一部自給率向上工場に情報提供している 情報提供していない

No	記入のポイント
①	・指定－第6表1の「5年度間平均原単位変化」が99%以下の場合には記入不要。 ・数値等を用いながら、具体的に記入する。
②	・指定－第5表の「対前年度比」が100%未満の場合には記入不要。
③	・指定－第6表2の「5年度間平均原単位変化」が99%以下の場合には記入不要。
④	・指定－第5表の「対前年度比」が100%未満の場合には記入不要。
⑤	・指定－第6表3において、報告対象年度の実績が前年度と比べて向上している場合は記入不要。
⑥	・指定工場等が「専ら事務所」である場合に記入。

◆個別の工場・事業場の報告分（指定-第8表2-1~指定第8表2-2）◆

① 2-1 工場等（専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等を除く。）における判断の基準の遵守状況（法第5条第1項第2号関係）

項目	燃焼の管理	燃焼の管理	燃焼の管理	燃焼の管理
(1-1) 燃料の燃焼の合理化	燃焼の管理 管理標準の遵守状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定 管理標準に定めている管理の状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	燃焼の管理に関する計測及び記録 計測及び記録に関する管理標準の遵守状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定 管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	燃焼を行う設備の保守及び点検 燃焼を行う設備に関する管理標準の遵守状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定 管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	燃焼・更新の計画、判断基準 燃焼・更新の計画、判断基準どおり実施した <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定 燃焼・更新の計画、判断基準どおり実施していない 燃焼・更新の計画、判断基準どおり実施していない
(2) 燃焼及び燃焼設備の燃焼の合理化				
(2-1) 燃焼設備				
(2-2) 空気を供給する設備				
(2-3) 燃焼の燃焼効率				
(2-4) 燃焼の燃焼効率				
(2-5) 燃焼の燃焼効率				
(2-6) 燃焼の燃焼効率				
(2-7) 燃焼の燃焼効率				
(2-8) 燃焼の燃焼効率				
(2-9) 燃焼の燃焼効率				
(2-10) 燃焼の燃焼効率				
(2-11) 燃焼の燃焼効率				
(2-12) 燃焼の燃焼効率				
(2-13) 燃焼の燃焼効率				
(2-14) 燃焼の燃焼効率				
(2-15) 燃焼の燃焼効率				
(2-16) 燃焼の燃焼効率				
(2-17) 燃焼の燃焼効率				
(2-18) 燃焼の燃焼効率				
(2-19) 燃焼の燃焼効率				
(2-20) 燃焼の燃焼効率				
(2-21) 燃焼の燃焼効率				
(2-22) 燃焼の燃焼効率				
(2-23) 燃焼の燃焼効率				
(2-24) 燃焼の燃焼効率				
(2-25) 燃焼の燃焼効率				
(2-26) 燃焼の燃焼効率				
(2-27) 燃焼の燃焼効率				
(2-28) 燃焼の燃焼効率				
(2-29) 燃焼の燃焼効率				
(2-30) 燃焼の燃焼効率				
(2-31) 燃焼の燃焼効率				
(2-32) 燃焼の燃焼効率				
(2-33) 燃焼の燃焼効率				
(2-34) 燃焼の燃焼効率				
(2-35) 燃焼の燃焼効率				
(2-36) 燃焼の燃焼効率				
(2-37) 燃焼の燃焼効率				
(2-38) 燃焼の燃焼効率				
(2-39) 燃焼の燃焼効率				
(2-40) 燃焼の燃焼効率				
(2-41) 燃焼の燃焼効率				
(2-42) 燃焼の燃焼効率				
(2-43) 燃焼の燃焼効率				
(2-44) 燃焼の燃焼効率				
(2-45) 燃焼の燃焼効率				
(2-46) 燃焼の燃焼効率				
(2-47) 燃焼の燃焼効率				
(2-48) 燃焼の燃焼効率				
(2-49) 燃焼の燃焼効率				
(2-50) 燃焼の燃焼効率				
(2-51) 燃焼の燃焼効率				
(2-52) 燃焼の燃焼効率				
(2-53) 燃焼の燃焼効率				
(2-54) 燃焼の燃焼効率				
(2-55) 燃焼の燃焼効率				
(2-56) 燃焼の燃焼効率				
(2-57) 燃焼の燃焼効率				
(2-58) 燃焼の燃焼効率				
(2-59) 燃焼の燃焼効率				
(2-60) 燃焼の燃焼効率				
(2-61) 燃焼の燃焼効率				
(2-62) 燃焼の燃焼効率				
(2-63) 燃焼の燃焼効率				
(2-64) 燃焼の燃焼効率				
(2-65) 燃焼の燃焼効率				
(2-66) 燃焼の燃焼効率				
(2-67) 燃焼の燃焼効率				
(2-68) 燃焼の燃焼効率				
(2-69) 燃焼の燃焼効率				
(2-70) 燃焼の燃焼効率				
(2-71) 燃焼の燃焼効率				
(2-72) 燃焼の燃焼効率				
(2-73) 燃焼の燃焼効率				
(2-74) 燃焼の燃焼効率				
(2-75) 燃焼の燃焼効率				
(2-76) 燃焼の燃焼効率				
(2-77) 燃焼の燃焼効率				
(2-78) 燃焼の燃焼効率				
(2-79) 燃焼の燃焼効率				
(2-80) 燃焼の燃焼効率				
(2-81) 燃焼の燃焼効率				
(2-82) 燃焼の燃焼効率				
(2-83) 燃焼の燃焼効率				
(2-84) 燃焼の燃焼効率				
(2-85) 燃焼の燃焼効率				
(2-86) 燃焼の燃焼効率				
(2-87) 燃焼の燃焼効率				
(2-88) 燃焼の燃焼効率				
(2-89) 燃焼の燃焼効率				
(2-90) 燃焼の燃焼効率				
(2-91) 燃焼の燃焼効率				
(2-92) 燃焼の燃焼効率				
(2-93) 燃焼の燃焼効率				
(2-94) 燃焼の燃焼効率				
(2-95) 燃焼の燃焼効率				
(2-96) 燃焼の燃焼効率				
(2-97) 燃焼の燃焼効率				
(2-98) 燃焼の燃焼効率				
(2-99) 燃焼の燃焼効率				
(2-100) 燃焼の燃焼効率				

(3-1) 燃焼の燃焼効率				
(3-2) 燃焼の燃焼効率				
(3-3) 燃焼の燃焼効率				
(3-4) 燃焼の燃焼効率				
(3-5) 燃焼の燃焼効率				
(3-6) 燃焼の燃焼効率				
(3-7) 燃焼の燃焼効率				
(3-8) 燃焼の燃焼効率				
(3-9) 燃焼の燃焼効率				
(3-10) 燃焼の燃焼効率				
(3-11) 燃焼の燃焼効率				
(3-12) 燃焼の燃焼効率				
(3-13) 燃焼の燃焼効率				
(3-14) 燃焼の燃焼効率				
(3-15) 燃焼の燃焼効率				
(3-16) 燃焼の燃焼効率				
(3-17) 燃焼の燃焼効率				
(3-18) 燃焼の燃焼効率				
(3-19) 燃焼の燃焼効率				
(3-20) 燃焼の燃焼効率				
(3-21) 燃焼の燃焼効率				
(3-22) 燃焼の燃焼効率				
(3-23) 燃焼の燃焼効率				
(3-24) 燃焼の燃焼効率				
(3-25) 燃焼の燃焼効率				
(3-26) 燃焼の燃焼効率				
(3-27) 燃焼の燃焼効率				
(3-28) 燃焼の燃焼効率				
(3-29) 燃焼の燃焼効率				
(3-30) 燃焼の燃焼効率				
(3-31) 燃焼の燃焼効率				
(3-32) 燃焼の燃焼効率				
(3-33) 燃焼の燃焼効率				
(3-34) 燃焼の燃焼効率				
(3-35) 燃焼の燃焼効率				
(3-36) 燃焼の燃焼効率				
(3-37) 燃焼の燃焼効率				
(3-38) 燃焼の燃焼効率				
(3-39) 燃焼の燃焼効率				
(3-40) 燃焼の燃焼効率				
(3-41) 燃焼の燃焼効率				
(3-42) 燃焼の燃焼効率				
(3-43) 燃焼の燃焼効率				
(3-44) 燃焼の燃焼効率				
(3-45) 燃焼の燃焼効率				
(3-46) 燃焼の燃焼効率				
(3-47) 燃焼の燃焼効率				
(3-48) 燃焼の燃焼効率				
(3-49) 燃焼の燃焼効率				
(3-50) 燃焼の燃焼効率				
(3-51) 燃焼の燃焼効率				
(3-52) 燃焼の燃焼効率				
(3-53) 燃焼の燃焼効率				
(3-54) 燃焼の燃焼効率				
(3-55) 燃焼の燃焼効率				
(3-56) 燃焼の燃焼効率				
(3-57) 燃焼の燃焼効率				
(3-58) 燃焼の燃焼効率				
(3-59) 燃焼の燃焼効率				
(3-60) 燃焼の燃焼効率				
(3-61) 燃焼の燃焼効率				
(3-62) 燃焼の燃焼効率				
(3-63) 燃焼の燃焼効率				
(3-64) 燃焼の燃焼効率				
(3-65) 燃焼の燃焼効率				
(3-66) 燃焼の燃焼効率				
(3-67) 燃焼の燃焼効率				
(3-68) 燃焼の燃焼効率				
(3-69) 燃焼の燃焼効率				
(3-70) 燃焼の燃焼効率				
(3-71) 燃焼の燃焼効率				
(3-72) 燃焼の燃焼効率				
(3-73) 燃焼の燃焼効率				
(3-74) 燃焼の燃焼効率				
(3-75) 燃焼の燃焼効率				
(3-76) 燃焼の燃焼効率				
(3-77) 燃焼の燃焼効率				
(3-78) 燃焼の燃焼効率				
(3-79) 燃焼の燃焼効率				
(3-80) 燃焼の燃焼効率				
(3-81) 燃焼の燃焼効率				
(3-82) 燃焼の燃焼効率				
(3-83) 燃焼の燃焼効率				
(3-84) 燃焼の燃焼効率				
(3-85) 燃焼の燃焼効率				
(3-86) 燃焼の燃焼効率				
(3-87) 燃焼の燃焼効率				
(3-88) 燃焼の燃焼効率				
(3-89) 燃焼の燃焼効率				
(3-90) 燃焼の燃焼効率				
(3-91) 燃焼の燃焼効率				
(3-92) 燃焼の燃焼効率				
(3-93) 燃焼の燃焼効率				
(3-94) 燃焼の燃焼効率				
(3-95) 燃焼の燃焼効率				
(3-96) 燃焼の燃焼効率				
(3-97) 燃焼の燃焼効率				
(3-98) 燃焼の燃焼効率				
(3-99) 燃焼の燃焼効率				
(3-100) 燃焼の燃焼効率				

2-2 工場等（専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等を除く。）に設置する発電専用設備又はコージェネレーション設備の発電効率等の状況に関し、参考となる情報（出力が1,000kW以上の発電専用設備又はコージェネレーション設備のみ記入）

発電所の名称	
施設番号（設備の名称）	
型式	
出力（kW）	
設備の用途	
実効効率（%）	
設計効率（%）	
燃料種ごとの基本情報	
燃料種	
年間使用量（GJ）	
熱効構成比（%）	
設備に投入する排熱エネルギーの有無	
設備から得られた電気エネルギー量（千kWh）	
高効率化に向けた取組	
設備から得られた熱のエネルギーのうち熱として活用された量（GJ）	
設備に投入したバイオマスのエネルギー量（GJ）	
バイオマスの種類	
設備に投入した水素のエネルギー量（GJ）	
設備に投入したアンモニアのエネルギー量（GJ）	
設備に投入した副生物・廃棄物のエネルギー量（GJ）	
副生物・廃棄物の種類	
その他設備の高効率化に向けた取組	
調整力稼働による補正值（%）	

- 備考 1 本表には、工場等に設置する発電専用設備又はコージェネレーション設備単位の情報を記入すること。
 2 「施設番号」欄には、複数のボイラー、タービンが蒸気配管等を通じて一体的な構成となっている場合は、一体での効率計算を行うユニット番号を全て記入すること。
 3 「設備の用途」欄には、「電気事業用」又は「自家消費用」を記入すること。
 4 「実効効率」及び「設計効率」欄には、複数のユニットがある場合は、それぞれのユニットの加重平均値を記入すること。
 5 「調整力稼働による補正值」欄には、石灰火力電力供給業であって、判断基準別表第5備考2に規定する補正值を加算する場合に、当該補正值及びその算定式を記入すること。

No	記入のポイント
①	指定工場等が「工場」である場合に記入。
②	対象事業所に設置していない設備は項目全体を斜線で消す。

◆個別の工場・事業場の報告分（指定－第9表）◆

指定－第9表
その他実施した措置

1 エネルギーの使用の合理化に関する事項

措置の概要
・設備を集約化して生産プロセスを見直し、高効率ボイラー1基を導入し、生産効率を5%改善した。 ・省エネパトロール 職場における生産設備・空調・照明等の維持管理状況の確認 ・省エネ勉強会 省エネ推進メンバーを対象として実施 ・省エネ月間の推進（2月）

No	記入のポイント
①	・前年度の中長期計画書を参考に、設備の更新など、合理化に関する事項を記入。

2 電気の需要の最適化に資する措置に関する事項

措置の概要
・電気を大量に消費する一部の製品を夜間に生産している。

No	記入のポイント
②	・再エネ出力制御への電力の需要シフトや、電力の需給逼迫時の電力の需要減少など、電気の需要の最適化に向けて実施した措置を記入。

3 非化石エネルギーへの転換に関する事項

措置の概要
・燃焼残渣も原料の一部として活用できる特徴を生かし、通常の燃料としての利用が困難である廃棄物等の非化石燃料の使用を目指し、2025年4月より利用技術の研究開発及び実証実験を進めている。

◆個別の工場・事業場の報告分（指定－第10表1～指定－第10表2）◆

1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

2 電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設が設置されている工場等において燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

指定－第10表
エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	t-CO ₂
-----------------------	-------------------

備考 本報告に係る工場等が、主たる事業として行う電気事業の用に供する発電所又は主たる事業として行う熱供給事業の用に供する熱供給施設が設置されている工場等である場合は、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄には、燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を記載すること（他人への電気又は熱の供給に係るものを含む。）。

エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	廃棄物の燃料としての使用及び廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生するものを除く二酸化炭素	1,177,773 t-CO ₂
	廃棄物の燃料としての使用又は廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素	t-CO ₂

備考 1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄のうち、廃棄物の燃料としての使用及び廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生するものを除く二酸化炭素の欄には、次に掲げる量（他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。）の合計量を記載すること。
 (1) 燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量（廃棄物の燃料としての使用及び廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を除く。）
 (2) 他人から供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
 (3) 他人から供給された熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
 2 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄のうち、廃棄物の燃料としての使用又は廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の欄には、廃棄物の燃料としての使用又は廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量（他人への熱の供給に係るものを除く。）を記載すること。
 3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量に、都市ガスの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量が含まれる場合は、本表に加えて指定－第10表の3の1にも、備考1(2)に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて指定－第10表の3の2にも、備考1(3)に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて指定－第10表の3の3にも、必要事項を記載すること。

様式第 13 (第 47 条関係)

様式第 13 (第 47 条関係)

※受理年月日	
※処理年月日	

連携省エネルギー計画認定申請書

〇〇経済産業局長 殿

〇〇年 〇月 〇日

(代表申請者)
 住所 東京都〇〇
 法人名 株式会社〇〇
 法人番号 ××××××××××××××
 代表者の役職名 代表取締役社長
 代表者の氏名 ●● ●●

(共同申請者)
 住所 埼玉県〇〇
 法人名 △△株式会社
 法人番号 ××××××××××××××
 代表者の役職名 代表取締役社長
 代表者の氏名 ▲▲ ▲▲

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第 50 条第 1 項の規定に基づき、下記の計画について認定を受けたいので申請します。

1. 連携省エネルギー措置を実施する者の概要

(1) 代表申請者

特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号又は認定管理統括事業者番号	×××××××
事業者の名称	株式会社〇〇
主たる事務所の所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都〇〇
主たる事業	▼▼製造業
細分類番号	〇〇〇〇
資本金	1億5,000万円
従業員数	1,500名
連絡先	電話 (×× -××××-××××) FAX (×× -××××-××××) メールアドレス ××××××@××××

(2) 共同申請者

特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号又は認定管理統括事業者番号	×××××××
事業者の名称	△△株式会社
主たる事務所の所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 埼玉県〇〇
主たる事業	▼▼製造業
細分類番号	〇〇〇〇
資本金	1億円
従業員数	1,000名
連絡先	電話 (×× -××××-××××) FAX (×× -××××-××××) メールアドレス ××××××@××××

2. 連携省エネルギー措置の目標

連携省エネルギー措置を行う工程では、現状、株式会社〇〇が110,000(kl/年)、△△株式会社が20,000(kl/年)のエネルギーを使用している。これを株式会社〇〇が120,000(kl/年)、△△株式会社が0(kl/年)とし、全体で10,000(kl/年)の削減を目標とする。
 なお、エネルギー消費原単位は下記の通り7.7%程度の改善が見込まれる。

- エネルギー使用量と密接に関係する値：上工程生産量 (単位：t)
- 連携省エネルギー措置実施前のエネルギー消費原単位：
(110,000 + 20,000)kl / 10,000t = 13
- 連携省エネルギー措置実施後のエネルギー消費原単位：
(120,000 + 0)kl / 10,000t = 12
- 連携省エネルギー措置による原単位変化：(12 - 13) / 13 = 0.077

3. 連携省エネルギー措置の内容

株式会社〇〇と△△株式会社がそれぞれ保有している化学前製造プラントについて、上工程を株式会社〇〇に集約して△△株式会社の設備を廃止する。
 上工程の集約により、株式会社〇〇のプラントの稼働率が5%向上し、それに伴いエネルギー消費効率が改善する。稼働率の向上と△△株式会社の上工程廃止により、省エネルギー措置の目標を達成する。
 また、上工程の生産物を株式会社〇〇から△△株式会社へ供給するため、新たに配管を敷設する。

(チェック欄)

連携省エネルギー措置の実施にあたり、独占禁止法に抵触する内容は含みません。	✓
---------------------------------------	---

4. 連携省エネルギー措置の実施場所及び実施期間

実施場所	株式会社〇〇 ××工場 (東京都〇〇) △△株式会社 □□工場 (埼玉県〇〇)
実施期間 ※計画の実施の始期及び終期を記載すること。	〇〇年〇月～〇〇年〇月

5. 連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー使用量の算出の方法

上工程で生産される生産物の両社の消費割合により、算出することとする。

6. 連携省エネルギー措置を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

(1) 資金調達計画

年度	実施者	使途項目	調達先 (千円)				
			自己資金	借入金	補助金	その他	合計
〇〇年	株式会社〇〇	設備取得・工事費		16,000	8,000		24,000
〇〇年	株式会社〇〇	設備取得		50,000	20,000		70,000
〇〇年	△△株式会社	設備撤去	8,000				8,000
備考							

(2) 支援措置の利用

連携省エネルギー措置の実施に当たって、支援措置の利用の有無	1. 有り (〇〇補助金) 2. 無し
-------------------------------	--------------------------

7. その他

株式会社〇〇及び△△株式会社ともに、本件についてはそれぞれの労働組合と協議を行い、合意を得ている。

- 備考
- この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
 - 文字はかい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。
 - 申請書冒頭の※印を付した欄には記入しないこと。
 - 「主たる事業」及び「細分類番号」の欄には、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。
 - 複数の連携省エネルギー計画について認定を申請する場合は、計画ごとに本申請書を作成すること。

別添 1 略

様式第 10 (第 44 条関係)

	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr><td style="width: 50%;">※受理年月日</td><td style="width: 50%;"></td></tr> <tr><td>※処理年月日</td><td></td></tr> </table>	※受理年月日		※処理年月日	
※受理年月日					
※処理年月日					
認定管理統括事業者に係る認定申請書					
〇〇経済産業局長 殿					
20〇〇年 〇月 〇日					
<p>(代表申請者)</p> <p>住所 東京都〇〇 法人名 株式会社〇〇 法人番号 ×××××××××××××××× 代表者の役職名 代表取締役社長 代表者の氏名 ●●●●</p>					
<p>(共同申請者)</p> <p>住所 埼玉県〇〇 法人名 △△株式会社 法人番号 ×××××××××××××××× 代表者の役職名 代表取締役社長 代表者の氏名 ▲▲▲▲</p>					
<p>(共同申請者)</p> <p>住所 千葉県〇〇 法人名 □□株式会社 法人番号 ×××××××××××××××× 代表者の役職名 代表取締役社長 代表者の氏名 ■■■■</p>					
エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第31条第1項の規定に基づき、下記について認定を受けたいので申請します。					

3. エネルギーの使用の合理化のための措置の一体的管理の概要

株式会社〇〇と△△株式会社及び□□株式会社は、エネルギーの使用の合理化等の取組方針及びエネルギー管理の手法を共有して運用するとともに、月次で株式会社〇〇のエネルギー管理統括者が委員長を務める環境技術委員会において、エネルギーの使用の状況等について情報交換を行うことでエネルギー管理の一体性を確保している。

4. 認定管理統括事業者となる者及び管理関係事業者となる者が設置している全ての工場等のエネルギーの使用量の合計量

(〇〇年度) 1,000,000 原油換算kI

5. エネルギーの使用量がエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令第6条に定める数値以上の工場等の一覧

工場等の名称	工場等の所在地	細分類番号 事業の名称				エネルギーの使用量 (原油換算 kI)
		〇	〇	〇	〇	
〇〇工場	〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都〇〇	〇	〇	〇	〇	500,000
▼▼製造業						
××工場	〒〇〇〇-〇〇〇〇 埼玉県〇〇	〇	〇	〇	〇	200,000
▼▼製造業						
△△工場	〒〇〇〇-〇〇〇〇 千葉県〇〇	〇	〇	〇	〇	150,000
▼▼製造業						

6. その他

- 備考
- この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
 - 文字はかい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。
 - 申請書冒頭の※印を付した欄には記入しないこと。
 - 「主たる事業」及び「細分類番号」の欄には、当該工場等において行われる事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。

1. 認定管理統括事業者となる者及び管理関係事業者となる者の概要

(1) 認定管理統括事業者となる者

特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号、認定管理統括事業者番号又は管理関係事業者番号	××××××××
事業者の名称	株式会社〇〇
主たる事務所の所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都〇〇
主たる事業	▼▼製造業
細分類番号	〇〇〇〇
資本金	1億5,000万円
従業員数	1,500名
連絡先	電話 (×× - ××××-××××) FAX (×× - ××××-××××) メールアドレス ××××××@××××

(2) 管理関係事業者となる者

特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号、認定管理統括事業者番号又は管理関係事業者番号	××××××××
事業者の名称	△△株式会社
主たる事務所の所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 千葉県〇〇
主たる事業	▼▼製造業
細分類番号	〇〇〇〇
資本金	1億円
従業員数	1,000名
連絡先	電話 (×× - ××××-××××) FAX (×× - ××××-××××) メールアドレス ××××××@××××

特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号、認定管理統括事業者番号又は管理関係事業者番号	××××××××
事業者の名称	□□株式会社
主たる事務所の所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 埼玉県〇〇
主たる事業	▼▼製造業
細分類番号	〇〇〇〇
資本金	50百万円
従業員数	300名
連絡先	電話 (×× - ××××-××××) FAX (×× - ××××-××××) メールアドレス ××××××@××××

2. 認定管理統括事業者となる者と管理関係事業者となる者の関係

株式会社〇〇は、△△株式会社と□□株式会社の株式の全てを所有しており、株式会社〇〇の子会社に該当する。

別添 1, 2 略

別添を含めた『認定管理統括事業者に係る認定申請書記入例』は、省エネポータルサイト (本書P.63参照) 『連携省エネルギー計画、認定管理統括事業者の認定制度』を参照

各措置における電気の一次換算係数について

下表のとおり、電気の種類によって各評価軸における補正の仕方が異なる点に注意が必要です。

電気の種類				一次換算係数 (GJ/千 kWh)			
				(a) エネルギーの使用の合理化措置	(b) 非化石エネルギーへの転換措置	(c) 電気の需要の最適化措置	
買電	系統電気	自己託送以外	電気事業者からの買電	化石分	8.64	8.64 (化石カウント)	3.6 or 12.2 or 9.4
			非化石分	8.64	8.64 (非化石カウント)	3.6 or 12.2 or 9.4	
		オフサイト PPA	非化石 重み付けなし	3.6	8.64 (非化石カウント)	3.6 or 12.2 or 9.4	
			非化石 重み付けあり	3.6	8.64 × 1.2 (非化石カウント)	3.6 or 12.2 or 9.4	
		自己託送	非燃料由来の非化石電気		3.6	8.64 × 1.2 (非化石カウント)	3.6
			上記以外	化石分	8.64	8.64 (化石カウント)	8.64
	非化石分	8.64		8.64 (非化石カウント)	8.64		
	自営線 (他事業者からの供給)	非燃料由来の非化石電気		3.6	8.64 × 1.2	3.6	
		上記以外	化石分	8.64	8.64 (化石カウント)	8.64	
			非化石分	8.64	8.64 (非化石カウント)	8.64	
自家発	直接使用・自営線 (自社内の供給含む)	非燃料由来の非化石電気 (オンサイト PPA 含む)		3.6	8.64 × 1.2	3.6	
		上記以外		※投入した燃料・熱で カウント (非化石燃料 は0.8倍)	電気の非化石割合を指標とすると き 発電量に対して 8.64 を掛けてカウントする。 上記以外を指標とする とき 投入した燃料・熱で カウントする。(ただし 非化石燃料は 0.8 倍し ない)	※投入した燃料・熱で カウント (非化石燃料 は 0.8 倍)	

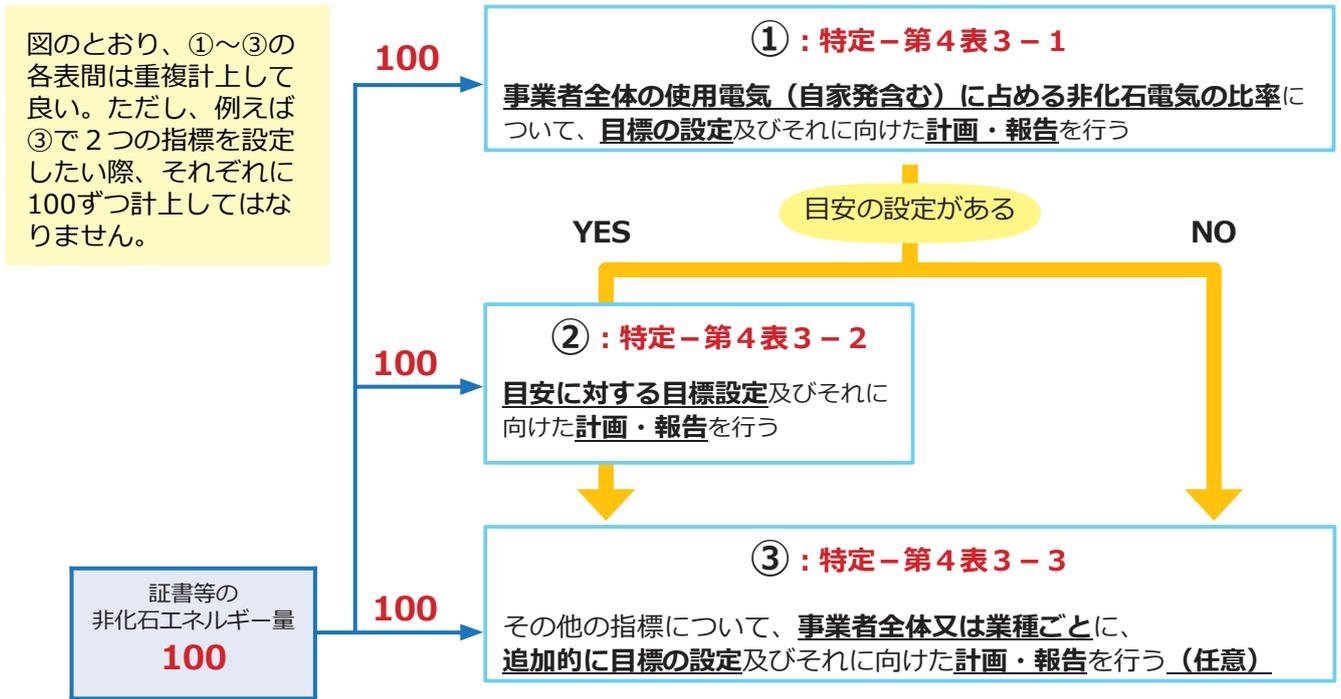
省エネ法の評価対象となる証書等の種類

省エネ法で非化石転換の取組として評価される証書等は下表のとおりです。

熱	電気	その他
<ul style="list-style-type: none"> 非化石熱由来国内クレジット 非化石熱由来オフセット・クレジット 認証済グリーン熱証書 非化石熱由来 J-クレジット 	<ul style="list-style-type: none"> 非化石電気由来国内クレジット 非化石電気由来オフセット・クレジット 認証済グリーン電力証書 非化石電気由来 J-クレジット 非化石証書 	<ul style="list-style-type: none"> その他我が国全体の非化石エネルギーへの転換に資するものとして適切であると認められる証書等

複数の目標を設定する際のクレジット量の分配について

非化石エネルギー使用状況の算定に当たり、証書等の非化石エネルギー量を考慮する際、下図①～③の各表を跨ぐ場合は重複して計上してよいですが、同表内で複数の指標を設定する場合は、その指標間で重複して計上してはなりません。



証書等による非化石エネルギーのみなし使用量の計算方法

- 非化石エネルギーのみなし使用量は、証書等の非化石エネルギー相当量分を化石エネルギー使用量に置き換えて計算を行います。

$$\text{非化石エネルギーのみなし使用量} = \text{報告対象年度の無効化量} - \text{報告対象年度の移転量} + \text{非化石証書に係る電力の量}^{(*)}$$

※ 1月1日～12月31日の発電に係るもの

※ 報告年度の4月1日～6月30日までの間に無効化した国内認証排出削減量の非化石エネルギー相当分についても、当該報告年度の報告に用いることができます。ただしその場合、翌年度の報告に含めることはできません。

●テナントビルにおけるエネルギー管理の在り方

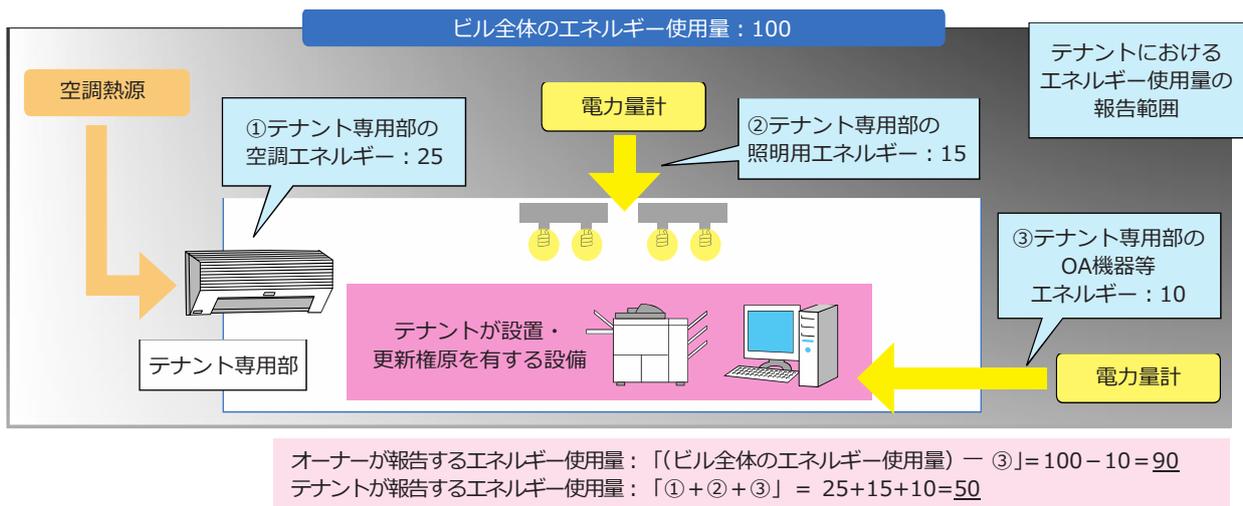
テナントビルにおけるテナント専用部分は、オーナー側のみ、又はテナント側のみでの努力だけでは省エネルギーにつながらない場合が多くあります。省エネルギーの一層の推進のため、オーナー・テナント双方が協力してエネルギー管理を行ってください。今般の省エネ法の改正に伴い、事業者は新たに電気需要最適化時間帯の電気使用量を報告することとなりますが、報告範囲はこれまでと同様とし、また、これまでと同様の手法によって推計した電気使用量を用いて報告することができます。

- オーナーは、テナントがエネルギー管理権原^{※1}を有している設備以外のエネルギー使用量を報告。^{※2}
- テナントは、エネルギー管理権原の有無に関わらずテナント専用部に係る全てのエネルギー使用量（テナントがエネルギー管理権原を有する設備、オーナーがエネルギー管理権原を有する空調・照明等）を報告。
- オーナーは、テナントに対し、テナント専用部のエネルギー使用量について可能な範囲で情報提供することが必要（判断基準にも規定）。
- テナントは、実測値を報告することが困難な場合には、推計値で報告することも可能。
- 推計値を算出する際の推計手法は、事業者がその状況に応じ、適切かつ合理的な手法を選択することが求められます。

※1：エネルギー管理権原……設備の設置・更新権限を有し、エネルギー使用量を実測値として把握できること。

※2：ベンチマーク指標の状況（特定-第6表）の報告においては、事業者間の公平性の観点から、オーナーは、テナントがエネルギー管理権原を有している設備のエネルギー使用量を含めて報告してください。これに伴い、事業者の過去5年度間のエネルギー消費原単位等の変化状況等（特定-第2～4表）の報告においても、オーナーは、テナントがエネルギー管理権原を有している設備のエネルギー使用量を含めて報告することも可能です。

テナントビルにおけるエネルギー使用量の報告のイメージ

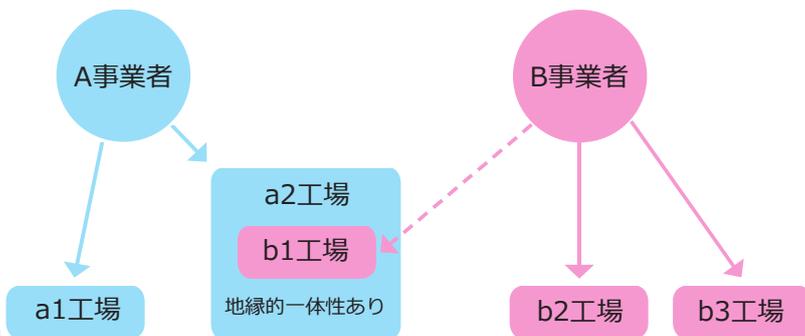


●地縁的一体性を持った複数事業者の取扱い

同一敷地内又は隣接した敷地に工場が設置されている場合がありますが、以下の条件を満たす場合、A事業者がb1工場のエネルギー使用量をまとめて報告^{※3}することもできます。

条件

- ① 両工場に地縁的一体性^{※4}が認められること。
- ② A事業者の総エネルギー使用量が1,500kℓ/年度以上であること。
- ③ 「A事業者がb1工場の省エネ法上の義務を負うこと」についてA事業者、B事業者の両者が合意していること^{※5}。
- ④ 前年度のa2工場とb1工場のエネルギーの使用量の合計値が、第二種エネルギー管理指定工場等の裾切り値を上回る場合、A事業者はa2工場にその合計値が該当する区分に応じた人数のエネルギー管理者、エネルギー管理員を選任すること。



※3：A事業者は、b1工場の情報を定期報告書等で報告するとともに、b1工場のエネルギーの使用の合理化等に努めることが必要です。

※4：同一敷地内又は隣接した敷地に両工場が設置され、かつ、両工場にエネルギー管理上の結びつきがあるもの。

※5：覚書等の書面をもって合意することが必要です。覚書は国に提出する必要はありませんが、事業者両方で保管しておく必要があります。

資源エネルギー庁の「省エネポータルサイト」では、省エネに関する国の規制や各種支援制度の概要等をご紹介します。省エネ法について詳しく知りたい場合はポータルサイトへアクセスしてください。

検索キーワード例

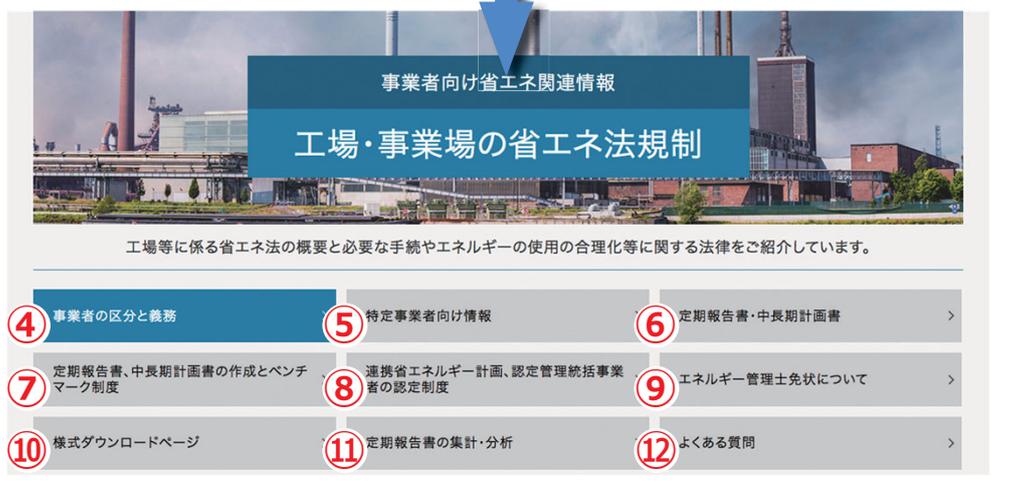
検索



① **事業者向け省エネ**をクリックしてください。「省エネ法の概要」「工場・事業場の省エネ法規制」「輸送の省エネ規制」など、様々な省エネ関連情報をご覧いただけます。

② **省エネ法の概要**についてのページでは省エネ法の概要と必要な手続き、各種制度の概要等をご紹介します。クラス分け評価制度、中長期計画指針、お問い合わせ先等も掲載されています。

③ **工場・事業場の省エネ法規制**のページでは、工場・事業場向けの省エネ法手続やエネルギー管理士免状に関して紹介しています。



④ **事業者の区分と義務**のページでは事業者全体としての義務、エネルギー管理指定工場等ごとの義務等を解説しています。
→本書P.4参照

⑤ **特定事業者向け情報**のページでは、特定事業者・特定連鎖化事業者の区分や届け出について解説し、原油換算ツールもダウンロードできます。→本書P.3参照

⑥ **定期報告書・中長期計画書**のページでは、特定事業者・特定連鎖化事業者が提出すべき定期報告書・中長期報告書についての情報をご提供しています。→本書P.25～57参照

⑦ **定期報告書、中長期計画書の作成とベンチマーク制度**のページでは、定期報告書及び中長期計画書等の記入要領や電子申請の方法についての情報を提供しています。→本書P.16,25～57参照

⑧ **連携省エネルギー計画、認定管理統括事業者の認定制度**のページからは、連携省エネルギー計画申請の手引き [工場等] や認定申請書をダウンロードしていただけます。→本書P.17～19参照

⑨ **エネルギー管理士免状**のページでは、エネルギー管理士免状交付申請についての情報を提供しています。申請書もこちらでダウンロードしていただけます。→本書P.7参照

⑩ **様式ダウンロードページ**からは、省エネ法の各種様式をダウンロードできます。

⑪ **定期報告書の集計・分析**のページからは、定期報告書の集計表やレポートを取得することができます。

⑫ **よくある質問**のページでは、頻繁に寄せられる質問について掲載しています。→本書P.66参照

5

定期報告書及び中長期計画書の電子提出

●電子申請のメリット

- オンラインによる定期報告の提出は、郵送等による紙での提出より便利です。複数の提出先に対する印刷と郵送が不要で、システムを介した再提出も可能です。
- 令和4年度からは、定期報告書と中長期計画書の作成・提出に行える、より便利な電子報告システム「省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム（EEGS）」の運用を開始しています。
- 従来の定期報告書作成支援ツール（アプリ版、Excel版）は令和5年度をもって廃止しましたので、令和6年度以降は原則EEGSにて定期報告書を作成・提出してください。
- 行うためには、事前に「電子情報処理組織使用届出書」の提出が必要となりますが、一度提出を行えば改めて手続きすることは不要です。詳細は下記をご参照ください。

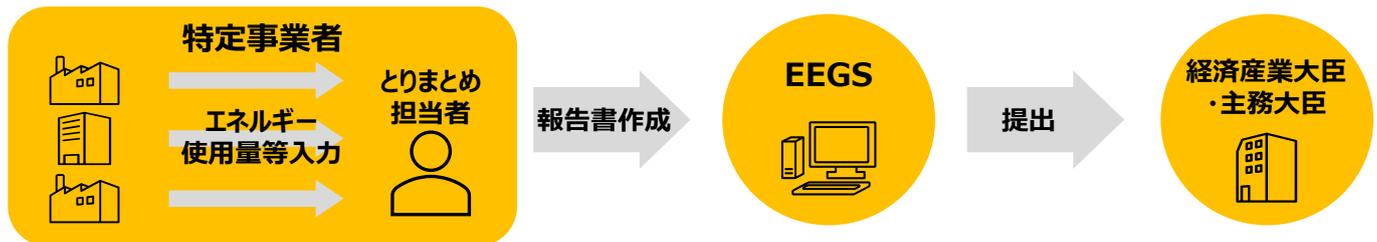
省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム

通称：EEGS（イーグス）

Energy Efficiency and Global Warming Countermeasures online reporting System

- EEGSの操作方法等の説明会動画と説明会資料もあわせてご参照ください。

<https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/eegs/discusses>



事業所のエネルギーのとりまとめ、報告書の作成・提出をワンストップで行うことができます。

●EEGS利用のメリット

報告書提出に伴う作業の軽減	システム上で報告書提出が完了するため、紙での提出は不要 省エネ法・温対法・フロン法における各種報告の一元管理が可能
算定精度の向上	システム上で入力値の自動チェックが可能のため、 事業所管省庁からの差戻し回数が減少
過年度報告内容の蓄積	過去に提出した報告書の内容を確認でき、過年度の報告内容を参照しつつ 今年度の報告書を作成可能
報告書処理状況の可視化	提出した報告書の省庁での処理状況（提出、受理、差戻し等）がシステム 上で確認可能

●電子情報処理組織使用届出書の届出手順

① 電子情報処理組織使用届出書の作成



特定事業者等の皆様

② 提出



経済産業局

③ 電子申請に必要なID・PWを通知

『電子情報処理組織使用届出書』は省エネポータルサイトの『様式ダウンロードページ』の様式43を参照。電子情報処理組織使用届出書に特定排出者番号、特定事業者番号、所在地、事業所名等の基本的な情報を記載。申請から通知まで1ヶ月ほどかかりますので、定期報告書等の提出期限（7月末）までに余裕をもって申請してください。

6

各種支援策

●省エネルギー設備への更新を促進するための補助金（令和5年度補正予算）

（省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金、省エネルギー投資促進支援事業費補助金）

工場・事業場において実施されるエネルギー消費効率の高い設備への更新等を以下の取組を通じて支援する。

（Ⅰ）工場・事業場型

工場・事業場全体で、機械設計が伴う設備又は事業者の使用目的や用途に合わせて設計・製造する設備、先進型設備等の導入を支援。



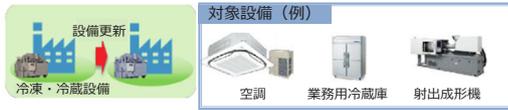
（Ⅱ）電化・脱炭素燃转型

化石燃料から電気への転換や、より低炭素な燃料への転換等、電化や脱炭素目的の燃料転換を伴う設備等の導入を支援。



（Ⅲ）設備単位型

省エネ性能の高いユーティリティ設備、生産設備等への更新を支援。



（Ⅳ）エネルギー需要最適化型

エネマネ事業者等と共同で作成した計画に基づくEMS制御や高効率設備の導入、運用改善を行うより効的・効果的な省エネ取組について支援。



※エネルギー管理支援サービスを通じて工場・事業場等の省エネを支援する者。

●省エネルギー診断（中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費）

（1）中小企業等に向けた省エネルギー診断拡充事業費補助金（令和5年度補正予算）

設備更新やエネルギー管理状況の見直しによる省エネを図ろうとする中小企業等に向けて、工場・ビルの空調や照明、ボイラ等の希望する設備ごとに、省エネルギー診断を安価に実施し、運用改善や設備投資の提案を実施。

（2）エネルギー利用最適化診断等事業（令和6年度当初予算）

工場・ビル等全体のエネルギーの管理状況を診断し、省エネ取組や再エネ導入に関するアドバイスを行う省エネルギー診断の費用の一部を国が支援。

（3）地域エネルギー利用最適化取組支援事業（令和6年度当初予算）

省エネや再エネ導入に係る相談に対応できる支援拠点（地域プラットフォーム）を全国に設置し、省エネルギー診断から診断後の省エネ取組に関する計画の策定・実施見直しまで、経営状況も踏まえつつ一貫して支援。

省エネ クイック診断

1 こんな方におすすめ!!

- ☑ 光熱費を下げたい
- ☑ 気になる設備（空調などの）省エネアドバイスを受けたい
- ☑ すぐできる省エネ取組を知りたい

2 3つのクイックポイント

契約から報告会までの期間
最短1か月

短時間でニーズに
応じた診断が可能

即日実行可能な
運用改善をご提案

■ 省エネ診断のメリット

メリット①

短時間でニーズに応じた診断が可能

➢ エネルギーコストが気になる設備から短時間で診断可能

※1設備のみの診断も可能です。

メリット②

費用0円でのコスト削減も可能

➢ 設備、機器の最適な使い方の提案

➢ 温度、照度等の設定値の適正化

※診断費用はかかりません。

メリット③

省エネ取組の立案支援

➢ エネルギー使用量を把握することで、コスト意識の醸成や設備更新の判断材料とすることが可能

●省エネルギー設備投資利子補給金助成事業費補助金（令和6年度当初予算）

指定金融機関（民間金融機関等）から融資を受ける事業者に対して利子補給を行う。

支援策の具体例

①既設工場への新たなボイラーの増設



②新設ビルへの設備導入



③ソフト面での省エネ取組



●環境・エネルギー対策資金（省エネルギー関連）（財政投融资）

法定耐用年数を超過した既存設備を更新・増強するために省エネ設備等を導入する中小企業者等に対して、株式会社日本政策金融公庫から低利融資を行う。

<改正省エネ法について>

Q1. 改正省エネ法に基づく定期報告書及び中長期計画書はいつから提出になりますか。

A. 既に令和5年度提出分については新しい様式に基づき中長期計画書を提出頂きましたが、令和6年度提出分については、中長期計画書に加え、定期報告書についても新しい様式で提出頂くこととなります。

Q2. 省エネ法改正に伴い、ベンチマーク指標について国が定める目標値は変更となりますか。

A. ベンチマークは当面、旧省エネ法の算定方法（非化石エネルギーは含めない）、電気の一次エネルギー換算係数（9.76GJ/千kWh）及び目標値を継続します。

Q3. 太陽光発電による電気の使用量 $k\ell$ はどのように算定するのでしょうか。

A. 太陽光発電による電気は、一次エネルギー換算係数を3.6GJ/千kWhとして熱量換算したのち、原油換算係数0.0258 $k\ell$ /GJを乗じて算定してください。

<定期報告書の書き方について>

Q4. 調整後温室効果ガス排出量を算定するための電力会社の排出係数メニューのどれを使えば良いのでしょうか。

A. 調整後排出係数について、供給を受けている電気に関するメニュー別係数が不明な場合、まずは社内の電気主任技術者にご確認ください。それでも不明な場合は、契約している電力小売事業者に直接お問い合わせください。その際、省エネ法・温対法の報告に使用する旨をご担当者にお伝えください。

Q5. エネルギー使用量と密接な関係を持つ値（原単位分母）を変更したい場合、どうしたら良いのでしょうか。

A. 変更理由、及び過去5年間分の変更前後の対比表を作成して定期報告書に添付してください。提出前に事前の相談が必要かどうか、管轄する地域の経済産業局へ確認してください。

Q6. テナントビルにおいて、オーナー、テナントそれぞれのエネルギー使用量の参入範囲を教えてください。

A. オーナーは、テナントがエネルギー管理権原を有している設備以外のエネルギー使用量について算入する必要があります（テナントがエネルギー管理権原を有している設備のエネルギー使用量を含めて報告することも可能です）。一方、テナントは、エネルギー管理権原の有無に関わらず、テナント専用部にかかるエネルギー使用量（テナントがエネルギー管理権原を有する設備、オーナーがエネルギー管理権原を有する空調・照明など）をすべて算入する必要があります。なお、「エネルギー管理権原を有している」とは、①設備の設置・更新権原を有し、かつ、②当該設備のエネルギー使用量が計量器等により特定できる状態にあることをいいます（詳細は本書P.62参照）。

Q7. 都市ガスの換算係数(GJ/千 m^3)を教えてください。

A. 都市ガス供給事業者にご確認ください。「省エネルギー法定期報告書・中長期計画書（特定事業者等）記入要領」の別添資料「都市ガス供給事業者の供給熱量一覧」に記載されている標準熱量(MJ/ m^3)を換算係数として利用することも可能です。

Q8. 改正様式の定期報告書の作成にあたり、これまでから追加が必要となる情報を知りたい。

A. これまでから追加が必要となる情報は以下の通りです。報告書の作成に向け、前もって情報の整理をお願いします。

追加項目	必要となる情報
非化石エネルギーの使用量	非化石エネルギー（「②改正の概要」に掲げる水素、アンモニア等）の使用量
購入した熱・電気種別及び非化石割合に係る情報	供給事業者から熱・電気を調達した際のメニューやその使用量・非化石割合
非化石エネルギーの使用状況	使用したエネルギーに占める非化石エネルギーの割合 設定された定量指標の達成状況やそれらを算出する根拠となる情報
使用量算出に係る情報	非化石エネルギーの使用量算出に用いた証書等の番号
非化石エネルギーへの転換に関する事項	非化石エネルギーへの転換に向けて提出した中長期計画書の内容を踏まえ、目標実現に向けて実際に執った措置の実施状況と結果
電気需要最適化を踏まえた電力使用量の内訳、措置の実施日数	月別又は時間帯別の電力の使用量 DRを実施した日数

<非化石目標に関して>

Q9. 電気の非化石目標の設定にあたり、現状の非化石割合はどのように確認すればいいか。

A. 非化石割合の計算に当たっては、以下のページに掲載している「計算サポートツール」をお使い下さい。

算出時の計算方法についてはマニュアル内に説明がございます。

ツールにて現状の非化石割合を確認頂き、今後の取組によってそれくらいその割合を高めることができるかを考慮頂いた上で目標の設定をお願いします。

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/factory/support-tools/

<中長期計画書の書き方について>

Q10. 中長期計画書「中長期計画作成指針」の欄の記入方法を教えてください。

A. 「中長期的な計画の作成のための指針（中長期計画作成指針）」が業種ごとに計4種類（「専ら事務所」、「製造業」、「鉱業、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業」、「上水道業、下水道業及び廃棄物処理業」）作成・制定されています。中長期計画書の計画内容がこれらの中長期計画作成指針に記載がある場合、該当する項番を記載してください。なければ斜線を引いてください。

例：製造業で廃熱回収装置導入を計画した場合、「製造業1(3)」と記入。

Q11. ベンチマーク対象外の業種等の場合、中長期計画書の記入方法について教えてください。

A. ベンチマーク対象外の業種等の場合、「II 計画内容及びエネルギー使用合理化期待効果」「1. 前年度のエネルギー使用量 等」の「区分」「対象となる事業の名称（セクター）」「ベンチマーク指標の状況（単位）」「対象事業のエネルギー使用量（原油換算kL）」「2. ベンチマーク指標の見込み」及び「3. 計画内容及びエネルギー使用合理化期待効果」のベンチマークに係る欄については空欄としてください。

Q12. 中長期計画書の提出が免除になる条件を教えてください。

A. 直近過去2年度以上連続でS評価の場合、翌年度以降、最後に提出した中長期計画の計画期間内(5年が上限)は、S評価を継続している限りにおいて、中長期計画の提出を免除します。なお、計画期間の最終年度には提出が必要ですので、ご注意ください。

<電子申請について>

Q13. 「定期報告書作成支援ツール」は令和6年度も配信されるのか教えてください。

A. 「定期報告書作成支援ツール」は令和5年度をもって廃止しますので、令和6年度以降は配信いたしません。令和6年度以降の報告に当たっては、EEGSをご利用頂くようお願いいたします。

Q14. 電子申請の手順を教えてください。電子申請を申し込んでからのID、PW到着期間について教えてください。

A. 「電子情報処理組織使用届出書」を本社機能所在地の経済産業局へ提出すると、電子申請に必要なID/パスワードが通知されます。申請から通知まで1か月ほどかかりますので、定期報告書等の提出期限までに余裕をもって申請してください。

Q15. 電子申請時に代表者印は不要なのでしょうか。

A. 代表者印は不要ですが、経済産業局から通知されたID/パスワードが必要になりますので、大切に保管してください。なお、電子申請の初回利用時には所定の手続きが必要になります（詳細は本書P.64参照）。

Q.16 ExcelやWordで作成した中長期計画書、定期報告書をEEGSに添付する形で提出することは可能でしょうか。

A. ExcelやWordをEEGSに添付する形で中長期計画書、定期報告書を提出頂くことはできません。令和5年度は中長期計画書のみ添付する形での報告ができましたが、令和6年度以降はできなくなります。中長期計画書、定期報告書いずれについてもEEGS上で作成・提出頂くようお願いいたします。

定期報告書の作成、提出について詳しく知りたい方は、
省エネポータルサイト（本書P.63参照）『定期報告書、中長期計画書の作成とベンチマーク制度』を参照

お問合せ先



経済産業省
資源エネルギー庁 省エネルギー課

〒100-8931
東京都千代田区霞ヶ関 1-3-1
TEL 03-3501-9726

産業技術環境局 環境政策課 環境経済室
(温室効果ガス排出量の報告に関する問合せ)

TEL 03-3501-1679

	電話番号	担当地域
北海道経済産業局 エネルギー対策課	TEL 011-709-1753	北海道
東北経済産業局 エネルギー対策課	TEL 022-221-4932	青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島
関東経済産業局 省エネルギー対策課	TEL 048-600-0362	茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・ 神奈川・新潟・山梨・長野・静岡
中部経済産業局 エネルギー対策課	TEL 052-951-0417	富山・石川・岐阜・愛知・三重
近畿経済産業局 エネルギー対策課	TEL 06-6966-6051	福井・滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山
中国経済産業局 エネルギー対策課	TEL 082-224-5741	鳥取・島根・岡山・広島・山口
四国経済産業局 エネルギー対策課	TEL 087-811-8535	徳島・香川・愛媛・高知
九州経済産業局 エネルギー対策課	TEL 092-482-5474	福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島
沖縄総合事務局 経済産業部 エネルギー・燃料課	TEL 098-866-1759	沖縄

検索キーワード例

北海道 経産局 省エネ法

検索

関係機関・窓口

- 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 (温室効果ガス排出量の報告に関する問合せ)
- 一般財団法人 省エネルギーセンター

TEL 03-5521-8249

TEL 03-5439-9710

省エネ法に関する情報は、省エネポータルサイトをご覧ください。

➡ https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/index.html#enterprise-section

検索キーワード例

省エネポータル 特定事業者

検索



地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）に基づく温室効果ガス排出量の算定、報告、公表制度について詳細は以下の URL をご参照ください。

➡ <https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/>



発行元



経済産業省
資源エネルギー庁 省エネルギー課

〒100-8931
東京都千代田区霞ヶ関 1-3-1
TEL 03-3501-9726



リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用紙へ
リサイクルできます。